

記念式次第(午前十時)

- 一、一同敬禮
- 二、開式ノ辭
- 三、國歌合唱
- 四、東方遙拜
- 五、勅語奉讀
- 六、會長ノ式辭
- 七、表彰

教育功勞者表彰は先づ本會に對する功勞者元の會長現顧問神崎勳氏、現會長白坂榮彦氏、現副會長津田利夫氏、現評議員添田雷四郎氏(現縣會議長)の四氏は何れも本會の役員として多年(十五年以上)貢獻、效績顯著なるものとして表彰され、神崎氏總代として表彰状及び記念品を受け、續いて五十人以上の教育功勞者として佐々木巳喜次氏七名を代表し、四十人以上の野田實氏五十六名を代表し、三十五年以上の學校教育現職の功勞者として上野源藏氏五十六名を代表し前同様それら、表彰状及び記念品を受けて表彰式を終つた。

次に祝辭は赤松福岡縣知事、九州帝大總長代理寺野工學部長、帝國教育會長(安河内本會理事代讀)、九州沖繩八縣聯合教育會代表熊本縣教育會長(奥田熊本縣教育會主事代讀)、添田縣會議長、久世福岡市長、本縣各郡市教育支會代表山門郡教育支會長戸次純一氏の祝辭あり、元農林大臣山崎達之輔氏及び現遞信政務次官田島勝太郎氏外十數通の祝電披露被表彰者總代として、久留米市佐々木巳喜次氏の謝辭にて豫定の式行事を終つた。

會長ノ式辭

本日茲ニ福岡縣教育會創立五十年記念式典ヲ舉行スルニ當リ、多數貴賓ノ貴臨ヲ辱ウシタルハ本會無上ノ光榮トシテ會員一同深ク感謝スル所ナリ。  
願ミルニ、本會ハ明治二十一年五月本縣書記官山崎忠門氏ノ提唱ニヨリ、各行政區ヨリ委員ヲ會同セシメ創立會ヲ開キタルニ始マル。  
會則第一條ニ「本會ハ縣下教育ノ氣脈ヲ疏通シ其改良進歩ヲ企圖シ、併セテ教育事業ヲ振起スルヲ以テ目的トス」トアリ。是レ時勢ノ然ラシムルトコロトハ謂ヘ、當時縣下ノ教育者相互

- 八、祝辭
- 九、被表彰者ノ謝辭
- 一〇、閉式ノ辭
- 一一、一同敬禮

白坂 會長  
白坂 會長  
安河内理事

ノ懇親ヲ結ビ、更ニ知徳ヲ研鑽シテ以テ本縣教育ノ伸展ニ企圖セシガ爲メニ外ナラザルモノト信ズ。  
爾來春風秋雨正ニ五十年、會運時ニ一弛一張アリト雖モ、概ネ順調ナル發達ヲ遂ゲ、大正三年文部省ヨリ  
「創立以來諸般ノ施設ヲ爲シ其ノ成績見ルベキモノアリ」  
ト選奨ノ光榮ヲ負ヒ昭和九年組織ヲ社團法人ニ改メ益々其ノ基礎ヲ鞏クセリ。今ヤ會員二萬ヲ越エ、堂々タル我等ノ會館ヲ有シ、地方教育團體トシテ聊カ國家ノ教育ニ貢獻スルヲ得タル所以ノモノハ是レ全ク、歴代縣當局並ニ大方有志各位ノ其大ナル指導誘掖ニ負フ所極メテ大ナルモノアルヲ想ヒ、茲ニ深甚ナル

敬意ト謝意トヲ表スルモノナリ。

今本會ノ沿革ヲ見ルニ、夙ニ私設ノ團體トシテ獨自ノ活動ヲ爲シ、更ニ各郡市教育會トノ緊密ナル聯絡ヲ保チ以テ本會本來ノ使命遂行ニ努メ、延イテ以テ本縣教育ノ向上ニ資セリ。其ノ他各種事業ヲ畫策シ且進シテ他ノ教育團體ニ參加シテ地方並ニ中央ノ教育運動ニ關聯シ、其目的ヲ達成シタルモノ妙シトセズ。

我等後進會員ガ此光輝アル歴史ヲ回想シ現在ノ盛運ヲ祝福シ以テ多大ノ矜持ヲ覺ユル所以ノモノハ幾多先輩各位盡瘁ノ賜ニ外ナラザルヲ想ヒ感謝ノ念更ニ禁スベカラザルモノアリ。乃チ現在會員中功勞者百八十二氏ヲ表彰セントスル光榮ヲ有スルハ最モ欣快トスル所ニシテ深甚ナル敬意ヲ表ス。

抑々教育ハ國家百年ノ大計ニシテ國運ノ消長ニ重大ナル關係ヲ有スルコト言テ俟タズ。殊ニ我が國現下ノ情勢ニ於テハ、皇國精神ノ振作國家教育ノ更張ヲ要スルコト愈々急ナルモノアリ。事ニ教育ニ從フ者ノ使命益々重キヲ加フ、我等會員タルモノ夙夜思テ茲ニ致シ奮勵努力以テ自己ノ本分ヲ全ウシ、皇恩ノ萬一ニ酬イ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ。聊カ無辭ヲ陳ベテ式辭トス。

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣教育會長 白坂 榮彦

縣知事 祝辭

本日茲ニ福岡縣教育會創立五十年記念式ヲ舉行セラル、ニ當リ、一言祝辭ヲ述ブルハ、寔ニ欣幸トスル所ナリ。

本會ハ明治二十一年五月ノ創立ニカ、リ、時ヲ閱スルコト正ニ五十年、其ノ間實ニ教育ノ振興ヲ圖リ教職ノ神聖ヲ擁護シ、夙ニ機關紙「福岡縣教育」ヲ發行シテ、侃諤ノ論陣ヲ張リ各種教育會ノ開催ヲ始メトシテ、所有施設ヲ通シ機會ヲ捉ヘテ會員ノ啓發與論ノ指導ヲ怠ラズ、穩健ニシテ中正、而モ濶刺タル生氣ヲ縣下教育界ニ注入シ、積極、進取以テ克ク各種教育運動ノ達成ニ努メ、彪大ナル會員ヲ擁スト雖モ體制毫亂レス結束シテ眞平教育報國ヲ誓ヒ、分擔シテ赤誠ヲ子弟ニ注グ、研究爲メニ眞劍ニ、實績爲メニ顯著ナリ、時局進展シテ國家非常ノ秋ニ當ルヤ、淨財ヲ獻納スル等、時ニ應ジ處ニ從ヒ、有效適切ナル事業ヲ行ヒ、縣教育ノ進展ニ貢獻スル所妙カラズ。由來本縣ガ教育縣ノ名ヲ擅ニシ西日本ニ其ノ王座ヲ占ムル所以ノモノ、本會ノ力與ツテ大ナルモノアリ。

今ヤ堂々タル會館ヲ有シ縣下二十九郡市ニ支會ヲ設ケ會員既ニ二萬ヲ超ユ亦盛ナリト言フベシ。  
籲テ現下ノ重大時局ニ思フ致セバ上 皇室ノ御稜威ト下皇軍將士ノ忠烈ニ依リ連戰連勝支ヲ膺懲シテ國威ヲ宣揚シツ、アリト雖モ、今次事變ノ特質ニ鑑ミ、經濟戰ト謂ハズ思想戰ト謂ハズ物心一如ノ國力戰ニ於テ勝ヲ制スベク、銃後國民ノ一大奮起ヲ要スルノ時期ナリ。

此秋ニ當リ難局ヲ打開シ國運ヲ無窮ノ進展ニ措クモノ一ニ肇國ノ理想ニ立テル國民教育ノ力ニ依ラズンバアラズ。教育者ノ責任亦重且ツ大ナリト言フベシ。本會會員タルモノ益々其ノ使命ノ重大ナルヲ思ヒ愈々國體ノ本義ヲ明カニシテ、日本精神ノ

顯揚ヲ圖リ、健全ナル國民ヲ養成シテ、以テ國家ノ所期スル國民精神總動員ノ成果ヲ收ムルニ献身ノ努力ヲ致サザル可ラズ。果シテ然ラバ時艱ヲ克服シテ教育報國ノ赤誠ヲ貫徹スルヲ得ンカ。本日ノ盛典ニ臨ミ、謹テ祝意ヲ表スルト共ニ將來ノ活躍ヲ期待シ、以テ祝辭トナス。

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣知事 赤松 小寅

九州帝國大學祝辭

秋氣漸ク深クシテ霜葉飄々鮮カナルノ好季ヲトシ、本日茲ニ福岡縣教育會創立五十年記念式ヲ舉行セラル、ニ方リ、一言祝辭ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ余ノ最モ欣幸トスル所ナリ。

惟フニ教育ハ經國ノ大業ニシテ一步之ヲ誤ランカ、國家ヲシテ危殆ニ瀕セシムルニ至ルモノナルコトハ隣邦支那ノ悲惨ナル現狀ニ鑑ミルモ多言ヲ要セザル所ナリ。本會ハ明治二十一年創立以來常ニ本縣教育界ノ健全ナル發達ヲ計リ、當局其人ヲ得テ會禮日ニ堅ク、會員互ニ團結ト切蹙トニ力メ、會運年々昌ニシテ、今ヤ各郡市ニ支會ヲ設置スルコト二十九、會員ヲ擁スルコト二萬、機關紙福岡縣教育ヲ發行スルコト四百九十號ニ及ビ名實共ニ西日本ニ於ケル斯界ノ雄トシテ教育ノ振興ニ偉大ナル足蹟ヲ印スルニ至レリ。本縣ガ教育雄縣ノ名ヲ恣ニシ得ル所以ノモノ實ニ本會ノ力ニ負フ所大ナルモノアリト謂フベシ。而モ尙本會ハ現狀ヲ以テ足レリトセズ、茲ニ盛大ナル記念式典ヲ催シ非常時局ノ下更ニ團結ヲ鞏固ニシ新計畫ヲ樹立シテ以テ明日ノ飛躍ニ備ヘラレムトス。國家ノ爲メ眞ニ慶賀ニ堪ヘザル所ニ

昭和十二年十一月二十一日

九州帝國大學總長 荒川 文六

帝國教育會會長祝辭

本日茲ニ福岡縣教育會物故教育者慰靈祭並ニ創立五十年記念式典ヲ舉行セラレマスコトハ洵ニ慶賀ノ至リニ堪ヘマセン。貴會ノ創立ハ遠ク明治二十一年デアリマシテ、會員諸君ハ夙ニ和衷協力セラレ、教育上常ニ適切ナル調査研究ヲナシ、或ハ先賢ヲ顯彰シ、教育功勞者ヲ表彰スル等業績大イニ見ルベキモノガアリマス。殊ニ福岡醫科大學設立運動ヲ起シテ、之ヲ實現シ、又盲啞學校ノ創設ヲ提唱シテ、目的ヲ達成シタルガ如キハソノ顯著ナルモノデアリマシテ、大正三年文部省ヨリ教育事業貢獻ノ廉ヲ以テ表彰セラレタルハ洵ニ故ナキニ非ズト云フベキデア

リマス、曩ニ縣下教育會館ヲ建設シテヨリ市十九郡二十九支會二萬ノ會員諸君愈々協同團結シテ、貴縣教育ノ伸展ニ一致ノ努力ヲ拂ハレツ、アルハ眞ニ欣快ニ堪ヘザルトコロデアリマス。

現下ノ時局ハ正ニ舉國一致國民精神總動員ニヨリ時艱克服ニ努メネバナラヌ秋デアリマス。殊ニ我等國家教育ノ重責ニ當ルモノハ國民ニ範ヲ垂ル、意氣ヲ以テ教育盡忠報國ノ誠ヲ致サネバナラヌト信ジマス。本日ノ慶典ニ際シマシテ貴會多年ノ效績ニ對シ深甚ノ敬意ヲ表スルト共ニ、貴會將來ノ隆昌ヲ祈ツテヤマナイ次第デアリマス。聊カ無辭ヲ述ベテ祝辭トイタシマス。

昭和十二年十一月二十一日

帝國教育會會長 永田 秀次郎

九州沖繩八縣聯合教育會會長祝辭

茲ニ福岡縣教育會創立五十年記念式ヲ舉行セラル、ニ方リ、九州沖繩八縣聯合教育會ヲ代表シテ祝辭ヲ述ブルノ機會ヲ與ヘラレタルハ余ノ最モ欣幸トスル所ナリ。

惟フニ本縣ハ九州ニ於ケル産業、交通、國防其ノ他ノ諸方面ニ特殊ノ地位ヲ確保シ、全日本樞要地ノ一タリ。而シテ之ヲ教育ノ方面ヨリ見レバ、最高學府ヲ始メトシテ、各種高等專門教育機關ノ完備セルアリ、若シソレ中等教育初等教育組織ノ普及發達等ニ至リテハ海内ソノ比肩ニ乏ンキノ感ナクンバ非ズ。洵ニ西日本教育文化ノ中核トイフモ敢テ過褒ニ非ザルベシ。然リ而シテ勢ノ妥ニ及ベルモノ其ノ因由スル所一ニシテ止マラザルハ論ナシト雖モ、我方福岡縣教育會多年ノ效績穩然トシテ其ノ

多キニ居ルコトハ想察ニ難カラザル所ナリ。

抑々教育會ハ家庭、學校、社會等ノ教育ハ勿論教員ノ身上關係行政等ニ至ルマデソノ關與スル分野最モ廣汎ニシテ其ノ使命亦甚高遠ニ事業ノ影響スル所ハ一縣教育ノ隆替ニ關ハルコト頗ル大ナリ事ニ其ノ局ニ當ル者誰カ責任ノ重大ナルヲ痛感セザルモノアラシヤ。而モ本會ガ西日本隨一ノ雄縣ニ立脚シテ無慮二萬ニ達スル所屬會員ノ融和戮力一致邁進ノ基軸トナリ營々五十年遂ニ今日ノ盛大ヲ將來セラレタルモノ、眞ニ我々ノ敬服シテ措カザル所以ナリ。

職ツテ思フニ今ヤ時局愈々紛糾シ國歩益々多難ヲ加フ此秋此際國家百年ノ大計ニ參畫スル重要分子トシテ我ガ福岡縣教育會ガ本日ノ祝典ナ一劃期トシ努力精進更ニ飛躍ノ効果ヲ收メラレシコトヲ期待シテ止マザル次第ナリ。茲ニ聊カ感懷ヲ叙シテ以テ祝辭ニ代フ。

昭和十二年十一月二十一日

熊本縣教育會會長 赤星 典太

縣會議長祝辭

本日福岡縣教育會創立五十年記念ノ祝典ヲ舉行セラル、ニ當リ、祝辭ヲ述ブルコトヲ得ルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ。抑々教育ハ國家興隆ノ基ニシテ文化ノ進展産業ノ振興等ニ教育ノ力ニ俟ツヘキモノ鮮少ナラズ。明治維新ノ大業成リ歐米文化ノ東漸ヲ見ルヤ、畏クモ 明治大帝ハ勅詔ヲ賜ヒテ國民道徳ノ軌範ヲ垂レサセ給ヘリ。本縣教育者又克ク御聖旨ヲ奉シ、夙ニ教育ノ振興ヲ圖リ、明治二十一年五月本會ヲ創立シ、爾來

幹部ノ指導ト會員ノ協力ニ依リ會務愈々進展シ、機關雜誌ノ發行ニ、各種教員部會ノ開催ニ以テ教育運動ノ達成ニ努メ、又講習講演等ヲ主催シテ會員ヲ啓蒙シ、或ハ教育功勞者ノ表彰又ハ報國縣教育號軍用飛行機ヲ献納スル等常ニ本縣教育ノ中心指導機關トシテ有効適切ナル事業ヲ遂行シ、五十年ノ久シキニ亘リ終始一貫教育ノ進展ニ貢獻セリ。本縣ガ所謂西日本ニ於ケル教育縣トシテ稱ヘラル、所以ノモノ又本會ノ力與ツテ大ナルモノアリト信ズ。

今ヤ支那事變ノ勃發ニ伴ヒ、國際關係益々複雜ニシテ統後國民ノ一大奮起ヲ要スルノ秋ナリ。職ヲ教育ニ奉ズル者ノ責務亦一層重且ツ大ナリト謂フベシ。希クハ明治大帝ノ御聖旨ヲ奉體シ、戮力協心本縣教育ノ振興ニ精進以テ多々益々教育報國ノ實ヲ擧ゲラレンコトヲ。茲ニ聊カ無辭ヲ述ベテ祝辭トス。

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣教育會議長 添田雷四郎

福岡市長祝辭

一言御祝ヒノ言葉ヲ申シ上げマス。西日本ニ於ケル教育文化ノ優越ハ大福岡縣ガ持ツ教育王國ニ照リ輝キ、全九州ニ於ケル教育文運ノ王冠ハ、雄縣福岡ガ持ツ教育王座ニ返リ、誇リアル教育日本ノ一新生彩トシテ、其ノ薫リ高イ教育百花ノ絢爛ハ、今方ニ燎亂トシテ春秋無限ノ色香ヲ飾ラレテキルノデアリマス。コノ氣高サ、コノ偉大サノ表徴トシテソノ躍進文化ヲ誇リ得ルモノガ福岡縣教育ノ實際美デアリ、天下ニ冠タルコノ文化ニ對シ隆ニナリ日向トナリ、五風十雨ノ教育奉仕ヲ重ネテ

ニ應ジテ其ノ美ヲ濟サレ有終ヨリ有終濟美ヲ飾ラレテキマスノハ總テ是レコノ懷コノ乳房ヨリ哺クマレ、本日表彰セラル、各位諸賢ハ何レモコノ母性ノ偉大ヲ啓發セラレタル功勞者デ人、物、一丸ノ半世紀ニ對シ心カラ祝福ノ念ヲ禁スル能ハス茲ニ全幅ノ喜ビヲ綴ツテ祝辭トシ軍國多端ノ際切ニ明日ノ御恩賞ヲ望シ謹ミテ母胎ノ幸ト教育大福岡縣ヲ御壽キ申上グル次第デアリマス。

昭和十二年十一月二十一日

福岡市長 久世庸夫

各郡市教育會代表祝辭

天神先ヅ現ハレ國土ヲ産ミ、大神皇孫ニ勅シテ教ヲ萬世ニ垂レ給フ。國體茲ニ定マリ國教茲ニ創ル。明治天皇御心ヲ教育ニ留メサセ給ヒ、明治二十三年勅語ヲ渙發シ給フヤ、教育ノ趣向一定シ、文化大ニ進ミ國運隆々遂ニ東亞ノ盟主東亞ノ安定勢力ヲ確保シ列強ヲシテ一指ヲモ染ムル能ハザラシム。實ニ國家ノ興隆ハ一ニ國民教育ノ如何ニ在リ、見ヨ誤レル排日教育ガ如何ニ中國ヲ毒シ其ノ國民ヲシテ如何ニ慘禍ニ泣カシメツ、アルカヲ

我が福岡縣教育會ハ明治二十一以來本縣教育諸般ノ問題ヲ討議決定シ之ガ實施ヲ畫策シ其ノ實現ヲ見タルモノ尠シトセズ。而シテ爾來穩健着實ナル發達ヲ辿リ年ヲ追ウテ會運隆々益々事業ヲ擴大シ斯道ノ向上ニ貢獻シ教育縣ノ名ヲ獲得スルニ與リテカアリト謂フベシ。今ヤ會員二萬ヲ數フルニ至レリ、之レ一ニ時勢ノ進運ニ乗スルトハ云ヘ會長以下役職員各々其人ヲ得汝々營々會務ニ執掌セラレ各支會モ亦協力歩調ヲ一ニシタル結果ニ

レ、未遂ニ今日ノ有終ノ美績ヲ贏チ得セシメラレタルモノハ、之レ即チ福岡縣教育會ノ力デアリ熱デアリ、敢テ抛マナカツタ教育御奉公ノ賜デアルト考ヘラレ、人生五十、花も實もアル一新紀元ヲ飾ラレマシタコトハ、凡有ル意味ニ於テ感激ノ極ミデアリ、コノ輝カシイ記念式ニ列シ、教育線外ノ私トシテモ感慨無量誠ニ感佩ノ念ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス。由來縣教育會ハ教育助成ノ一大母體デアリ父ナル縣ヘノ内助者トシテ其ノ温カキ母性愛ハ人ト物ト時ト處ノ歴史ヲ潤シ、内カラ外ヘ、外カラ内ヘ、嚴父ニ配スル慈母トシテ寬嚴宜シク教育事業ノ成長ヲ計ラレコノ子幸アレトノ教育御奉仕ノ勞養ハ其ノ偉大ナル愛ノ手カラ希望ト感謝ニ燃ユル幾萬千ノ教職員諸氏ガ生レ、コノ教職員諸氏ヲ親トシテ更ニ又幾十萬ノ學童諸君ガ育チ其ノ子其ノ孫ノ優秀性ハ一ニ之レ母タリ祖母タル縣教育會ノ御愛護ニ出テ血縁ノ惠ミ蒙幸ヲ所ニ雄縣教育ノ平和ト文化ガ建立サレ、コノ母ニシテコノ子コノ孫ヲ見ル、心ニ藹更ケタ母性讚美ノ何物カカ出來、我々ハ聲ヲ大キクシテ、「コノ母ヲ見ヨ」ト叫ビ來ルベキ教育世紀ノ賢母トシテ教育雄縣ノ光榮ノ上ニ更ニ新ナル母性禮讚ヲ痛感セズニハキラレナイノデアリマス。偉大ナル教育ノ母ノ五十年ヲ祝ヒ今更ニ其ノ御仕事御業績ノ數々ハ申シ上げマセンガ藥院堀端ニ聳エ立ツ教育會館ヲ仰ギ見テコレコソ教育福岡ノ金字塔デアリ其ノ温カキ懷ト其ノ清ラカナル乳房トニ縣教育會無限ノ業績ガ表徴サレ十市十九郡ノ心ユク殿堂トシテ一方教職員諸氏ノナゴヤカナル聖壇トシテ教育報國ノ種々相方或ハ硬ク或ハ軟カク或ハ平和ニ或ハ軍國の二事ニ即シ物

由ラズンバブラズ。茲ニ本日ヲトシテ五十年記念祝賀ノ盛典ヲ舉ゲ物故會員ノ慰靈祭ト永年勳者ノ表彰式トノ舉行ヲ見ルニ至ル誠ニ盛事ナリト謂フベシ。不肖此ノ盛典ニ列シ縣下各郡市教育支會ヲ代表シテ祝辭ヲ述ブルコトヲ得ルハ最モ光榮トスル所ナリ。

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣各郡市教育支會代表 戸次純

山門郡教育支會會長

被表彰者總代謝辭

我が福岡縣教育會過去五十年間ノ歴史ヲ回顧スレバ時ニ盛衰アリ起伏アリ前半ハ概ネ波瀾多ク外鬪内紛屢々臻リ後半ハ常ニ平穩ニシテ進歩的ナリシト云フヲ得ベキカ。會ハ此ノ五十年間ニ於テ其ノ進境タルト順調タルトニ拘ラズ毅然トシテ活動ヲ停止スルコトナク常ニ縣教育事業ノ指導者トナリテ輿論ヲ率キ縣ノ教育及ビ國ノ教育上ニ貢獻シタル效績偉大ナリト云フモ蓋シ過賞ニアラザルベシ。

今繼ツテ會ノ前半ニ於テ屢々難局ヲ突破シ會ヲ保持シテ事業ニ力ヲ致シタル先輩ヲ追想シ其ノ後半ニ於テハ汝々トシテ會ヲ整頓シ強固ニシ以テ益々事業ヲ進メツ、アル諸氏ノ勞ヲ見レバ吾等會員トシテ又縣民トシテ感謝ノ念禁ズル能ハザルナリ。

本日創立五十年記念ヲ擧ゲラル、ニ當リ吾等百八十二名ハ  
教育ニ效績アリトシテ表彰ノ謙辭ヲ辱ウシ記念ノ佳品ヲ受ク吾  
等躬ヲ顧ミテ寸功ナク只徒ラニ永年開断道ニ參加シタルノミナ  
ルニ誤ツテ此ノ光榮ニ浴シ心中慚愧ニ堪ヘザルモノアリ。然レ  
當日特に祝電を寄せられた個人及び團體は左の通りである。

ドモ是亦會ノ事業トシテ教育者獎勵ノ一端ナルベキヲ思ヒ處ン  
デ此高誼ヲ拜受ス。以上感想ヲ述ベテ謝辭ニ代フ  
昭和十二年十一月二十一日  
被表彰者總代 佐々木 己喜次

貴會創立五十年ヲ祝ス 前農林大臣 山崎達之輔

創立五十年記念盛式ヲ祝ス 敬意ノ爲メ 元會長 武谷 水城

謹ミテ記念ノ盛典ヲ祝シ慰靈祭ヲ遙拜ス 逓信政務次官 田島勝太郎

臨席ヲ得ザルヲ遺憾トス 門司市長代理助役 谷 達太郎

御盛典ヲ祝ス 陸軍中將代議士 原口初太郎

創立五十年ヲ祝ス 元條館館長 隈本 有 尙

御盛典ヲ祝ス 鹿兒島高等農林學校長 小出 滿 二

御盛典ヲ祝ス 缺席スル 八幡中學校長 有 光 一

御盛典ヲ祝ス 沖繩縣教育會長 宮崎縣教育會長

創立五十年記念式ヲ祝ス 事變ノ唯中ニモ盛典ヲ迎ヘ慶賀ニ堪ヘズ 更ニ教育報國ノタメ奮闘ヲ誓フ 田川 郡校長 一同

御盛典ヲ祝ス 鹿兒島縣教育會長

尙當日の主なる來賓は左の諸氏であつた。

福岡縣知事赤松小寅、九州帝大總長代理工學部長寺野寛二、福岡市長久世庸夫、元代議士岡幸三郎、同大里廣次郎、同古林喜代太、福岡縣會議長添田雷四郎、九州帝大教授松濤泰殿、同平光吾一、福岡縣隊區司令官萩原正秀、長崎縣教育會會長代理宇土藤作、熊本縣教育會會長代理奥田末吉、縣會議員三島藤太、同中村堅太郎、同江口繁、同王丸代吉、同竹内清之助、福岡在郷軍人會長光安勝、縣警署長薄與莊、飯塚市長猪野鹿次、直方市長勝野重吉、福岡放送局長松倉一見、元本會主事泰傳次郎、元代議士神崎勳、福岡市辯護士會會長下部政徳、其他

教育功勞者

本會に對する功勞者

表 彰 狀

神 崎 勳 殿

本會々長副會長トシテ多年本會ノ爲メニ盡瘁セラレ其ノ效績顯著ナリ仍テ本會創立五十年記念式ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

表 彰 狀

白 坂 榮 彦

本會々長副會長並ニ幹事トシテ多年本會ノ爲メニ盡瘁セラレ其ノ效績顯著ナリ仍テ本會創立五十年記念式ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

表 彰 狀

津 田 利 夫 殿

本會副會長並ニ幹事トシテ本會ノ爲メニ盡瘁セラレ其ノ效績顯著ナリ仍テ本會五十年記念式ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

表 彰 狀

添 田 雷 四 郎 殿

本會評議員トシテ多年本會爲メニ盡瘁セラレ其ノ效績顯著ナリ仍テ本會創立五十年記念式ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣教育會長從四位勳三等

白坂

榮彦

築上郡山田村

神崎 勳

三潞郡大川町

添田雷四郎

福岡市地行西町

白坂 榮彦

以上四名

糟屋郡香椎村片男佐

津田利夫

五十年以上教育ニ盡瘁セル功勞者

表彰狀

氏

名

殿

教育ニ從事セラル、コト五十有餘年其ノ成績顯著ナリ仍テ本會創立五十年記念式ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣教育會長從四位勳三等

白坂

榮彦

久留米市裏町

佐々木 己喜次

久留米市櫛原町

橋本元吉

山門郡城内村

戸次 純一

福岡市春吉町

西島善吉

三井郡小郡村

永田卯三郎

福岡市春吉町

樋口一二

早良郡壹岐村

柴田文城

以上七名

四十年以上教育ニ盡瘁セル功勞者

表彰狀

氏

名

殿

教育ニ從事セラル、コト四十有餘年其ノ成績顯著ナリ仍テ本會創立五十年記念式ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣教育會長從四位勳三等

白坂

榮彦

久留米市津福本町九一

野田 實

福岡市姪濱町

小西松次郎

鞍手郡若宮村

古賀安志

八幡市大藏

竹林喜代志

久留米市通外町

黒岩萬次郎

糟屋郡須惠村上須惠

梶川 猛

福岡市荒戸三番丁

安河内健兒

福岡市鳥飼町本町

今村貞太郎

京都郡豐津村

植村 勝一

若松市小石

有馬 驍

八幡市勝山町

大西 武

小倉市赤坂町

伊東義路

福岡市鳥飼三丁目

山田竹之助

福岡市鳥飼二丁目

濱田俊三郎

三池郡銀水村

岩井喜久治

福岡市柳原三丁目

入江龜太郎

小倉市紺屋町

宮永七郎

福岡市湊町

平山 虎雄

企救郡西谷村大字長行

村上安太郎

門司市大里町

中村能弘

福岡市藥院四〇七

小林信次郎

遠賀郡中間町

中村 磯吉

小倉市富町

赤松 定雄

朝倉郡志波村

山 路 登

三井郡山川村

豊田清次郎

企救郡曾根町

大野 一郎

田川郡添田町上中元村

山本 來

朝倉郡三輪村

田邊 敏夫

小倉市富町

井手伊親

嘉穂郡上穂波村

瓜生 信之

福岡市千代町

伴 夕 親

久留米市通外町

山 川 一行

久留米市南薫町

山本 來作

京都郡豐津村

吉川 利彦

山門郡三橋村

福井安太郎

福岡市藥院大通

石村 壽吉

福岡市下警固

宇佐元緒

八女郡上妻村津江

川口 廣人

久留米市津福今町

富澤 豐象

朝倉郡安川村

桑野實太郎

福岡市地行東町

小 旗 陳

福岡市平尾

野見山俊次

朝倉郡安川村

德永仙吉

京都郡若田村

門上與太郎

久留米市白山町

河原直明

久留米市東櫛原町

藤村直之助

久留米市莊島町

上月熊雄

山門郡城内村

杉森志雅

福岡市鳥飼本町一丁目	宮崎宗三郎	早良郡金武村	林昇三郎
久留米市西町	長谷川久治郎	山門郡城内村	岩丸義雄
京都郡犀川村	畑清規	嘉穂郡大隈町	香椎駿太郎
山門郡城内村	清水正登	早良郡脇山村	友池庶
福岡市養巴町	田中正業	小倉市城野	外山慎次郎
久留米市津福今町	永田覺	久留米市通外町	大庭陸太
福岡市薬院原町	林道	八幡市鐵町	石原繁雄
嘉穂郡鎮西村	大和三次郎	浮羽郡大石村	國武忠吉
早良郡金武村	倉光善作	福岡市春吉	芳村御里
八女郡木屋村	堤右一郎	福岡市姪濱町	横田繁人
福岡市鳥飼六丁目	小塩熊次郎	福岡市西唐人町	瀧部正威
久留米市瀬下町	加藤キエ	宗像郡河東村	安部正威
小倉市城野	城野武雄	早良郡入部村	廣橋貢
嘉穂郡大隈町中益	中村橋太郎	山門郡柳河町椿原町	里屋健吉
小倉市古船場町	村上萬壽彦	三潞郡昭代村	古賀三郎
東京市淀橋區百人町二五〇	山田虎之助	朝倉郡甘木町	吉岡春吉
福岡市鳥飼一丁目	河村重太郎	久留米市櫛原町	武藤直治
鞍手郡古月村	栗田信次郎	遠賀郡岡垣村吉木	宮内輝吉
若松市山ノ堂	木村民榎	山門郡城内村	徳永鹿藏
大牟田市上官町	倉田トリ	福岡市西新町龜原	伊勢田土岐
企救郡曾根町	水島喜太郎	早良郡金武村	濱地延太郎
朝倉郡宮野村	武藤茂雄	山門郡三橋村	伊藤茂

三十五年以上教育に從事し現職にある功勞者

表彰状

氏名殿

遠賀郡蘆屋町山鹿	三原清	遠賀郡折尾町	村田謙次郎
福岡市北高宮町	岩本浩	三潞郡大川町	田中俊夫
京都郡豊津村	魚住半榎	久留米市莊島町	蟻岡彦之進
田川郡糸田村	熊谷完二	福岡市魚町	川島アグリ
久留米市津福今町	山本源十郎	三井郡御井町	中村英雄
福岡市草ヶ江町	加來悌介	京都郡豊津村	高橋八太郎
福岡市伊崎浦	和田兼三郎	福岡市田島	田丸三次郎
福岡市鳥飼町四丁目	森隼三	福岡市長崎町	野口美造
山門郡三橋村	田中省三	朝倉郡大福村	長野與太郎
山門郡三橋村	藤吉登喜	福岡市三宅天神前町	村山成一郎
企救郡曾根町	尾田徳次郎	久留米市莊島町	井上敏夫
小倉市塚町	吉村ヨシ		以上一六名
京都郡犀川村	相羽虎彦		

教育ニ從事セラル、コト三十五年ヲ越エ其ノ成績顯著ナリ仍テ本會創立五十年記念式典ヲ舉行スルニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月二十一日

福岡縣教育會長從四位勳三等

白坂榮彦

飯塚市仲町	上野源造	福岡市鳥飼四丁目	大城震一	三潞郡大川町	田中幹之助
福岡市松原小學校	花田重三郎	小倉市古船場町	村上スエ	筑紫郡大野村仲	相羽仙藏
朝倉郡安川村隈江	宮崎安雄	福岡市地行西町	藤川勝丸	門司市大里	武富輝義

遠賀郡折尾町	十時 繁雄	嘉穂郡山田町下山田	松岡 一勝	鞍手郡笠松村倉久	有吉權三郎
久留米市西町	橋本 淳	小倉市城野	武藤 一郎	福岡市薬院大坪町	渡邊 一郎
遠賀郡折尾町則松	竹尾 守	福岡市住吉	藤 榮太郎	福岡市東通町	薄 茂七郎
筑紫郡御笠村	森 了造	福岡市西新町四丁目	中村 ハル	福岡市下警固天狗松	古 賀 毅
八幡市勝山町	有 光 一	浮羽郡吉井町	中村 龜二	福岡市内西町	古 澤 正雄
直方市病院通り	田中秀次郎	久留米市野中町	石原健次郎	鞍手郡小竹町	梶原甚次郎
福岡市地行西町	菊池武幹	久留米市篠山町	江崎 靜致	福岡市住吉大神通	山崎 又雄
門司市丸山村	近藤勝太郎	朝倉郡甘木町	古賀米藏	福岡市別府	前田 孫市
大牟田市城町	猿渡 鐵也	小倉市西紺屋町	是石慶次郎	福岡市七隈	梅野 安次
門司市谷町二丁目	岡田昌吉	久留米市津福今町	近藤正太郎	福岡市城南町	永淵 直吉
福岡市警固本通	水月哲英	直方市新入	市田正氏	福岡市北高宮	坂井 金次
久留米市庄島町	渡邊勤次郎	福岡市地行	下川友次	福岡市渡邊通	合屋 武城
福岡市中庄町	伊東尾四郎	福岡市田島	許斐熊次郎	戸畑市東本町	前田 又助
八幡市前田	谷 翁三郎	門司市庄司東谷	米山正之	小倉市上富野	仁保 正雄
山門郡沖端村矢留	吉川 虎松	久留米市莊島町	東島 清次	小倉市田町	大宅 寅雄
八女郡北川内村久木原	竹村 清吾	山門郡柳河町常磐町	山 田 繁		以上五六名

三八六

會員物故者の慰靈祭

記念式に先だち午前九時より講堂に於て學制頒布以來の會員物故者の慰靈祭を執行。先づ正面壇上に祭壇を設け、香椎宮司以下の神職及び樂人、來賓及び當日の被表彰者、一般會員の大多數、本會役員並に記念式各委員等、振鈴によりて定めの席に着く。係より祭典開始の挨拶あり左記祭典式順序により進行した。

慰靈祭式順序(午前九時)

- 一、一同一揖
- 二、修 祓
- 三、降神行事
- 四、獻 饌
- 五、齋主祝詞 緒方官幣大社香椎宮々司
- 六、祭主祭文 白坂 會長
- 七、玉串奉奠 齋 主

祭 主

來賓總代 宇土長崎縣教育會副會長 八、撤 饌

齋 主 祝 詞

此間莊嚴の氣場内に漲り敬虔の念を以て終始し九時四十分に終り休憩に入つた。  
 此乃小床乎殿乃磐壙登齋回里清回里五百枝眞賢木乎神籬登挿立  
 亭招奉里令坐奉留福岡縣教育會乃會員爾志天歸爾給比志命等乃  
 神靈乃御前爾齋主官幣大社香椎宮宮司緒方稜威雄慎美敬比恐美  
 恐美母白左久

九、昇神行事

一〇、一同一揖

伊奉良幸登豐御食豐御酒海川山野乃種々乃味物乎獻留宇豆乃幣  
 帛平安幣帛乃足幣帛登相嘗爾平介久安介久開食世今志支那乃軍  
 閔等賀永久爾平和奈留邊伎東洋乎攪亂志大御心爾辰伎奉留狀態  
 乎甚久赫怒坐而皇軍乎進米給比陸爾海爾將多空爾膺懲志打野米  
 志米給布此時志母福岡縣教育會乃會員等波天下乃平爾安爾有榮  
 邊卒事乎旨登志給布大御心乎心登志天我國體乃萬國爾優禮天尊  
 伎理由乎說明志天生徒乎教邊社會乎尊伎朝爾夕爾勞伎勤波伎津  
 々有留乎阿波禮汝命等波也天翔里國翔里津々助介阿奈奈比給比  
 教育乃道乎彌隆盛爾成幸邊給閉止恐美恐美白須

會 長 祭 文

維時昭和十二年十一月二十一日福岡縣教育會長白坂榮彦恭  
 ク會員一同ヲ代表シ清酌庶羞ノ奠ヲ以テ本會々員物故者各位ノ  
 英靈ヲ祭ル  
 惟フニ各位ハ深ク勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ、各々其ノ職務ニ盡  
 瘁シ、以テ皇國文運ノ隆昌ニ資シ、更ニ本縣教育ノ興隆ニ寄與  
 セラレタル其ノ效績、寧ニ偉大ナルモノアルハ我等後進會員ノ  
 景仰措ク能ハザル所ナリ。  
 本會ハ現時、會員二萬有餘ヲ算シ、堂々タル會館ヲ有シ入ッ

三八七

テハ相互ノ親睦ヲ圖リ知徳ノ研鑽ニ努メ、出テハ輿論喚起、教  
權ノ擁護ニ當リ、以テ今日ノ盛運ヲ見ルニ至ル。  
是レ實ニ各位ノ先蹤ニ負フ所多大ナル所以ニシテ感激ノ情更  
ニ新ナルモノアリ。  
今ヤ正ニ國家非常時局ニ際會ス。皇國精神ノ振作、國家教育  
ノ更張ヲ要スルコト愈々切ナルニ當リ、會員一同、能ク各位ノ

遺業ヲ繼承擴大シ、本會使命ノ達成ニ努メ教育報國ノ赤誠ヲ效  
サンコトヲ期ス  
茲ニ本會創立五十年記念ノ式典ヲ舉グルニ當リ、縣下會員代  
表相聚リ、謹ミテ祭儀ヲ修メ、併セテ會員ノ向フ所ヲ告グ。英  
靈尙クハ照鑑セヨ

祝賀宴

午前十一時四十分記念式終了するや、直に被表彰者に夫れ々、郡市別に表彰状及び記念品の配布をなし、來賓其の他は  
暫時の休憩より前庭百坪の天幕内の宴會場に入場す。時、生憎にも雨降りしきり天幕漸く之を凌ぐのみなるも主客何れも  
五十年の祝賀氣分に溢れ、張り廻す萬國旗にも會運を壽ぐ色鮮かな内に白坂會長の挨拶あり之に對し來賓を代表して赤  
松知事の謝辭あり久世福岡市長の萬歳の音頭に一同唱和して乾盃、本會の將來を祝福して祝宴を終つた。非常時局といふ  
ので酒肴の(赤飯と肴の折詰)準備も質素であつたが、一同歡を盡すのには充分であつた。

講演會

午後一時半より講堂に於て講演會開催、講師は佐世保海軍人事部の海軍大佐小坂直廉氏である。「支那事變と帝國海軍」  
の題下に「自分は此際、千人二千人の大衆に講演するより、有力なる教育關係の方に泌みん、お話することは平常よりの  
希望であつて、心強さを感じる。本日は或る點まで打明けて……」と冒頭し、海軍の三要務、陸戰隊の活動、空軍の活  
躍、海軍の長沿線に互る海岸封鎖に就て縷々數千言、多大の感動を與へ最後に大佐は支那抗日排日の教育の徹底を説き同  
様教育者の力に依つて皇國精神の高揚に依る眞の日本人としての教育に邁進し、堅忍持久以て事變の終局に美果あらしめ  
んことを切望して拍手の裡に講演會は終つた。

第二十六節 諸調査

(一) 縣教育刷新改善調査

昭和八年二月の代議員會に於て議決された標記の件は、委員に於て調査中のところ成案を得たので、翌九年二月の代議  
員會席上報告されたが、その委員氏名並に報告書は次の如くである。

- 委員長 和田兼三郎
- 委員 古賀毅、船津常吉、志村良光、海江田喜次郎、安部清  
見、安河内健兒、白土千秋、田中幹之助、菊池武幹、  
藤吉卯次郎、武内房太郎、有吉吉作、園田胖、香月爲  
忠、大森直平、手島勇次郎、花田甚五郎、三浦直次郎  
中村堅太郎、岩松徳太郎

調査報告

今ヤ我カ國ノ情勢ハ非常ノ難局ニ遭遇ス吾人教育ノ任ニ在ル者  
其ノ責務ノ愈々重大ヲ加ヘタルヲ自覺シ協力勵精時艱ヲ打開シ  
テ國運發展ノ基礎ヲ固クセザル可カラズ宜シク日本精神ヲ闡明  
シ思想ヲ中正堅實ニシ確乎不拔ノ信念ヲ堅持シテ實踐躬行ヲ積  
ミ常ニ教育者タルノ出所進退ヲ慎ミテ教權ノ確立ヲ計リ時流ヲ  
追ハズ空論ニ墮セス益々徳化ニ是レ勉メ進ンデ力ヲ社會風教ノ  
振作ニ致シ更始一新相率キテ以テ本縣教育ノ聲譽ヲ辱シメザラ  
ムコトヲ期スベシ

第一 小學教育

- 一、一學級ノ児童數ニ關スル件
- 一學級ノ平均児童數ハ累年増加ノ傾向著シ、依テ速ニ五十名  
ヲ限度トシテ之ヲ減少スルヲ要ス。
- 一、小學校教員配置ニ關スル件

高等小學校教員ノ配置ハ縣通牒ノ標準ニ據リテ増員シ、又尋  
常小學校ニアリテモ圖書、手工、裁縫等ハ成ルルマク專科教員  
ヲ置キテ教授ノ能率ヲ増進スルヲ要ス。  
學校衛生ノ改善振興ヲ圖ル爲、學校看護婦ノ設置ヲ促進スル  
コト。

一、小學校教員ノ異動ニ關スル件

教員ノ異動ハ成ルルマク學校長ノ意見ヲ徵シ、且出來得ル限り  
之ヲ少クスル方針ヲ採リ、教員ヲシテ安ンジテ其ノ職務ニ從  
事セシムルヲ要ス。

一、實業科目ニ關スル件

實業科目ノ振興ニ關シテハ、近時稍々向上ノ途ニアルヲ認ム  
レドモ、其ノ設備未ダ十分ナラズ專任教員ノ設置等尙遺憾ノ  
點點シトセズ、依テ速ニ之ガ充實ヲ圖ルヲ要ス。

一、中等學校入學考查ニ關スル件

中等學校入學考查ニ就テハ近年復其ノ弊害甚シキヲ認ム。依  
テ文部省ノ定ムル考查法ヲ嚴守スルト共ニ、小學校ニ於ケル  
準備教育ノ禁止ヲ勵行スルコト。

第二 中等教育

- 一、公立學校長ノ學校經營ニ關スル件
- 職員ノ進退ニ就テハ學校長ノ内申ニ依リテ之ヲ行ヒ、統督上  
ノ責任ヲ重ンセシムルコト。

豫算ノ經理ニ就テハ學校長ノ自由裁量ヲ重ンジ、其ノ責任ヲ明ニスルコト。

一、内容充實ニ關スル件  
廣ク優良教員ヲ招致スルノ途ヲ講ズルコト。  
積極的ニ諸般ノ設備ヲ完成スルコト。

第三 師範教育

一、師範教育ノ振興ニ關スル件  
我が國現下ノ情勢ハ特ニ師範教育ノ振興ヲ急務トス。然ルニ本縣師範學校ハ學級數ノ減少ニ伴ヒ、其ノ經營頗ル困難ヲ極ムルニ至レリ。依テ大ニ經費ヲ増額シテ内容ノ充實ヲ圖リ時勢ノ要求ニ副ハンコトヲ期ス。  
若シ前項ノ實現困難ナル場合ニハ、速ニ男子師範學校ヲ一校トシ上記趣旨ヲ徹底スルヲ要ス。

第四 青年教育

一、青少年教育ノ統一ニ關スル件  
速ニ實業補習學校ト青年訓練所トヲ統一シテ青年學校トシ、之ガ實現ヲ促進スルコト。  
尙前項ノ目的ヲ達成セザル間ハ青年訓練所ヲ實業補習學校ニ充當スルコト。  
一、専任教員ノ設置ニ關スル件  
青少年教育振興上最モ急務トスル所ハ専任教員ノ設置普及ニアリ速ニ之ガ實現ヲ圖ルコト。  
一、實業補習學校ノ補助ニ關スル件  
専任教員ノ俸給ハ縣費ヲ以テ其ノ全額ヲ補助スルコト。

校舎建築ニ對シテハ縣費ヲ以テ相當額ヲ補助スルコト。

第五 社會教育

一、専任ノ社會教育指導者ヲ設置スルノ件  
市町村ノ社會教育ヲ指導統制スル爲メ、各市町村ニ専任ノ社會教育指導者設置ノ必要ヲ認ム。

第六 其 他

一、視學機關ニ關スル件  
視學ヲ増員シテ成ルベク其ノ擔當區域ヲ縮少シ、其ノ區域内ニ於ケル學校教育、社會教育ノ一切ヲ監督指導セシムルコト。  
一、學校教育社會教育ノ統制ニ關スル件  
縣視學並ニ社會教育課ニ於テ取扱フ事務ハ之ヲ統一シテ簡捷ヲ計リ、指令ノ二途ニ出ツルガ如キ弊ナキ様留意スルヲ要ス。

一、教護事業ニ關スル件  
兒童生徒ノ校外教護機關ノ設置ヲ促進シ、漸次本縣下ヲ通ジテ之ガ統制ヲ圖ルコト。  
一、教育會ニ關スル件  
本縣教育會ヲ法人組織ニ改メ、其ノ基礎ヲ鞏固ニスルコト。  
右 報告ス  
昭和九年二月七日 會長 若木榮助

(二) 學校教育社會教育行事ノ統一調査

昭和十二年二月の代議員會に於て、  
學校教育行事ト社會教育行事トノ調和統制ヲ計ラル、様其ノ筋ニ要望スルノ件  
を決議したので、委員を設け調査研究することとなり、二月二十三日、三月五日の兩度委員會を開會して成案を得た。委員氏名並に調査案は次の如くである。  
委員 安河内健兒、今村貞太郎、大森直平、平塚俊雄、薄俊一、谷川惠吉

學校教育社會教育行事統一案

本縣現在ノ如ク學務課ト社會教育課トニ指導監督機關ガ分立スルヲメ小學校並ニ市町村當局者ガ市町村教化ノ徹底上遺憾ト迷惑ト感ズル實狀ハ次ノ如クデアル。

第一、市町村教育ノ統一ヲ缺ク

一、市町村ハ一ノ有機體デ其ノ教育ハ統一アル指導方針ニ由リテ國家社會ノ現狀ト、其ノ町村特殊事情トニヨリ計畫的ニ之レガ振興發展ヲ圖ラネバナラヌ。  
二、然ルニ本縣教育ノ現狀ハ其ノ指導機關ガ不統一ノタメ、縣視學ハ小學校教育ノミノ振興ヲ圖ラントシ、

補習教育主事ハ補習教育ノミノ振興ヲ圖ラントシ、  
社會教育主事ハ社會教育ノミノ振興ヲ圖ラントスル。

之レ其ノ職ニ忠ナル結果デアツテ又止ムテ得ザル所ナリトハ言ヘ、眞ノ町村教育發展ノタメニハ甚ダ遺憾トスル所デア  
ル。  
三、數年前ヨリ本縣ニ創設セラレテキル全村學校ハ其ノ町村ノ

第二、補習教育並ニ社會教育ノ不振

一、現在町村教育ノ實際ハ小學校教育ハ勿論補習教育並ニ社會教育等概ネ小學校教員之レニ當ル。  
二、然シテ小學校教育ノ内容ハ日ヲ追ウテ其ノ廣サヲ加ヘ其ノ本務ノ遂行サヘ充分ナラズ。

三、カ、ルガ故ニ兼務タル補習教育ハ勿論社會教育ニ専心從事スルノ餘裕ガナイ。

四、加フルニ小學校教員ノ身上ニ關スル權限ヲ有セザル補習教育主事並ニ社會教育主事ノ所營ニ屬スルヲ以テ教育ノ不振ヲ來ス憾ガアル。

五、然ルニ本邦現時ノ國家並ニ社會百般ノ情勢ハ補習教育社會教育ノ振興徹底ヲ圖ルノ切實緊要ナルモノアリ、大衆ノ教育コレコソ昭和和教育革新ノ一大標識デアアル。

第三、全教育ノ不徹底

一、郡役所廢止後小學教育、補習教育、社會教育ニ對スル指導監督ノ機關ハ夫々縣ニ設ケラレ、之等ノ指導者ハ所管事項ノ向上發展ヲ圖ルタメ、夫々銳意畫策、町村當事者ニ向ツテ指示命令ヲ發セラレル。

二、凡ソ文化ノ發展ニ伴ヒ事務ノ複雜化スルハ免レヌ所ナレドモ現在ノ小學校教員ハ實ニ身心ノ過勞ニ陥リ、一面上述各方面ノ教育ハ何レモ不徹底ニ終ルノ現狀ヲ招來シ、本縣教育ノタメ唯默過スルニ忍ビナイノデアアル。

第四、以上ノ弊害ヲ稍具體的ニ列舉スレバ

- 一、其ノ筋ヨリノ通牒ニ統一ナク而モ過剩重複ノ嫌アルコト。
- 二、小學教員ニ對シ學務課ノ校內教育ノ充實要求ト、社會教育課ノ社會教育ヘノ進出希望トハ實行極メテ困難ナルコト。
- 三、全村學校ハ眞ノ市町村ノ個性ニ即シタル恒久的、基礎的施設ニ據ラズシテ諸種ノ弊害ヲ齎ス嫌アルコト。
- 1、總テノ施設ガ比較的貧弱ナルコト。
- 2、期間終レバ舊狀態ニ復スル傾アルコト。
- 3、恒久的ナラザル一時ノ施設ハ眞ノ成績ニアラズシテ學校教育ノ信用ヲ落スコト。
- 四、過剩行事ニ忙殺サル、結果職員ノ休養並ニ修養ノ機會ナキコト。

1 教化其他ノ團體

- 修養
  - 少年團
  - 少年赤十字團
  - 男女青年團〔町村郡〕
  - 主婦會〔市縣〕
  - 戶主會
  - 壯年團
  - 報德會
  - 處女會
  - 融和親善會
- 2 主要行事ノ一般（其他市町村固有ノモノアリ）全國的ノモノ
  - 幼兒保護デー
  - 結核豫防デー
  - 納稅デー
  - 讀書週間
  - 體育デー
  - 時ノ記念日
  - 大旗頒布
  - 其他
- 産業
  - 農會
  - 農事小組合
  - 産業組合〔婦人會〕
  - 觀光協會
  - 漁業組合
  - 救難組合
- 其他
  - 消防組
  - 在郷軍人會
  - 國防婦人會
  - 赤十字社
  - 愛國婦人會
  - 青訓後援會
  - 中樞機關
  - 信用組合
  - 體育聯盟
  - 體操祭
  - 音樂週間
  - 防火デー
  - 母ノ週間
  - 交通安全週間
  - 入退營報告祭
  - 克己デー
  - 視力保存デー
  - 齋齒デー
  - 精神作興週間
  - 道路愛護デー
  - 國民融和デー
  - 赤十字デー
  - 建國祭

第五、將來ヘノ希望

一、町民トシテ

- 1、町村教育ノ統制ハ小學校長ニ當ラシメ、青年學校ノ爲メ專任教員ヲ充實スルコト。
- 2、大ナル町村ニ於テハ青年學校ヲ獨立設置シテ小學校長トノ統制ヲ圖ルコト。

二、市トシテ

- 1、小學校區域ノ社會教育ノ統制ハ小學校長ニ當ラシメ之ヲ擔任スル教員ヲ增加スルコト。
- 2、青年學校ヲ獨立設置ノ場合ハ專任教員ヲ充實シ小學校ト這回委員會ノ調査研究ノ結果により、本會長の名義を以て昭和十年三月二十二日付を以て本縣知事宛建議した。

(三) 本會財源調査

昭和十年二月の代議員會に於て、本會ニ於テ財源調査會設置ノ件。

を可決したので、左の諸氏を調査委員に委嘱し、會合調査の結果次の如き成案を得た。

- 委員 今村貞太郎、村田謙次郎、橋崎廣之助、菊池武幹、田中幹之助、有吉吉作、島清一
- 調査案
  - 一、中等學校生徒用夏期練習帖編纂發行ヲ試ミルコト。
  - 二、恒久財源トシテ從來ノ支會分擔金ノ外、各支會ヨリ一ヶ年金貳拾錢宛ノ會費ヲ併セ徵收スルコト。

(四) 中等學校入學選抜に關する調査

昭和十年二月の代議員會に於て中等學校入學選抜に關する三支會よりの提出問題を一括可決したので、左記委員に託し調査研究の結果次の如き成案を得た。

- 委員 古賀毅、安河内健兒、船津常吉、生田德太郎、大里廣次郎、下川達夫、原田團作
- 一、中等學校生徒選抜法ニ就キテ
  - 1、永年其ノ方法ニ就キ研究論議サレツ、アルモ、適當ナル良案ナキヲ遺憾トス。故ニ現行制度ヲ善用スルノ外ナシ。
  - 2、中等學校入學志望者全部ヲ入學セシムル程ノ學校増設ヲ假定スルモ、其ノ間學校選擇ノ自由アルヲ以テ入學難ヲ免ル、能ハズ。

- 3、右ノ理由ニヨリ、矢張り入學準備教育ノ弊ヲ生ズルノ虞アリ。
- 二、入學準備教育ノ弊ヲ除去スルコト。
- 1、縣當局ヲシテ充分監督セシムルコト。
- 2、教員其ノ人ヲ警ムルコト。
- 3、父兄及ビ一般社會ノ反省ヲ求ムルコト。
- 三、中等學校ノ入學ヲ容易ナラシムルコト。

(五) 師道祭に關する調査

昭和十年二月の代議員會に於て、  
師道先賢祭ヲ起スノ件。

を可決したので、左記諸氏を委員に委嘱し會合調査の結果次の如き成案を得た。

委員 安河内健兒、和田兼三郎、波多野俊夫、白土千秋、手島勇次郎、下川達夫

調査案

- 1、教育塔ヲ建設スルコト。
- 2、塔ニハ本縣ニ於テハ先賢並ニ學制頒布以來ノ物故教育關係者及ビ將來ノ物故教育關係者ヲ祀ルコト。
- 3、毎年適當ノ時期ニ祭典ヲ行フコト。祭典ハ師道祭ト稱スル

(六) 本縣小學校教員精神作興に關する調査

昭和十二年二月の代議員會に於て

一、本縣小學校教員精神作興強調日設定ノ件。

一、時局ニ鑑ミ本年三月二十七日ヲ期シ、縣下一齊ニ國民精神作興運動ヲ舉行スル件。

の二題共可決したので、之に對する實行方案考究の爲め左記諸氏を委員と爲し、次の如き成案を得たので、本會は之を知事に建議した。

委員 和田兼三郎、花田甚五郎、海江田喜次郎、山川敬行、有吉吉作、坂口秀木

調査案

一、理由

本縣小學校教員精神作興強調日ヲ設定スルコト

1、昨年四月三日全國小學校教員代表三萬六千帝都宮城二重橋前ノ境域ニ參集シ、畏クモ 聖上陛下御親臨並ニ御勸語拜受ノ光榮ト精神作興大會參列ノ感激トヲ永遠ニ記念シ奉ル爲メ

2、各府縣各都市小學校教員精神作興大會舉行ノ結果ハ全國小學校教員三十萬各自ニ使命ノ重大サト職業ノ崇高サヲ自覺セシメシメ、ナラズ、全國民ノ精神ヲ作興緊張セシメ、時局柄最善ノ好結果アラシメタルハ周知ノ事實ニシテ慶賀ニタヘザルコト。

、如上ノ感激ハ年ト共ニ薄ラゲベク、教員其ノ人ノ新陳代謝亦免レザルコト。

サレバ以上ノ光榮ト感激ト効果トヲ永遠ニ持續スベク、年一回ノ強調日ヲ設定シ、當時ヲ回顧シ、絶エズ精神ノ作興ヲ促シ緊張セシムルハ、上聖旨ニ報イ奉リ、下教員各自ノ使命遂行上、且ハ國民教養上最も緊切ナル施設タラズンバアラズ。

二、期日 四月二十二日午後

毎年四月三日ハ御親臨並ニ教員精神作興記念當日ナルモ、學

(七) 伊勢神宮團體參拜に關する調査

1、實情調査ノ上運動等ニ動カサレルコトナク、必要ニ應ジ學校設置ノコト。

イ、夜間中學ノ設置。

ロ、實業學校ヲ主トスルコト。

2、私立學校ノ監督助成ヲ期スルコト。

3、學校ノ種類ニ依ツテハ入學試驗期日ヲ異ニスルコト。

4、塔ハ一萬二千圓以上二萬圓位ノ範圍ニテ建設シ、資金ハ教育者一人ヨリ一圓以上ノ寄附ヲ乞フコト。

5、本計畫ハ本會創立五十周年記念事業ノ一トスルコト。

年始ノ教員異動直後、且ハ入學式等未了ノ學校モアルベク、幸四月二十二日ハ龜山上皇銅像前席場ニ於テ、本縣下小學校教員八千名參集シ、精神作興大會ノ舉行セラレタル當日ナレバ、最も適當ノ期日ナリト認ム。

三、強調ノ主體

1、各學校別又ハ數校聯合。

2、各都市町村、各區教員團體別、又ハ最寄町村聯合別等適宜。

四、強調ノ實行事項

1、勸語奉讀、教員歌ノ合唱

2、御親臨當日及ビ各府縣各都市町村等ニテ、精神作興大會舉行ノ際ニ於ケル告諭、訓示、宣誓文、宣言決議文、奉答文等適宜奉讀回顧

3、各學校、各教員團體ノ主義方針確立並ニ行事設定等ニ關スル事項

4、體育會、修養會、研究發表會、講習會等ノ開催。

5、其ノ他教員ノ精神ヲ作興緊張セシムルニ適切ナル事項。

五、方法

本會ノ決定ニ基キ縣當局ニ建議シ、公報ヲ以テ實行ヲ徹底セシムルコト。

昭和十一年二月の代議員會に於て、  
國體明徴、日本精神ノ顯揚ヲ期スル目的ヲ以テ、恒久的ニ毎年縣下教育聯合シ、伊勢神宮、橿原神宮、桃山御陵參拜ノ  
事ヲ縣教育會ニ於テ計畫實施スルノ件。  
を可決したので、其の實施に關する方法調査委員として左記諸氏を委囑した。その氏名及び調査案は次の通りである。

- 委員 和田兼三郎、奥園悅次郎、野見山岩太郎、大村虎太
- 調査案
- 一、參拜箇所 伊勢神宮、橿原神宮、畝傍御陵、桃山御陵
  - 二、參拜者
    - イ、縣下各學校一人以上トシ其ノ校ヲ代表スルコト、但シ男女ヲ問ハズ。
    - ロ、教育會役員
  - 三、時期 昭和十一年六月十九日出發、之レヲ第一回縣下學校教員伊勢神宮團體參拜ト稱スルコト。
  - 四、宇治山田市ニ於テ大會ヲ催シ講演會ヲ開クコト。
  - 五、縣ト交渉シテ其ノ諒解ヲ求メ、且ツ公報ニテ參加方ノ勸奨ヲ乞フコト。
    - 一四、乗車ニ關スル詳細、鐵道當局ニ交渉シテ定ムルコト。
- 委員會の調査案は理事會に於ても之を認め、直ちに縣當局に交渉してその諒解を求めたところ、時恰も鐵道省に於て義務教育最終學年の伊勢參拜者無賃輸送の計畫を發表せられた際として、その實施の曉には本縣教員も引率者として毎年三百名以上の參拜をなすべき見込につき、二重に參拜するにも及ばざるべしとのことにて、直ちに諒解を與へらるゝに至らず。依て本會は一時之が實行を中止した。然るに其の後鐵道省の方針が變更したので、本會は改めて縣の諒解を求めたところ、參拜者はこれを隨意とし、時期は八月の休暇中を選ぶべしとのことであつた。抑々本件決議の精神は會員個々に參拜するに非ずして、その學校を代表する意味に於て參拜するにあるを以て、之を個々の自由とすることは根本精神に於て

大なる相違あり。又各校を代表する以上休暇以外の日を選ぶを適當とし、休暇中個々相謀りての參拜にては決議の精神に副はざる故に、本會は幹部に於て熟議の結果、愈々之を中止することとなつた。

(八) 皇紀二千六百年記念事業調査

昭和十二年二月の代議員會に於て  
本會ニ於テ皇紀二千六百年記念事業ヲ計畫セラレントヲ要望スルノ件。  
を上程して熟議の結果其の實行方法は幹部一任に決した。因て本會にては左の諸氏を委員に囑託した。  
和田兼三郎、安河内健兒、波多野俊夫、今村貞太郎、大和三次郎、田中幹之助、奥園悅次郎、古賀吉造、岸重良、戸倉汎愛、有吉吉作  
其の後委員の諸氏は六月十六日委員會を開き種々審議の結果大體に於て金錢を要せぬ精神的方面の項目を選定して、實  
行に重きを置き其の徹底を謀ることとし、七月七日小委員會を開いてその項目を決定し、七月十四日更に第二回委員會を  
開き左の事項を協定した。

協定 大綱

- 一、皇紀二千六百年紀元節當日、兒童生徒學式ニ關スルコト。
- 二、國體ノ本義ヲ明徴ニシ日本精神ヲ發揚スル目的ヲ以テ現今ノ風習ヲ檢討シ禮儀作法服裝等ノ改善ヲ圖ルコト。
- 三、從來行ハレタル小中學校ノ諸行事ヲ檢討シテ一層國體明徴、日本精神ノ發揚ニ關スル行事訓練事項ノ改善ヲ圖ルコト。
- 四、體位ノ向上ヲ期スル爲メ從來行ハレタル運動競技武道等ヲ檢討シテ之ガ改善ヲ圖ルコト。
- 五、教育會ヲ擴充シテ町村部落ニ及ボシ其ノ力ニ依リ意義アル事業遂行ノコト。
- 六、教育者個々ノ精神ヲ緊張セシムル爲メ適切ナル施設ヲ講ズルコト。(教育者大會、教育論文)

右に關する具體的の案を立つる爲め左の通り分擔を定め爾來各委員にて考究中である。

- 第一項委員 岸重良、今村貞太郎 第三項委員 波多野俊夫、田中幹之助 第五項、六項委員 大和三次郎、戸倉汎愛、有吉吉作
- 第二項委員 安河内健兒、奥園悅次郎 第四項委員 和田兼三郎、古賀吉造

(九) 教員待遇に關する調査

昭和十二年一月十八日理事會を開き、教員待遇問題につき速に調査會を開くことを決し、委員を選定した。

岩松徳太郎、添田雷四郎、太田達雄、原英二、石井徳久次、小袋半、中村堅太郎、柴田文城、大和三次郎、村田謙次郎、古賀毅、半田彌五郎、今村貞太郎、安河内健兒、和田兼三郎

越えて同月二十五日、同委員會を開き種々審議を遂げた上縣當局に對して今少し優遇方法を講ぜられるやう陳情した結果當局に於ても其の意を諒せられ進級期間の年月を短縮せられることとなつた。

### 第二十七節 宣言決議

昭和九年二月の代議員會に於て左の宣言決議をなした。

- 一、時局ニ鑑ミ教育者ノ實務ノ重且大ナルヲ自覺シ、我が建國ノ大精神タル惟神ノ大道ニ立脚シテ、崇高ナル國民的信念ヲ涵養シ、難局打解ニ邁進スルノ精神ヲ振作シ、以テ左記事項ノ實現ヲ期ス。
- 二、教育制度ノ根本的革新ノ斷行ヲ期スルコト。
- 三、大日本教育會ヲ組織シ、全國教育團體ノ大同團結ヲ促進スルコト。

右宣言決議ス

昭和九年二月九日

福岡縣教育會

### 第二十八節 義務教育年限延長促進要望

昭和十二年二月十五日の代議員會に於て、義務教育年限延長促進要望の決議をしたので、本會長の名を以て文部大臣宛左記の通り、電報を發した。

福岡縣教育會は本日代議員會を開き滿場一致の決議を以て義務教育年限延長の實現を希望し閣下の御善處を願ふ。

福岡縣教育會長 白 坂 榮 彦

### 第二十九節 教育關係建議書の提出

前例により、本期中に於て各方面の上司に對し建議書を提出した主なる事項は左の通りである。而して本期中に於ては教育優遇に關する事項最も多く、青年教育に關する事項之に次いでゐる。

昭和九年

一、非常時局ニ鑑ミ青年訓練所ノ入所ヲ義務制トセラレタキコト

- 一、義務教育費中教員俸給全額ヲ速ニ國庫ヨリ支出セラレタキコト。
- 一、小學校教員年功加俸支給ニ關シ、一定年限ニ達シタル者ニハ必ず年功加俸ヲ支給セラレタキコト
- 一、現行高等小學校算術書ヲ實生活ニ適セシムル様修正セラレタキコト
- 一、學生生徒通學用自轉車ニ限り縣稅賦課ヲ免除セラレタキコト
- 一、海外發展ニ關スル短期講習所ヲ設立セラレタキコト
- 昭和十年
- 一、本縣小學校教員ノ増俸ニ就テ將來今少シ考慮アリタキコト
- 一、本縣ノ殉職又ハ公傷ノ教職員ニ對スル表彰規程ヲ制定セラレ

- 昭和十一年
- 一、女教員ノ産前産後ニ於ケル休養期間中必ず代用教員ヲ採用セシメラレタキコト
- 一、本縣ニ女子社會教育主事又ハ主事補ヲ設置セラレタキコト
- 一、青年學校ヲ速ニ義務制ニセラレタキコト
- 昭和十二年
- 一、縣下教職員ノ増俸内規ヲ速ニ改善セラレタキコト
- 一、中等學校入學難緩和ノ爲メ志願者多キ學校ニ學級ヲ増加シ其ノ他適當ノ方法ヲ講セラレタキコト
- 一、教職員ニ對シテ教育者病院ヲ速ニ設置セラレタキコト
- 一、青年學校女教員養成機關ヲ速ニ設置セラレタキコト
- 一、速ニ青年學校就學ヲ義務制トセラレタキコト

### 第三十節 圖書の編纂

本期中本會に於て編纂發行したものを擧ぐれば大凡そ次の如きものである。

改訂 農業教科書(六盟館發行) 二冊	女子補習讀本	唱歌帖	二冊
同 參考書 二冊	新公民讀本	硬筆練習帖	十二冊
福岡縣地理書 一冊	青年補習讀本	小學理科學習帖	三冊
(一) 補習學校教科書	(三) 小學校兒童學習用書	綴方草稿用箋	五冊
新制 補習讀本 五冊	讀方學習帖	方眼帖	二冊
福岡縣 補習讀本 三冊	算術學習帖	白無地學習帖	一冊
新制 福岡縣 公民讀本 三冊	裁縫學習帖	自習夏季學習ノ友	八冊

第三十一節 皇室關係事項

(一) 皇太子殿下御降誕奉祝

昭和八年十二月二十二日皇太子明仁親王殿下御降誕あらせらるゝや、國民の歡喜其の極に達し、奉祝の赤誠を披瀝せんが爲めに各種團體に於て獻上品の企畫をしたが、我が福岡縣教育會に於ても同九年二月の代議員會に於て左の問題が満場一致を以て可決された。

皇太子殿下御降誕ニ對シ奉リ、福岡縣下各學校、青年訓練所ノ

兒童生徒並ニ教育關係者ヨリ奉祝品ヲ獻納スルコトヲ本會ニ於

テ斡旋スルコト。

一、小學校兒童一人壹錢宛。

一、中等學校、青年訓練所生徒一人貳錢宛。

其の後幹部に於て種々研究の結果

一、元寇ヲ題材トスルコト。

二、武者人形七箇及ビ其ノ背景物トシテ博多織、屏風二曲一雙ヲ調製スルコト。

に意見の一致を見たので、市内東中洲松居博多織工場及び市小路小島博多人形師に製作せしめることとなつた。而して、屏風は箱崎濱及び生の松原より海上を望んだ圖面を竹崎季長の繪詞より選定して、之を精巧なる博多織に織上げて二曲一雙の屏風に仕立て、人形は菊池武房馬上の出陣姿を中心に、口取、旗持、侍を配し、更に追撃の一團を加へて七個とするに大體の方針を定め、何れも各専門家の指導を必要とするので、本會では監修として

九州帝大法文學部教授 長沼賢海

福岡縣福岡師範學校長 和田兼三郎

福岡縣囑託 伊東尾四郎

の三氏に委員を委嘱し、製作指導の任に當られることとした。

又松居織元では、宮内省獻納に經驗ある京都の畫家神崎松濤氏を拉し來つて、博多灣の實地踏査を試みて原圖を描かしめ、小島人形師は態々伊勢の徴古館に行き人形の故實を極め、双方共謹作に着手したが、爾來順調に進んで愈々見事に調製濟となり、六月二十二日より三日間本會會館に於て内覽會を開き多數の拜觀者があつた。

人形の高さは一尺四寸餘、屏風の高さ五尺五寸餘、釣合は上乘で、人形と屏風の色彩の連絡もよく調和され、總てに於て均整の美を發揮してゐた。

屏風は嚴重なる荷造にて、東京驛留で輸送され、人形は白坂本會長、鹿野主筆之を携へて上京し、松居織元小島人形師等も之に隨行し、二十九日宮内省に出頭して獻納の手續を終つた。

福岡縣下四十七萬六百二十名の熱烈なる奉祝の赤誠を披瀝する郷土藝術の、而も我が國史に絶大の光輝を放つ元寇題材の獻上品を無事獻納することを得たのは、實に特筆すべき重要事項であつた。越えて六月三十日付を以て湯淺宮内大臣より、別紙の如き通達狀が送付された。

- 一、二曲 屏 風 壹 雙
- 一、武者 人 形 七 個
- 一、人 形 臺 貳 個

右

皇太子殿下へ獻上被致候ニ付御前へ差上候

此段申進候

昭和九年六月三十日

宮内大臣 湯 淺 倉 平

福岡縣下初等中等學各學校並ニ青年訓練所兒童生徒職員總代

福岡縣教育會長 白 坂 榮 彦 殿

又右獻上品の寫眞は撮影の上、寄附各學校に配布することとした。

(二) 皇后陛下の御安産祈願

別項記載本會主催女教員部會は例年の行事として昭和十年度も九月二十日、二十一日兩日本會々館で開催されたが、第一日協議會の勞頭、

皇后陛下の御安産を祈願するの件

が附議され各郡市堂名宛の委員を選定し慎重協議の結果、福岡市内住吉神社へ第二日の朝午前八時半會員集合祈願の事に

決定した。

即九月二十一日愈々實行することとなり秋雨を降る境内に整列、修祓、祝詞奏上、白坂會長及び會員代表者の玉串奉奠あり嚴肅の裡に祈願を終り、一同御酒御饌を頂戴して散會、第二日目の教員部會場たる本會々館に向つた。

第三十二節 後征西將軍宮良成親王及び五條男爵家顯彰

昭和十年二月の代議員會に於て、

良成親王ノ御盛徳並ニ五條氏ノ忠節ヲ顯彰スルノ件

を可決したので、左記諸氏を委員に委嘱した。

- |               |         |             |         |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 委員 九州帝大法文學部教授 | 長 沼 賢 海 | 元久留米高等女學校教諭 | 黒岩 萬次郎  |
| 福岡師範學校長       | 和田 兼三郎  | 元中學傳習館教諭    | 岡 茂 政   |
| 嘉穂中學校長        | 平井 武 夫  | 元八女郡光友小學校長  | 服 部 廣 記 |
| 元福岡縣圖書館長福岡縣囑託 | 伊東尾四郎   | 元三井郡宮ノ陣小學校長 | 中島 與三郎  |
| 福岡縣囑託         | 川上市太郎   |             |         |

其の後、回の委員會を開き、先づ第一着手として御傳記を編纂し廣く頒布することに決し、委員中の長沼、黒岩、岡三氏を編纂委員とした。三氏は熱心事に當られ、黒岩氏専ら筆を執られることとなつた。

本書の完成に先ち、本會に於ては良成親王御事蹟顯彰事業に着手するに當り、之を奉告するの意味を以て白坂會長、小摺主事は昭和十年十月八日八女郡矢部村御側御陵墓例祭に參拜し、又翌九日には三井郡宮ノ陣神社に參拜した。

又同十一年二月二十二日委員會を開き、當年は恰も五條頼元卿五百七十年祭に相當するを以て、秋季を期して祭典を行ひ且陞位を申請することに協定した。然るに一方八女郡に於ても、秋十月を期して八女郡大淵小學校々庭に於て、同郡町村長會、教育會、神職會、在郷軍人會及び矢部村、大淵村共同主催を以て祭典執行のことに決定したので、本會も之と合同主催の意見を以て本會を代表し、小摺主事八女郡協議會に出席した。

御傳記編纂の事業は黒岩氏の熱心により、着々進行して脱稿後騰寫に降し、之を委員に配つて慎重に審査した。かくて

印刷、校正、製本に至るまで専ら黒岩氏の盡力により、翌十一年七月に至り「征西將軍宮ト五條氏」と云ふ四六版百四十五頁の小冊子は完成した。その目次は次の如くである。

征西將軍宮ト五條氏目次

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 一、總括概説      | 八、征西府ノ極盛    | 一六、御側ノ御在所 |
| 二、懷良親王ノ御下向  | 九、良成親王ノ御下向  | 一七、宮ノ陣神社  |
| 三、後醍醐天皇ノ御遺詔 | 一〇、東征ノ御壯圖   | 一八、結尾餘論   |
| 四、五條氏ノ素性    | 一一、明使ノ御引見   | 一九、關係年表   |
| 五、菊池御入城     | 一二、高良山御在陣   | 二〇、附 録    |
| 六、九州ノ平定     | 一三、良成親王ノ御奮戰 | 參考古文書集    |
| 七、大保原ノ合戰    | 一四、矢部ノ御幽栖   | 講演録       |
|             | 一五、菊池城陷落    |           |

本書は固より小冊子なるも、縣下郷土史蹟中國民として最も敬仰せる後征西將軍宮良成親王の前後三十年に亘る悲痛なる御奮闘と、一族を擡げて親王を擁護し、最後まで王事に盡瘁したる五條氏の忠烈とに感激し以て國體の明徴、日本精神の作興に資すること少からざるを信するのである。

又同年九月には白坂、津田正副會長及び小摺主事の三氏同伴して、畑山縣知事、辻學務部長、本田學務課長、草場社寺兵事課長を本縣廳に訪ひ、前記「征西將軍宮と五條氏」を贈呈し、編纂の趣旨を述べて顯彰事業に就き、陳情する所あつたが知事、社寺兵事課長は共に本件につき、非常に熱心に聴取されたのである。

同九月二十八日、人を遣はして八女郡大淵村五條男爵家に前記冊子を供呈し、九月末より十月初旬にかけて、内閣、宮内省、内務省、文部省、其の他東京方面に於ける本縣出身の有力者、本縣廳方面、縣内貴族院議員、衆議員議員、縣會議員、縣社以上の神職、各町村長、各學校長其の他に頒布したが印刷總數は三千部に及んだのである。

## 教育會の編纂事業に關係せし思出

黒 岩 萬 次 郎

今回福岡縣教育會にて、會の五拾年沿革史を編纂されるので、會長より愚老に前掲標記の事に就いて、何か記述せよとの囑命があった。仍つて熟々往事を回顧すると、余が明治時代より昭和の今日に至る迄の間に於て、本縣教育會にて規畫された編纂事業にたづさはつたことが四五度ある様である。

第一には、明治廿七八年戦役後間もなく計畫された、教育會の二大出版事業の一たる「福岡縣内方言集」の編纂であつた。然して其の材料は、明治廿九年より翌三十年に亘つて、各都市支會より調査報告されて居た。頃しも所謂言文一致體の文章が漸く流行して、言語改良の事が大に叫ばれて居た時であつたが、先輩細見保・齋田耕陽氏等の推舉に依つて、同會より余に之を彙編統一して編輯することを委嘱された。

斯くて同書は、同三十二年十二月刊行されたが、印刷の校正は全然活版所に一任してあつたので、誤植の多かつたのに恐縮した。本書は當時縣内の各學校には大抵備附けられてゐた様だが、三十餘年を経過せる今日には、縣教育會にも一部の殘本なく、縣立圖書館にも蒐集されてゐないので、昭和九年二月には、土俗研究會主幹梅林新市氏が、同書の語彙部だけを半紙一七二頁のプリントとして、限定六十部を印刷して同志に頒たれた。

これと相前後して出版された「福岡縣篤行奇特者事蹟類纂」も教育會には殘本皆無とのことである。今後斯かる刊行物は必ず若干部會の事務所に保存されるやう切に希望する。

次に、明治三十三年教育會にて、福岡縣下各小學校に使用すべき、國語科中の書き方教科書（習字帖）の編纂を企て、其の原稿を懸賞募集したことがある。これ蓋し同會にて、教育關係の著作物懸賞募集の嚆矢であらう。

余は該科に對する識見もなく、書道にも暗く實地教授の経験も少きに關らず、大膽にもこの募集に應じ、明治三十三年八月發布の文部省令第十四號小學校令施行規則第三條及び同省告示第百八十二號の趣旨に基き、文字は總て久留米高等女學校の習字科教員たる能書家國友鐵五郎氏に揮毫を請うて、尋常小學校習字帖七冊、高等小學校男子用習字帖、同女子用各四冊を實物大に編纂裝釘し、別に編纂趣旨書と同附とを加へ、全部拾七冊を同會に提出した。

然るに程なく小學校教則の改正に遭遇して、編纂の趣旨に根本的變更の必要を來した爲め審査は中止され、原稿は翌年十一月由布會

長より挨拶狀に慰勞金若干を添へて何れも寄稿者に返戻された。

當時の應募者は、余が外に僅に西島善吉、早田圓吉、平井守之進、瓜生信之、村上徳造等の數氏であつた。これは畢竟小學校教則の改正により、提出を見合せた人が多かつたからであらうと思はれる。

其の後明治四十三年には、縣教育會に學藝部委員が設けられ、同十月余もまた歴史科部員たるの囑託を受け、同科の主査伊東尾四郎の「福岡縣先賢贈位者略傳」の編纂に助力し、同四十五年七月上梓の運となつた。

よつて、續いて先年同教育會にて出版された「福岡縣篤行奇特者事蹟類纂」の補遺續編と「福岡縣歴史年表」とを纂輯すべく、各支會に照會して、其の材料を蒐集しつゝあつたが、大正五年二月同部が廢止されて、該事業も遂に中止の厄に遭つたのは、返す／＼も遺憾の極である。

昭和十年二月の教育會代議員會にて、「後征西將軍良成親王及び五條男爵家顯彰」の事が決議された結果、九州帝國大學教授長沼賢海氏外八人の委員が選ばれ、其の第一着手の事業として、右に關する小冊子發行の事が計畫され、七月五日該委員中の岡茂政氏と余とに起稿を託された。

これは此の兩人が嘗て本縣社會教育課の委嘱によりて、成人教育資料として「筑後に於ける兩征西將軍宮」と稱するパンフレットを編纂した経験があるからといふのであつた。

そこで、岡氏と共同にて編纂に従事することゝ爲り、原稿の執筆は主として余が擔當したが、叙述の形式等専ら縣にて發表の前記冊子の原文―これは岡氏の起草に係る―に據り、史實の検討に就いては、岡氏及び長沼氏並に熊本のお儒宇野東風先生―兩征西將軍宮の御偉績研究の權威者―の指教を仰いで、同年十月初稿を會長に提出した。

會にては、該未定稿本を騰寫版に附し、委員諸氏に配布して、兩三回會合其の内容文辭等について各自の意見を交換して原稿に修訂を加へた。

尙ほ會長及び岡氏と共に長沼氏の宅に會して最後の考究を重ね、書名を「征西將軍宮と五條氏」と題し、更に其の末尾に長沼氏の起稿に係る「建武中興の精神と五條氏」を附載して、同十一年七月出版普く江湖に頒布されることと爲つたのである。

この間に於て、白坂會長は、小墟主事と共に、懷良、良成兩將軍宮を奉祀せる三井郡宮ノ陣神社、並に八女郡矢部村なる後征西將軍良成親王の御墓前祭に參詣され、或は同郡大淵村の五條男爵家に至り、同家累代の靈牌を拜して、教育會の目的たる御偉績顯彰の赤誠貫徹するやう祈念を籠められたのは、世人の大に感激する所である。

第三十三節 滿洲國皇帝陛下に特産品献上

昭和十年二月の代議員會に於て 滿洲國皇帝陛下御來朝ニ當リ、奉迎ノ誠意ヲ表スル爲メ本會ヨリ縣特産品ヲ献上スルコト。之ガ爲メハ會員一人金拾錢宛ヲ醸出スルコト。但シ徵收ノ時期並ニ献上品獻納ノ方法ハ幹部ニ一任ス。と決議したので、本會に於ては之ガ實行方案を練リ、博多東中洲松居織元に命じ、博多織卓子掛を急製せしめることにした。

卓子掛は七尺、五尺のもので、御紋章「蘭」唐草の菊を配したる模様を縦に七つ、横に五つ、蘭及び菊の花柄は金色、菊の柿茶色、花柄の外は群青色であつて、フレンジは白とし、五本に一本の金を交へてゐるものである。出来上りの上白坂會長之を携へて上京し、四月九日無事献上を終つたが、其の後滿洲國より送られた感謝狀は次の如くである。

逕啓者月前敝國

皇帝陛下訪問

貴國皇室之際

閣下献上博多織卓子掛 當經進呈

嘉納遊

諭致謝專啓敬頌

時社

白坂榮彦殿

滿洲帝國宮内府大臣 沈

瑞麟

康徳二年五月二十日

第三十四節 福岡縣教員號獻納

本會に於ては昭和八年二月の代議員會に於て、

時局ニ鑑ミ奉公ノ赤誠ヲ表ス爲メ本會ニ於テ應分ノ義金ヲ醸出シ新兵器ヲ献納スルノ件。を決議し兵器の種類選擇及び献納手續は幹部一任との附帯決議をした。

爾來會員の醸金は各支會に於て纏められ、豫定通り全縣下中等學校、補習學校、小學校、各種學校の教職員全部俸給百分の五及び教職員以外の教育會員の一部を合せた一萬一千餘名の義金三萬七千圓を算するに至つた。本會幹部に於ては種々研究の結果愈々海軍機獻納と確定し、海軍方面より異常の歓迎を受け、既定の資金に補充して飛行機一台を製作し、「福岡縣教員號」の名を冠するとの内示を得た。

昭和九年二月本會より飛行機獻納を願出て、同年四月十二日海軍省の許可到達し、種々交渉の末海軍省主催を以て、昭和九年五月五日午後二時より福岡飛行場に於て命名式舉行の事に内定した。因て本會では福岡市教育支育及び粕屋郡教育支會命名式委員を委嘱し、本會幹部を合せて六十人に近い委員を煩はし、會合數回それ／＼分擔によりて充分の準備を整へて其の時期の至るを待つた。

斯くて愈々命名式の當日となり、五月五日午後一時五十分同整列、聽て神職一同の入場あり、軍樂隊の奏樂に伴ひ、海軍大臣代理佐世保鎮守府長官米内光政中將の着席に依て會場内は緊張した。

式場には海軍側、來賓、教員側及び一般會員左右兩側に列席し、黄、青、白、赤それ／＼の徽章は初夏の陽に映えて總員二千の會衆と註せられ、左の順序を以て儀式は進められた。

一、開式ノ辭

一、經過報告

一、修 祓

一、降神行事

一、獻 饌

一、祝詞奏上

一、獻納ノ辭

一、謝 辭

一、命名

一、福岡縣教育會ノ獻金ニヨリ製造セル偵察機ヲ報國第五十九號(福岡縣教員號)ト命名ス。

一、來賓祝辭

一、祝電披露

一、玉串奉奠

一、撤 饌

本縣知事代理川島學務部長

第二師團長代理參謀長

松浦九州帝國大學總長

福岡市長代理高武助役

海軍大臣代理米内中將

白坂本會長

命名委員長田畑大佐

塔乘者廣木、尾崎兩中尉

來賓總代野中造船中將

一、神符奉安

一、撤 饌

一、昇神行事

一、送 辭

男教員代表 山田筑紫女學校教諭  
 女教員代表 安武箱崎小學校訓導  
 多々良小學校尋常科第一學年男女各二名

一、國歌合唱

一、萬歳三唱

一、挨拶

(樂隊伴奏)  
 來賓 西川陸軍中將發聲  
 田畑海軍大佐

式は實に莊嚴緊張の裡に終り、我等の飛行機といふ満悦の情に浸された。

斯くて獻納機は搭乗者兩中尉の巧妙なる操縦により、水上滑走より上空の高等飛行となり、當日参加の他の七機を随へ、豫定通り八幡、小倉、門司方面へ姿を消し、一般會衆は漸次場内を退出した。

機は再び福岡に復歸し、糸島郡の西端唐津附近にて参加の七機と別れ、名島基地に歸來し、無事第一日の飛行を終つた。

本會にては當夜本會々館に於て、主なる來賓に對し心許りの招待宴を催し、午後七時より本會主催を以て福岡日々新聞社講堂に於て、佐世保航空隊司令海軍大佐大西瀧治郎氏の「國防と防空」と題する有益なる講演會を開いた。

又一方にては、午後七時より軍樂隊一行三十二名によつて福岡市役所前の廣場に於て大演奏會は開かれた。

獻納機は六日名島に留めて一般の觀覽に供し、七日午前八時より再び東方に飛翔し、門司方面より大分縣界宇島方面の海岸線まで飛び福岡に復歸、久留米より大牟田方面の有明海岸に現はれ、雄姿を南筑方面に見せて縣下の教育者に敬意を表し、其のまゝ一路佐世保に向ひ、同十時無事同航空隊に歸隊し、我等の飛行機獻納式は何等の滞りなく終りを告げたのである。

今左に獻納機の概要を記すれば次の通りである。

機種 九〇式二號水上偵察機  
 全幅 一二、〇米  
 全長 九、〇米  
 全高 三、七米  
 總重量 約二噸

乗員 二名

發動機「壽」 四五〇馬力

(右飛行機寫眞は海軍省に於て撮影せられたものを複寫して寄附學校に配布した)

又式當日本會長の朗讀した獻納の辭は次の如くである。

獻納ノ辭

我が福岡縣教育會員ハ時局ニ鑑ミ聊カ報效ノ誠ヲ致サンガ爲メニ、一同相議ツテ義金ヲ醸出シ、帝國々防ノ一端トシテ飛行機ヲ獻納センコトヲ出願シタルニ、幸ニ我が海軍大臣ノ許容セラレ、所トナリ、本日茲ニ福岡飛行場ニ於テ命名式ヲ舉行セラル、ニ方リ。我等一同此光榮アル式典ニ列シ、齊シク此ノ盛儀ヲ觀、感激ノ念禁ズベカラザルト同時ニ我等一萬有餘會員ノ護國

精神發露ノ目的達成ヲ思フ時眞ニ欣快ノ情切ナルモノアルヲ覺ユ。

此ノ一機固ヨリ微ナリト雖、若シ夫レ一朝有事ノ秋我が忠烈ナル海軍勇士ノ操縦ニ依ツテ縱横ニ活躍シ、我が皇國ノ威武ヲ發揮スルヲ得バ我等ノ願以テ足ル。茲ニ會員一同ニ代リ本機ノ前途ヲ祝福シ、其ノ武運ヲ禱リ、以テ獻納ノ辭トス。

昭和九年五月五日 福岡縣教育會長 白 坂 榮 彦

第三十五節 感謝電報

(一) 在滿部隊ニ感謝電報

昭和十二年二月十五日の代議員會に於ける決議に基き、即日本會長より在滿第十二師團長(清水部隊長)宛感謝電報を發した。

福岡縣教育會ハ本日代議員會ヲ開キ、滿場一致ノ決議ヲ以テ遙ニ貴隊將兵各位ノ御勞苦ヲ感謝シ、謹テ御健闘ヲ祈ル。

福岡縣教育會長 白 坂 榮 彦

清水部隊長よりは直に答禮の電報に接した。

(二) 天津駐屯軍司令官(香月清司中將)に感謝電報

昭和十二年七月十六日の理事會に於て、北支事變に關し感謝激勵の電報を發することを決議したので、即日左の通り打電した。

閣下重大任務ニ就カセラレ、御奮闘感謝ニ堪ヘズ。茲ニ會員ヲ代表シテ閣下並ニ將兵各位ニ敬意ヲ表ス。其の後八月に至り、香月中將より長文の鄭重なる禮狀を送られた。

(三) 第三艦隊司令長官(長谷川清中將)に感謝電報

昭和十二年九月三日付を以て、支那事變の爲め出征中の第三艦隊司令長官長谷川清中將に對し、本會長より次の如き感謝電報を發した。

閣下重大ナル任務ニ當ラセラレ御奮闘、着々戦果ヲ擧ゲサセラレ、感謝感激ニ堪ヘズ、會員一同ニ代リ謹テ閣下並ニ將兵各位ニ深甚ナル敬意ヲ表ス。

### 第三十六節 應召會員慰問

昭和十二年九月十五日正午より標記事項に就き本會評議員會を開催、左記の決議を見た。實は此の件は當然代議員會の決議を経べきものであるが、事緊急を要するので評議員會に於て代決したのである。

#### 事項

- 一、應召者ニハ一人ニ付金拾圓ノ錢別ヲ即時ニ贈ルコト。
- 二、重傷病者ニハ一人ニ付金貳拾圓ノ見舞金ヲ贈ルコト。
- 三、戦病死者ニハ一人ニ付金參拾圓ノ香華料ヲ贈ルコト。
- 本件資格者、經費並ニ取扱方ヲ左ノ通り決定ス
- 1、應召者及ビ戦病死者ニ對シテハ支會長ニ其ノ取扱方ヲ依頼スルコト
- 2、重傷病者ニ關スル取扱方ハ本會幹部ニ一任スルコト
- 3、本件資格者ハ本會創立五十年記念基本金ヲ負擔スル者ニ限ル
- 4、本件ニ關スル經費ハ本年度ニ積立ツベキ本會創立五十年記念基本金ヲ流用スルコト

### 第三十七節 諸義捐

#### (一) 關西地方風水害に對する義捐

昭和九年九月二十一日突如として關西地方を襲つた大暴風水害は、其の慘狀一日も之を座視するに忍びないものがあり、帝國教育會は全國的に義捐金を募集し、該地方に於ける犠牲兒童生徒並に教職員の慰籍救濟方を發表したので、本會も其の通知に接し、直に賛意を表して募集に着手し、總金額一萬一千四百圓を三回に亘つて帝國教育會に向け送金したが、帝國教育會は全國の寄附金を羅災府縣に按分的に配布したので、各府縣より本會宛に鄭重なる禮狀が來た。

#### (二) 教育塔建設費寄附

昭和九年秋、關西地方大風水災の慘害に際し、教育者が犠牲的精神を發揮せる殉職の行爲は、獨り教育者のみならず廣く社會人心に衝動と感激とを與へた。當時期せずして諸方に起つた聲は、此の機に於て一大記念塔を建設して、是等殉職者の英靈を藉慰すると共に、國本を不拔に培ふ教育者の精神を表徴すべしといふにあつた。

茲に於て、帝國教育會は全國の輿論に基き、大阪城公園大手前廣場に教育塔建設の議を決した。教育塔の趣旨は、「今回の殉職者と併せて明治五年、學制頒布以後並に將來に亘りての殉職者の芳名を勒し、之を不朽に傳へ、其の壯烈なる氣魄を景仰し、普く教育者の抱懐せる教育盡忠、教育報國の大精神を天下に顯彰せんとする」にあつた。

以上は昭和十年六月、帝國教育會が公表した建設趣意書である。而してその募集金額は總額三十二萬二千五百圓で左記標準によることとしてあつた。

この企圖が天聽に達するや、御内帑金御下賜の恩命あり、聖恩洪大恐懼感激に堪へざる所である。塔は高さ百一尺、建坪百一坪、鐵骨鐵筋混凝土にて造り、花崗岩を以て覆ふ、塔心室一、芳名室二あり。塔心に銘を刻し芳名室に芳名板を安置し、外部正面右側の浮彫は教育精神を表徴し、左側は特に風水難に當り奮起せる教育者の兒童愛を表現したにもある。

- 小學校兒童 壹錢
- 青年學校生徒 貳錢
- 中等學校生徒 參錢
- 同校教職員 拾錢
- 同校教職員 拾錢
- 同校教職員 貳拾錢

其の他の各種學校は右に準據す

かくて本會に於ても此の趣旨により左記の通り各郡市支會よりの寄附金を取纏め送付した。

教育塔寄附		門司市		直方市		鞍手郡	
郡市名	離出高	若松市	二九六、八五	飯塚市	一五三、二六	嘉穂郡	一五二、九八
福岡市	六九六、三一	八幡市	一三九、五二	糟屋郡	二〇六、三三	朝倉郡	二八一、四七
久留米市	三〇五、九六	大牟田市	二七七、二三	宗像郡	二七三、五一	筑紫郡	二一七、七二
小倉市	三二七、三四	戸畑市	二七二、〇一	遠賀郡	一四七、七四	早良郡	一四三、一四
			一一八、七七		一一四、三六		二、五〇

糸島郡	一四二、四八	三浦郡	二二二、八〇	三池郡	一三五、九九	京都郡	一一〇、一六
浮羽郡	九三、五六	八女郡	三九七、〇一	企救郡	八九、一四	築上郡	一五三、〇五
三井郡	一五六、四一	山門郡	二四四、四七	田川郡	二三三、〇六	計	六、〇九五、一四

(三) 世界教育會議に對する釀金

昭和十二年八月、東京に於て世界教育會議開催の爲め帝國教育會より寄附を募集せられたるに付、同年二月の代議員會に諒解を求め、普く會員より寄附を乞ふこととし、縣内各學校長に向つて盡力方を依頼した。其の要項は次の通りである。

記

- 一、青年學校、小學校教職員並ニ幼稚園保母ハ最少限度一人ニ付貳拾錢ノ割、其ノ他ノ學校職員ハ一人參拾錢ノ割ニテ釀金
- 一、各支會ハ前項ノ金額ヲ取纏メ五月十日迄ニ送金ヲ願フ
- かくて各學校より釀出せられた金額すべて貳千六百四拾壹圓參拾貳錢を本會より帝國教育會に送付した。

第三十八節 本會顧問若木榮助氏の逝去

昭和九年十月十五日前會長にして本會顧問たる若木榮助氏長逝せらる。

氏ハ大正九年始メテ本會評議員ニ選バレ會務ニ參畫セララル、ニ

ツタ。氏ハ縣下ニ亘ツテ有力ナル聲望ガアツタノデ、寄附金募集ノ如キ非常ニ好都合デ、縣當局ニ對シテノ交渉ハ謂ハズモガナデアツタ。

又氏ノ任期中ハ教育ノ受難時代デアツテ、濱口内閣時代教育費ハ異常ノ削減ニ遇ヒ、延イテ教育者ノ待遇問題カラ身分保障難ニマデ及バントシテ、他府縣ナドハ隨分此ノ憂目ヲ見タモノガアルノニ、本縣ハ幸ニ極端ナル悲境ニ立至ルコトナクシテ、教育ノ伸展ニ甚シイ阻害ノナカツタノハ、一面教育會員一致團結

ノ力ニヨルケレドモ、亦氏ノ統督指導其ノ宜シキヲ得タ結果ニ外ナラヌコトヲ深記スルト同時ニ、教育擁護ノ跡ヲ順ミテ氏ニ對シ深キ感謝ノ意ヲ表セネバナラヌ。氏ハ寡黙ニシテ而モ要領ノヨイ人デアツタ。一言ニシテ總テノ解決ヲ完ウスル美質ヲ有シ、寛容ニシテ團體ヲ統フルニハ

洵ニ適任デアツタ。

氏ハ會長退職後モ本會ノ顧問トシテ不斷ノ指導ヲ與ヘラレテ居タガ不幸病ノ爲メニ長逝セラレタ。享年六十五、誠ニ哀悼痛惜ノ極ミデアル。

第三十九節 女流教育家感謝式

昭和十二年七月七日午後四時より、縣市教育會、縣市婦人會合同にて、本會々館に於てドージャー夫人及びハウキ女史に對する感謝式を開催した。當日は主賓二名の外その家族六名と共に出席され、縣市教育會、縣市婦人會の四團體關係者、來賓、西南學院生徒、福岡女學校生徒等總員五百餘名參集して、左の順序によつて舉行された。

- 一、一同敬禮
- 一、開式ノ辭 安部福岡市學務課長
- 一、國歌合唱
- 一、米國國歌合唱 福岡女學校生徒
- 一、感謝ノ辭 主催者代表白坂本會長
- 一、感謝狀贈呈並ニ感謝ノ辭 福岡市長代理高武助役
- 一、感謝狀贈呈 縣市教育會代表和田福岡市教育會會長
- 一、感謝狀贈呈 縣市婦人會代表畑山縣婦人會會長
- 一、土產品贈呈 四團體代表白坂會長
- 一、感謝ノ辭 四團體代表久世市婦人會會長
- 一、答辭 主賓二名
- 一、謝辭 西南學院及ビ福岡女學校代表者
- 一、閉會ノ辭 津田本會副會長

一、一同敬禮

兩女史略歴

ドウジャー婦人ハ福岡市西南學院創設者故シケー・ドウジャー氏未亡人デ日、本在住三十年、最初ヨリ夫君ト共ニ同院ノ爲メニ盡力怠ラズ、實ニ本縣教育ノ功勞者デアル  
ハウキ女史ハ福岡女學校ノ創設者トシテ、今日マデ二十年間同校ノ爲メニ經營怠ラズ、現在ハ日本人ノ校長ヲ適當トストノ同女史ノ考ニヨリ、校長ノ地位ヲ德永ヨシ女史ニ譲リ、自己ハ設立者、一教員ノ名義ヲ以テ満足シ、而モ獨身ヲ以テ今日ニ至ツタ人デ、本縣教育ノ功勞者デアル  
兩女史共ニ一ケ年ノ休暇ヲ得テ米國へ歸國セラル、コト、ナツタノデ、送別ヲ兼ネ感謝式ガ舉行セラレタノデアル。土產品ハ共ニ日本服一揃デアツタ

### 本縣教育會ノ現在及ビ將來

安 河 内 健 兒

我が福岡縣教育會モ創立後既ニ五十年ヲ經過シタ。其ノ間縣教育ニ貢獻シタ過去業績ノ追憶ハ、今回先聲諸賢ノ筆ニヨリ滿載セラレ之ヲ記念スルニ二分デアル。一體過去ヲ追憶スルハ現在及ビ將來ノ發展ニ資スルニヨリ一層意義アルコト、信ズル。

本縣教育會ノ現在ハ、教職員タル會員多年ニ亘リ俸給ノ一部ヲ離出シ、且ツ有志ノ寄附ヤ縣市ノ補助ニヨリ拾餘萬圓ヲ投ジテ宏大ナル會館ヲ建設シ、社團法人ノ組織ニ改メ會員既ニ二萬餘人ニ及ビ實ニ堂々タル教育機關ト云ツテモ過言デナイト思フ。然シナガラ其ノ内容ヲ顧ミルニ會ノ經費モ少ク、尙縣ノ補助金ニ頼リ活動モ意ノ如ク進マズ、且ツ會員一般ノ意氣モ揚ラズ、一見烏合ノ衆ガ其ノ日ヲ送ルノ憾アルヤウニ思ハレル。今ヤ内外共ニ刷新ノ希望ニ滿チ、種々研究畫策シ、教職員タル會員ハ再ビ五ヶ年間俸給ノ一部ヲ離出シ、且ツ有志ノ寄附ヲ仰ギ基本金貳拾萬圓蓄積ニ努力シテ居ル。

爲メニ本縣教育會ノ將來ハ一層内容ヲ整備シ、名實共ニ教育縣ノ名譽ニ添フ覺悟ガ緊要デハナイカト思フ。今ヤ國家ハ教育審議會ヲ内閣ニ直屬セシメ、學制改革ヤ教育内容ノ刷新ニ研究ヲ重ネテ居ル。我が縣教育會モ宜シク此等ノ方面ニ關スル教育事業ト、一方會ノ活動資源ヤ會員ノ福利事業ヲ起ス等、現在ノ雜然渾一ノ組織ヲ革メテ二部組織トナスガ如ク、内部組織ノ整備ヲ研究畫策シテ刷新ニ邁進セラレシコトガ切ナル希望デアル。

## 第八章 現 狀 一 斑

創立後五十年を経たる本會の現在状態一斑を概括略叙すれば左の通りである。

### 第一節 社團法人福岡縣教育會定款

#### 第一章 總 則

- 第一條 本會ハ社團法人福岡縣教育會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ福岡市薬院堀端七番地ニ置ク
- 第三條 本會ハ本縣教育ノ改善發展ヲ期シ教育事業ノ振興ヲ圖

ルヲ以テ目的トス

- 第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ施行スル事業左ノ如シ
  - 一、教育、學藝ニ關スル研究調査
  - 二、教育、學藝ニ關スル講習會、講演會及ビ展覽會等ノ開催

- 三、教育ニ關スル輿論ノ喚起指導
- 四、雜誌ノ發行

- 五、教育、學藝ニ關スル圖書類ノ編纂發行
- 六、教育ニ關スル視察
- 七、教育功勞者ノ表彰
- 八、教育ニ關スル研究ノ助成
- 九、其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 本會ハ縣下各都市ニ一支部ヲ置ク

支會ノ會則ハ其ノ會ノ定ムル所ニ依ル  
各都市教育會ニシテ本會ニ對シ支會トシテノ權利ヲ有シ義務ヲ負フトキハ本會ハ之ヲ支會ト看做ス

#### 第二章 會 員

第六條 本會ノ目的ニ賛同スル者ヲ以テ會員トス  
會員ヲ左ノ三種ニ分ツ

- 一、通常會員 各支會々員タルモノ
- 二、特別會員 一時ニ百圓以上ヲ寄附シタル者
- 三、名譽會員 學識徳望アル者又ハ本會ニ功勞アル者ニシテ特ニ會長ニ於テ推薦シタルモノ

第七條 本會ニ入會セントスル者ハ住所職業氏名ヲ記シ居住地ノ支會ニ届出ツヘシ退會セントスル者又同シ  
第八條 會員中本會ノ名譽ヲ毀損シタル者アル時ハ會長ニ於テ評議員會ノ意見ヲ徵シ除名スルコトアルヘシ

#### 第三章 役 員、職 員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會 長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、理 事 十三名(會長、副會長ヲ含ム)
- 一、監 事 三名
- 一、評議員 四十二名

第十條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、主 事 一名
- 一、主 筆 一名
- 一、書 記 若干名

第十一條 役員ノ權限ヲ定ムルコト左ノ如シ  
會長ハ會務ヲ統轄シ會議ノ際議長トナリ外部ニ對シテ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
理事ハ本會ノ財産及ヒ會計其ノ他業務執行ノ狀況ヲ監査シ之ヲ代議員會ニ報告ス

第十二條 職員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ  
主事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理シ使用人ヲ監督ス  
主筆ハ雜誌ノ編纂發行其ノ他記録等ノ事務ニ從事ス  
書記ハ庶務會計等ノ事務ニ從事ス

第十三條 役員選任ノ方法及ヒ任期ヲ定ムルコト左ノ如シ  
會長、副會長及ヒ其ノ他ノ理事並ニ監事ハ代議員會ニ於テ選舉シ其ノ任期ヲ三ヶ年トス

評議員ハ各支會ニ於テ各一名ヲ選出シ其ノ他ハ會員中ヨリ會

長之ヲ特選シ其ノ任期ハ何レモ三ヶ年トス  
役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ之ヲ補充ス  
補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
役員任期滿了スト雖後任者ノ就任スル迄ハ尙ホ其ノ職務ヲ行  
フ

役員ハ再選スルコトヲ得

第十四條 會長ハ評議員會ノ意見ヲ聽キ顧問ヲ推舉シ重要ナル  
事項ニ付其ノ意見ヲ求ムルコトヲ得

第四章 會 議

第十六條 總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要  
アリト認メタルトキ又ハ會員百名以上ヨリ總會ノ目的タル事  
項ヲ示シ開會ヲ請求シタルトキハ會長ニ於テ臨時總會ヲ招集  
スルコトヲ要ス

總會ノ招集ハ開會ノ前日五日迄ニ會議ノ目的タル事項、期  
日、場所ヲ本會發行ノ雜誌ニ廣告シ又ハ支會ヲ經テ之ヲ通知  
ス

總會ハ會員二百名以上出席スルニ非サレハ開會スルヲ得ス但  
シ同一事項ニ付再招集ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

總會ニ於ケル議題ハ豫告セル事項トス但シ會長ニ於テ緊急ト  
認ムル事項又ハ出席員會員二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルトキハ  
會長ニ於テ之ヲ議題トナスコトヲ得

總會ニ於テ舉行スヘキ事項左ノ如シ  
一、前年度ノ庶務、會計ノ報告  
二、教育、學藝ニ關スル講話及討議

三、教育功勞者ノ表彰  
四、定款ノ變更  
五、其ノ必要ト認ムル事項

第十七條 本會ニ代議員會ヲ置キ毎年一回會長之ヲ招集ス但シ  
會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ七支會以上ノ同意ヲ得會  
議ノ目的タル事項ヲ示シ開會ヲ請求シタルトキハ會長ニ於テ  
臨時代議員ヲ招集ス

代議員ハ各支會ニ於テ七名以内ヲ選出シ其ノ任期ヲ一ヶ年ト  
ス選出ノ方法左ノ如シ

一、各支會ニ於テ四名ヲ平等ニ選出シ尙其ノ郡市前年度ノ小  
學校ノ學級數百五十迄ハ一名ヲ三百迄ハ二名ヲ三百ヲ超ユ  
ルモノハ三名ヲ増加ス

代議員會ニ於テ舉行スベキ事項左ノ如シ

一、會長副會長及ヒ其ノ他ノ理事並ニ監事ノ選舉

二、歳入歳出ノ議決又ヒ決算ノ承認

三、會務及ヒ教育ニ關スル事項ノ審議

四、基本金其ノ他ノ財産處分ニ關スル議決

五、資産及ヒ會務ノ報告

六、其ノ他ノ重要ナル事項

第十八條 評議員會ニ於テ舉行スベキ事項左ノ如シ

一、會長ノ諮問スル事項ノ審議

二、代議員會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ臨時急施ヲ要スル事  
項ノ代決

三、各種教員部會決議事項ノ審議

評議員會ニ附議スヘキ事項ニシテ其ノ簡易ナルモノハ書面ヲ  
以テ意見ヲ徵シ評議員會ノ決議ニ代フル事ヲ得

第十九條 本會ハ必要ニ應ジ左ノ部會ヲ開ク

中等教員部會、初等教員男子部會、女教員部會、青年學校教  
員部會、高等教育部會

第二十條 代議員會、評議員會ハ各其ノ定員ノ二分ノ一以上出  
席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

但シ同一事項ニ付再招集ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

第二十一條 總會、代議員會及ヒ評議員會ノ議事ハ出席員ノ過  
半數ヲ以テ之ヲ決ス可同數ノ時ハ議長ノ決スルトコロニ依  
ル

第五章 資産及ヒ會計

第二十二條 本會設立當時ノ資産左ノ如シ

一、別紙財産目錄記載ノ基本金其ノ他ノ諸基金及ヒ積立金

二、同上記載ノ不動産及ヒ動産

右ノ内第一號ノ各資産ヲ以テ本會ノ基本財産トシ夫々特別會  
計ヲ設置ス

第二十三條 本會ノ資産ハ會長之ヲ管理ス

資産中有價證券及ヒ現金ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入  
シ之ヲ保管ス

第二十四條 本會資産ノ處分ハ代議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ

第二十五條 本會ノ經費ハ會費、事業ヨリ生スル收入、基本金  
其ノ他ノ資産ヨリ生スル收入、補助金及ヒ寄附金ヲ以テ之ヲ  
支辨ス

第二十六條 本會ノ會費ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、毎年度豫算ノ定ムルコロニ依リ其ノ半ヲ各支會平等ニ

他ノ半ヲ其ノ郡市前年度ノ小學校ノ學級數ニ應ジテ各支會

ニ分賦シ負擔セシム

二、前號ノ外通常會員一人ニツキ年額金貳拾錢宛ヲ以テ各支  
會ニ負擔セシム

第二十七條 本會ノ經費ハ會長ニ於テ毎年度開始前之ヲ豫算ニ  
編成シ代議員會ノ議決ヲ經ルト共ニ其ノ決算ハ該年度終了後

運滯ナク代議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 毎年度末ニ於テ剩餘金ヲ生シタルトキハ代議員會  
ノ議決ニ依リ之ヲ基本金ニ編入シ若クハ翌年度歳入ニ繰入ル

、モノトス

第二十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三  
十一日ニ終ル

第三十條 本會ノ會計及ヒ基本金蓄積ニ關スル細則ハ評議員會  
ニ諮リ會長之ヲ定ム

第三十一條 本定款ハ總會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ  
經且ツ主務官廳ノ認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ  
得ス

第三十二條 本會設立ノ際從來ノ福岡縣教育會員タル者ハ本會  
會員ト看做ス

第三十三條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第六章 附 則

第三十四條 本會設立ノ際從來ノ福岡縣教育會員タル者ハ本會  
會員ト看做ス

第三十五條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第三十六條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第三十七條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第三十八條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第三十九條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第四十條 從來ノ福岡縣教育會ニ屬スル一切ノ財産、豫算及  
ヒ權利義務ハ本會之ヲ繼承ス

第三十四條 從來ノ福岡縣教育會ノ會則以外ノ諸規定ニシテ本定款ニ抵触セサルモノハ本定款ニ基キ制定シタルモノト看做ス

第三十五條 會長ハ評議員ニ諮リ本定款施行ニ關シ必要ナル細則ヲ定ム

第三十六條 本會設立當時ノ理事ヲ定ムルコト左ノ如シ

福岡市地行西町二一番地 白坂榮彦  
糟屋郡香椎村大字唐原字片男佐二六七一番地 津田利夫  
福岡市荒戸町二〇一番地 安河内健兒

福岡市島飼本町一丁目八〇一番地  
福岡市下警固二〇六番地  
福岡市伊崎裏七番地  
福岡市荒江二二一番地ノ一  
福岡市地行東町三一〇番地ノ一  
福岡市大字住吉町一二九七番地  
福岡市大字野間九五五番地  
福岡市下洲崎町五七番地ノ二  
福岡市島飼四丁目三〇二番地

今村貞太郎  
古賀毅  
和田兼三郎  
山川敬行  
大森直平  
船津常吉  
花田甚五郎  
中島定夫  
妹尾ハツミ

第二節 役員

會長 白坂榮彦  
副會長 津田利夫  
理事 (五十音順)  
今村貞太郎 奥園悅次郎 中山鏡六 古賀毅 小塩熊次郎  
白坂榮彦 津田利夫 中島定夫 船津常吉 安河内健兒  
和田兼三郎 村田謙次郎 古林喜代太 岡幸三郎 柴田文城  
中村徳次 石井徳久次 岩松徳太郎 原英次 森隼三  
評議員 有吉吉作 添田雷四郎 瀧口智

(支會順)

下川達夫 石原繁雄 奈倉穂積 高津茂 有馬驍  
永田保太郎 織田百郎 河村五郎 田中秀次郎 白水金生  
占部伴造 薄俊一 矢野磯 吉柳英太郎 穂坂重吉  
井上庄三 井口末吉 服部廣記 堀可直 井形知義  
鐘ヶ江虎太 田中幹之助 藤河精一 戸次純一 山口正治  
小野彦太郎 小袋半 小袋廣志 福田次郎  
小塩熊次郎 龜井千代 三津井巖  
鹿野四郎 龜井千代 三津井巖  
山邊榮枝  
書記  
因に昭和十三年二月八日の代議員會に於て役員改選の結果左の諸氏が當選されたのでこゝに附記することとした。  
會長 添田雷四郎  
副會長 和田兼三郎  
理事 今村貞太郎 波多野俊夫 奥園悅次郎 和田兼三郎 瀧口智  
添田雷四郎 中島定夫 村田謙次郎 野上丈夫 安河内健兒  
大和三次郎 小塩熊次郎 弘中廣志  
中村徳次 村田謙次郎 小袋半  
監事 中村徳次  
評議員 (二名缺員)  
岩松徳太郎 原英二 川崎八二 田中幹之助 中村堅太郎  
井上安五郎 奥山鏡六 松延彌三郎 松岡一勝 柴田文城  
森隼三 角南元一 下川達夫 國田胖 石井康隆  
高津茂 矢島鐘二 永田保太郎 織田百郎 河村五郎

顧問  
 白水生 田中秀次郎 占部伴藏 薄俊一 矢野可直  
 百田年博 德坂重吉 井上庄三 吉田秀之 堀部廣記  
 井口末吉 井形知義 福永秀吉 古賀新一 服部廣記  
 北野勝 山口正治 小野彦太郎 大原保 藤川精  
 小川政男  
 荒川文六(九州帝大總長)  
 武谷水城(元本會長)  
 白坂榮彦(前本會長)  
 小出滿二(九州帝大農學部教授)

名譽會員  
 赤松小寅(福岡縣知事)  
 神崎勳(元本會長)  
 津田利夫(前本會副會長)

第三節 會員數

種別	中等學校	青年學校	小學校	其他	計
郡市名	四八	三	八〇八	六四	一,三九七
福岡市	一三四	一四	三五四	三六八	六七〇
久留米市	二二	七	三二八	一八〇	七二七
小倉市	二四	一〇	三三三	三七八	八五四
門司市	五	一四	二〇七	八四九	一,一三二
若松市	六	二四	五九三	七六〇	一,四五三
八幡市	三	一一	三五七	三五〇	八二二
大牟田市	三〇	一三	一九八	九三五	一,一六六
戸畑市	六六	二四	一五五	三二七	五八二
直方市	二六	二	一三九	五五	三三一
飯塚市					
糟屋郡					四四
宗像郡					元
遠賀郡					元
鞍手郡					元
嘉穂郡					元
朝倉郡					元
筑紫郡					元
早良郡					元
糸島郡					元
浮羽郡					元
三井郡					元
三浦郡					元
京都郡					元
築上郡					元
計					元

(昭和十一年八月三十一日調査)

第四節 資産

種別	昭十一年度末現在高	昭十一年度末現在高
八女郡	二七	四〇
山門郡	九	二四
三池郡	五	二二
企救郡	二	八
田川郡	九	二二
計	二二	五七
京都郡	七	一四
築上郡	七	一五
計	一四	二九

(一) 基金

(イ) 第一種基金  
 一金二萬四千五百八拾五圓七拾八錢 昭和十一年度末現在高

(ロ) 第二種會館維持基金  
 一金貳萬四千七拾四圓五拾七錢 昭和十一年度末現在高

(ハ) 第三種中垣氏效績記念基金  
 一金參千四百五拾八圓九拾參錢 昭和十一年度末現在高

(ニ) 文部省賞與積立金  
 一金參百貳圓五拾五錢 昭和十一年度末現在高

(ホ) 退職給與金積立

一金七百參拾五圓九拾壹錢 昭和十一年度末現在高

(二) 會館及七附屬建物  
 一、建物延坪數五百廿五坪八貳  
 此價格金九萬八千八百八拾四圓四拾四錢

(三) 什器  
 一、什器四千二百七拾八點  
 此價格金壹萬五千四百四拾五圓五拾七錢

第五節 經費

(一) 通常費  
 昭和十二年通常會計歲入出豫算書  
 歲入 歲入豫算額  
 一金貳萬六千六百八拾七圓

歲出  
 歲出經常部 歲出臨時部 歲生豫算額  
 一金貳萬四千五百七拾七圓  
 一金貳千六百參拾圓  
 合計金貳萬六千六百八拾七圓

科	款	項目	歲入		種	說明	金額	附記
			本年度	前年度				
一、會費	一、會費	一、會費	5,000.00	5,000.00	一、會費		5,000.00	
		二、印刷物代	4,370.00	4,370.00	一、印刷物代		4,370.00	
		三、聽講料	500.00	300.00	一、聽講料		500.00	
		四、縣補助金	9,857.00	9,857.00	一、縣補助金		9,857.00	
		五、繰入金	933.00	1,070.00	一、繰入金		933.00	
		六、雜收入	4,560.00	2,470.00	一、雜收入		4,560.00	
二、過年度收入		110.00	二、過年度收入		110.00			
合計			26,677.00	24,374.00	一、繰越金		1,500.00	

科	款	項目	歲出		種	說明	金額	附記
			本年度	前年度				
一、事務所費	一、給料	一、給料	2,630.00	2,230.00	一、書記給料		1,710.00	
		二、雜給	520.00	160.00	一、雜給		520.00	
		三、需用費	917.00	837.00	一、需用費		917.00	
二、會議費	三、需用費	一、書記給料	1,710.00	1,710.00	一、書記給料		1,710.00	
		二、旅使	3,000.00	3,000.00	二、旅使		3,000.00	
		三、宿直	550.00	550.00	三、宿直		550.00	
		四、慰勞	1,000.00	1,000.00	四、慰勞		1,000.00	
		五、手當	1,100.00	1,100.00	五、手當		1,100.00	
			26,677.00	24,374.00	合計		1,500.00	

三、事業費

一、會議費	七三〇〇〇	一、給料	一、〇〇〇	一、旅費	五〇〇〇〇
二、雜給	三、〇〇〇	二、雜給	一、〇〇〇	二、印刷費	一、〇〇〇
三、講習費	九七五〇〇	三、慰勞費	一、〇〇〇	三、雜費	一、〇〇〇
四、印刷物費	二、七〇〇	四、旅人給料	一、〇〇〇	四、主筆給料	一、〇〇〇
五、調查費	五〇〇〇〇	五、備人給料	五〇〇	五、主事給料	一、〇〇〇
六、聯合會費	一、七〇〇	六、講師手當	八七五〇〇	六、其他教育會費	九〇〇〇〇
		七、雜費	一〇〇	七、帝國教育會費	一、〇〇〇
		八、職員誌	一、六三〇	八、同會費	一、〇〇〇
		九、職員送費	五〇〇		
		十、雜費	二、五〇〇		
		十一、調查費	四〇〇〇		
		十二、聯合會費	一、七〇〇		
		十三、其他	一、二五〇		
		十四、總計	一、〇〇〇		

七、教員部會費	一、〇〇〇	三、九州神繩八縣聯合教育會出席費	三、〇〇〇
八、理事者會費	九〇〇	四、同會費	四〇〇
九、社會教育費	二、〇〇〇	一、教員部會費	一、〇〇〇
〇、表彰弔慰費	五〇〇〇	二、理事者會費	九〇〇
一、視察費	一、〇〇〇	三、社會教育費	二、〇〇〇
二、總會費	一、〇〇〇	四、表彰弔慰費	五、〇〇〇
三、良成親王及五條賴元卿顯彰費	一、〇〇〇	一、視察費	一、〇〇〇
四、教護聯盟連絡費	一、〇〇〇	二、總會費	一、〇〇〇
五、在外軍隊慰問費	一、〇五〇	三、良成親王及五條賴元卿顯彰費	一、〇〇〇
六、過年度支出費	二〇〇〇	四、教護聯盟連絡費	一、〇〇〇
〇、郷土寫真編纂費	〇	五、在外軍隊慰問費	一、〇五〇
		六、過年度支出費	二〇〇〇
		七、郷土寫真編纂費	〇

科 目	項 目	時 部		比 較	種 目	金 額	附 記
		本 年 度	前 年 度				
四、支會分配金	〇、接待費	0	1,100.00		一、支會分配金	7,850.00	
	一、支會分配金	7,850.00	7,850.00				
五、退職給與基金積立金繰入金	一、退職給與基金積立金繰入金	1,000.00	1,000.00		一、退職給與基金積立金繰入金	1,000.00	
	六、豫備費	6,000.00	3,900.00	2,100.00	一、豫備費	6,000.00	
經常費合計		21,050.00	24,750.00	6,700.00			
一、福岡縣教育會創立五十年紀念會費	一、福岡縣教育會創立五十年紀念會費	2,200.00	0	2,200.00	一、慰靈祭費	800.00	
	二、福岡縣教育會創立五十年紀念會費	2,400.00	0	2,400.00	二、式典費	1,000.00	
					三、表彰費	570.00	
					四、講師費	100.00	

臨時合計 二、六三〇〇〇  
 二、六八七〇〇  
 經常部事業費及臨時部費ニ限リ會長ニ於テ項ノ流用ヲ爲スコトヲ得  
 二、四七三〇〇  
 二、六三〇〇〇

(二) 特別費

昭和十二年度特別會計會館費歳入出豫算書

歳 入	歳 出	歳 入 總 額	歳 出 總 額
一金四千五百五拾七圓	一金四千五百五拾七圓	45,570	45,570
昭和三十二年特別會計諸積立金歳入出豫算書			
歳 入	歳 出	歳 入 總 額	歳 出 總 額
一金二千貳百貳拾八圓	一金二千貳百貳拾八圓	22,280	22,280
昭和三十二年特別會計退職給與金積立費歳入出豫算書			
歳 入	歳 出	歳 入 總 額	歳 出 總 額
一金百貳拾貳圓	一金百貳拾貳圓	122	122

第六節 事業

一、機關雜誌

雜誌福岡縣教育每號百二十三十頁内外のものを毎月十五日に發行する

二、役員會

1、理事會 毎月一回以上開會重要なる會務執行上につき協議をなす。

2、監事會 毎年一回以上開會會計其の他の會務執行狀況を監査す。

3、評議員會 毎年二回以上開會各教員部會決議事項の審議、會長諮問事項の答申並に代議員會の代決等を爲す。

三、總會 毎年一回總會を開き會務諸般の報告、役員の選舉、教育問題の討議並に名士の講演聽講等をなす。

四、教員部會

教員部會には高等教育部、中等教員男子部、初等教員男子部、女教員部、青年學校教員部の五種あり。高等教育部以外は毎年一回三日間宛開會して或は教育上の重要問題を討議し、或は研究の結果若くは教育上の意見を發表し、又時に工場其の他の見學を爲す。(出席者少きは百名内外多きは百七十名を過ぐることがある)

五、代議員會

毎年二月定期會を開く外臨時會を開くことあり。本會の豫算決算を議定し、役員の選舉を行ひ、其の他教育上の重要問題並に本會諸般の活動につき決議をなす。

六、講習會

毎年専門の大家を招聘し、夏季に於て講習會を開能するを常例とし、此の間に教育實際家を聘して教授法等の講習會を併せて開催することがある。

七、調査會

本會は各種の調査會を設け、委員を囑託して調査を爲し、且

つ之れを實行し、又は當局に建議要望をなすつゝあり。最近に於ける調査會を舉ぐれば次の如くである。

一、良成親王及び五條賴元卿顯彰調査會

一、同 傳記編纂委員會

一、財源調査會

一、師道祭調査會

一、教育統制調査會

一、精神作興運動調査會

一、中等學校入學者選拔法調査會

一、皇太神宮團體參拜の件調査會

一、教員待遇改善に関する委員會

一、女教員修養方法調査會

一、本會創立五十年記念事業調査會

一、正規國旗普及に関する調査會

一、皇紀二千六百年記念事業調査會

一、實業教育振興調査會

一、本會建議事項整理委員會

一、縣下教職員購買組合設置調査會

八、諸會派遣

本會より定期に派遣するものは大凡左の如くである

1、帝國教育會評議員會 二名

2、同 總會 五名内外

3、九州沖繩八縣聯合教育會 六名

4、同 主事會 一名

5、教育祭(大阪) 二名内至三名

6、全國女教員會 二名

7、鮮滿視察團 二十名内外

九、宿泊部經營

本會には宿泊部を設け會員の宿泊に便して居る。和洋室各四あり、宿泊に關する概要は次の如くである。

1、定員 三十二名

2、宿料 一人一泊金七拾錢、食事料夕食參拾錢、朝食金貳

拾錢、使用人心附金拾錢、計壹圓參拾錢。但し食事を要せざる客には其の代を申受けず。

3、宿泊人員 年間三千三百人内外にして、年々増加しつつある。

一〇、會館の利用

會館は教育上の諸會合其の他の爲め貸室を爲し使用料を徴收して居る。但し會員の使用に限り使用料を半減する。使用者は逐年増加の傾向を辿つて居る。

### 第九章 各支會沿革概要

本會は定款第五條の示す所により、十市十九郡に支會を有するを以て、今左に各支會沿革の概要を記することとする。

#### 第一節 福岡市教育支會

##### 一、創立年月日並に其の後の沿革

1、明治廿一年五月福岡縣教育會福岡支部を設置し、事務所を福岡高等小學校内に置く。

2、明治三十年十二月福岡市教育支會と改稱し、事務所を福岡男子高等小學校内に置く。

##### 二、創立以來の事業大要

1、會則に定められた本會の事業  
(一) 明治廿一年の會則に定められた事業

イ、教育に關する事業

ロ、教育資金の蓄積

ハ、家庭教育の奨励

ニ、官廳の諮詢に對する答議

ホ、教育に關する演説、討論及び談話

ヘ、本會の庶務、會計及び成績の報告

(二) 昭和八年の會則に定められた事業

イ、教育に關する視察及び調査研究

- ロ、教育學藝に關する講演會及び講習會等の開催
- ハ、學校教育及び社會教育に對する獎勵援助
- ニ、教育に關する輿論の喚起
- ホ、會員の修業に關する事項
- ヘ、其の他必要と認むる事項
- 3、事業遂行上の實施事項

(一) 明治廿一年以降

- イ、會員募集
- ロ、總集會
  - 1、教育に關する事業
  - 2、教育に關する演説及び討論
  - 3、庶務會計の報告
- ハ、研究會
  - 1、授業、管理、學校衛生其他教育に關する庶般の事項
- ニ、講習會
  - 1、學術の講習
- ホ、展覽會
  - 1、教育品展覽會

(二) 昭和十年以降

- イ、幹事會、評議員會、總會開催
- ロ、通俗講演會開催
- ハ、夏季講習會開催
- ニ、體育獎勵

2、歳入歳出豫算

歳入	明治三十二年度	昭和十二年度
歳入	一五七、六七	五、六四九、〇〇
歳出	一五七、六七	五、六四九、〇〇

第二節 久留米市教育支會

(一) 久留米市教育支會の前身

一、協力社。明治十年十月久留米師範學校卒業生の協同を以て創立したものであつて、年二回若くは三回會合して、學術討論會を開き、智識を新にし、學力の進歩を圖り、又教育上の研究を遂げて各自職務上の參考としたのである。是れ本市教育會の濫觴といふべく、佐々木巳喜次氏終始社長として會務を統理し、會員數は初め二十餘名であつたが、後約百名となり、協力文庫を設けた。其の後會員の他職に轉ずると共に社も亦廢止された。

二、私立教育會。明治十三年私立教育會起り、久留米小會を設けたが、翌年八月解散し、同十八年福岡縣私立教育會組織せられ、尋いで各郡に支會を置き、互に氣脈を通じて縣教育の發展に力を盡した。同十九年六月梅野多喜藏氏、同教育會御井・御原・山本支部會々長となり、本市も亦此の支部に屬した。會員は教育者のみならず、地方有志の入會を慈誼した。

三、久留米市教育支會

明治二十二年五月久留米市は郡と分離し、同二十五年三月獨

- 1、遠足
- 2、競技大會
- 3、武道大會
- ホ、大會出席
  - 1、女教員大會
  - 2、初等教員大會
  - 3、帝國教育會總會
- ヘ、研究調査
  - 1、縣外視察出張
  - 2、教育に關する研究調査
  - ト、福岡市教育會報編纂
  - チ、小學校聯合音樂會開催
  - リ、死亡會員の弔慰
  - ヌ、名勝史跡標示
  - ル、郷土寫真帖編纂
  - ヲ、展覽會
    - 1、理科展覽會
    - 2、創作品展覽會
  - ワ、教育振興大會開催
  - カ、懸賞論文意匠募集

三、其の他

- 1、本會々員數
  - 明治廿一年 一三〇人
  - 昭和十二年 一、四〇〇人

3、基本金

昭和十二年九月現在基本金蓄積高  
一金壹萬五百六拾壹圓拾九錢也

立の一支會を創設し、當時の市長内藤新吾氏を會長に推した。爾來四十年、其の間三谷有信、大島英助、金澤來藏、細見保、佐々木巳喜次の諸氏を経て現會長野田實氏に及んでゐる。

(二) 久留米市教育支會事務

一、明治二十七年十二月、會員互助法並に學校生徒獎勵、及び學費補助法の規定を設け、又規約を設けて會員各自の品格を保ち風俗の改良を謀つた。

會員互助法。會員は互助法によつて、本會員不慮の大災難に罹りたるとき之を慰問し、本會員の病死、又は戦死したるときは會員會葬して會長誄詞を讀み、戦時出征したるときは會長より慰問狀を發し、家族を慰問し、出征會員の家族及び死亡會員遺族の自活する能はざるものには別に協議の上救助の法を講ず。

一、明治二十八年十一月、田中市長よりの諮問に應じ、實業學校設置の件を附議し、商業補習學校を高等小學校に併置することに決した。

一、明治二十九年五月、市長田中順信氏、教育振興のため、奔

走せられ其の結果、當路の認むるところとなり、今日の小學校教員年功加俸令の制定を見るに至つた。本會は其の功を多として感謝状及び記念品贈呈のことを議決した。

一、同月久留米市方言を調査した。

一、明治三十年四月、改良すべき方言五種を選び學校にて之を使用せしめざることを決議した。

一、明治三十二年十一月、久留米商業學校に縣費の補助あらんことを縣會議長に建議した。

一、明治三十四年十月、本會は舊藩主有馬伯爵家の補助を受けて附屬圖書館を設置した。

一、明治三十七年二月、本會々員互助内規を改正した。

一、明治三十八年十二月、私立久留米幼稚園設立者星野房子氏の委託に依り、本會にて其の事業を監督擔任することとなつた。

一、明治三十九年二月、本會に初等教員部會と中等教員部會との二種を設くることとなつた。

一、明治四十年二月、本會にて千歳の光（久留米三偉人唱歌）を編纂出版した。

一、明治四十一年二月、私立商業學校設立の件を議決した。

一、明治四十三年八月、吉田市長の諮問に應じ、市内六つ門元縣立工業學校分校跡に男子工業徒弟學校設置の件を答申した。

一、明治四十四年二月、本市に市視學を置かれんことを市參事會に建議した。

一、明治四十五年二月、本會に社會教育研究部を設けた。

一、大正三年十二月、本會員は各自應分の金員を繰出し、更に況く志士仁人に告げて久留米市出身軍人の戦病死者遺家族の弔慰及び廢兵救助の資に供した。

一、大正四年十月より十一月に亘り市内各小學校區域内居住者に對し御即位御大禮に關する通俗講演會を開くこと八回に及んだ。

一、大正五年二月、若林市長よりの諮問に應じ、補習教育機關設置に關する答申書を提出した。

一、大正六年九月、本會にて募集した白耳義國兒童救濟義捐金を本縣教育會本部に送附した。

一、大正九年十二月、本市高等小學校女子補習科設置の義につき、市長に建議の件を可決した。

一、大正九年十二月、表彰式を舉行し本市の教育者を表彰した。爾後大正十四年五月、昭和二年十二月、昭和三年十一月、昭和八年六月に教育功勞者を表彰した。

一、大正十年五月、評議員會にて公衆運動場設置に關し、市當局に建言し且舊藩主有馬伯爵家に嘆願することを決した。

一、大正十一年十一月、學制頒布五十年記念式を舉げ、教育功勞者として故田中順信、故中富豊、梅野多喜藏、三谷有信、細見保、武田彌一郎の六氏を表彰した。

一、大正十二年九月、關東地方大震災に際して救助の事に盡力した。

一、大正十二年十一月、學制頒布五十年記念事業として、本會

にて編せる久留米市教育沿革史の出版成つた。

一、大正十三年一月、本會附屬圖書館を久留米高等小學校敷地内に新築した。

一、大正十四年五月、佐藤彌吉氏私立南筑中學會創立の爲めに金參拾萬圓を提供せしことに對し特に表彰した。

一、大正十四年六月、久留米藩の碩儒樺島石梁先生顯彰會の事業に賛同して、金貳百圓を寄附した。

一、昭和三年五月、久留米昭和高等女學校創立者有馬賴寧伯及び大藏守治氏に感謝狀を贈呈した。

一、昭和五年六月、本會に於て、高山彦九郎先生終焉地保存管理をなすこととなつた。

一、昭和六年十一月十日、久留米市報德會と合同主催にて、明治天皇行幸二十周年記念講演會を開催した。

一、昭和九年六月四日、東郷元帥薨去に付弔電を發した。

一、昭和十年六月廿五日、大楠公六百年祭を各種團體と共同に行うた。

一、昭和十年八月、久留米市に夜間中學校を設置せられんことを縣に要求した。

一、昭和十一年十一月十日、明治天皇行幸二十五周年記念事業として座談會並に各學校に於ける記念講話會を開いた。

一、昭和九年十二月圖書館擴張移轉の件を決議し、市内小學校職員は各自俸給の割を寄附し、昭和十一年四月より淨財を一般に募集して合計金四萬參千餘圓を得、遂に昭和十二年二月併組合事務所敷地建物を買収し、次で石橋徳次郎、同正二郎兩氏より書庫鐵筋コンクリート建一棟の寄附を受け、同年八月建築落成した。

### 第三節 小倉市教育支會

#### (一) 創立年月日並に其の後の沿革

一、明治十八年三月一日私立企救郡教育會を創設し、杉山貞氏を會長に選舉し、事務所を室町郡役所に置いた。

一、明治廿一年六月二十四日企救郡教育會を福岡縣教育會に入することにし、福岡縣教育會企救郡支部會と稱した。

一、明治三十三年四月一日より小倉市制施行につき、同年六月二十六日企救郡支部會より分離して福岡縣教育會小倉支會と稱し、事務所を小倉高等小學校内に設けた。會長は原口大成

氏。

一、大正十三年四月、事務所を天神島尋常高等小學校に移し、更に昭和四年四月現在の米町尋常小學校内に移した。

#### (二) 創立以來の事業概要

一、會員の學術修養等に關する講習會、教育研究會等の開催

一、郷土に關する調査研究

一、名士の講演會又は通俗講話會の開催、時事問題の諮問答申

一、本市及び一般教育上の發展改善に關する建議

- 一、他府縣學事視察員の派遣
- 一、會員の體育會及び懇親遠足會開催
- 一、郷土先賢の慰靈祭及び教育功勞者の表彰

### 第四節 門司市教育支會

#### (一) 沿革

- 一、明治十三年十一月二十六日、縣卜學事の隆盛を謀らんが爲め、教育上緊急の事件を諮問する目的を以て教育會手續を達示せられ、同十六年四月十六日企救郡役所内に有志會合し教育懇談會を開催し、教育上の氣脈を相通じ其の發達を講究した。これ郡教育會の濫觴である。
- 一、同 十八年三月一日私立企救郡教育會と改稱した。
- 一、同 廿一年六月二十一日、福岡縣教育會に加入し、同會の企救郡支會となつた。
- 一、同 三十二年四月一日、門司市制施行により企救郡支會より分立、門司支會と改稱した。
- (二) 本支會創立せられてより三十有餘年、此の間本市教育上の援助機關として攻究せられたところ尠からず、創立以來の事業大要は左の如くである。
- 1、事務所
  - 一、明治三十六年錦町小學校に置き、同校長及び以後の校長幹事として事務を執つた。
  - 一、同 四十四年清見小學校に移し、同校長其の事務を執

- 一、其の他社會教育、學校教育等の後援並に史蹟の顯彰
- 一、郷土偉人の銅像建設運動と工事着手等

り、大正三年同校長小森江校長に轉任に當り同校に移轉した。

一、大正四年一月永井市長支會長に就任せらるゝに及び、五月事務所を市役所に移し、以て今日に至る。

#### 2、役員

イ、會長及副會長

會長		副會長	
就任年月	氏名	就任年月	氏名
明治三六、二	田代 郁彦	明治三六、二	大西 武
同 四一、二	大西 武	同 四一、二	別府 敏治
大正 四、一	永井 環	同 四三、一	藤井 高文
同 八、二	鷗津要一郎	大正 三、七	兒島 干清
同 一二、五	吉川 孝一	同 九、一二	瓜生 兵吉
同 一五、七	中村 徳次	同 一三、七	戒能榮三郎
		昭和 五、八	西田幸太郎
		同 七、八	矢野 磯
		同 九、八	藤島 周三

#### ロ、評議員

評議員は最初十三名、明治四十三年十五名に、以後數次増加し現時の五十名に至る。

#### ハ、幹事

幹事は當初二名であつたが大正四年三名に、同十三年幹事長一名、幹事五名に、昭和十年幹事八名に増加した。

#### ニ、事務局

事務局は最初書記として二名であつたが大正四年現名稱に改め、其の數も若干名に變更した。

#### 3、會費

大正元年毎月拾錢と改むる迄は一人五錢、大正四年五ヶ年分以上の一時出金者を特別會員とし、更に大正九年通常會員は毎月拾五錢、特別會員毎年五圓とし、大正十年更に現在の特別會員年額五圓、通常會員年額貳圓四拾錢とした。

#### 4、業績大要

- 一、明治三十六年四月二十一日福一回の評議員會開會、協議題は左の如くである。
  - 1、當市に幼稚園を設置することを市長に建議するの件。
  - 2、當市に商船學校を設置することを市長に建議するの件、及び市長より縣知事に建議せらるゝ様建議の件。
- 一、同月二十四日總會を開催、前項の建議案を可決し運動を開始した。蓋し本支會最初の活動記録である。
- 一、同三十九年十一月二十四日總會を開催左案を可決した。
  - 1、當市に縣立商船學校の創立あらんことを再び縣知事に建議するの件。

#### 5、現況

- 1、會員 特別會員八十名、通常會員七百三十二名
- 2、昭和十二年度歳入出豫算 金五千六百六拾六圓
- 3、事業費の主なるもの
  - イ、教育研究費 一〇〇圓

ロ、諸會開催費	一、二五〇圓
ハ、學事視察費	二二〇圓
ニ、獎勵費	六〇〇圓
ホ、會報費	二〇〇圓
ヘ、會議費	一〇五圓

### 第五節 八幡市教育支會

ト、出席旅費	四六一圓
チ、兒童體育施設費	六〇〇圓
リ、映畫教育並に材料購入費	二〇〇圓
ヌ、職業指導讀本編纂並に印刷費	八二〇圓

#### (一) 沿革

八幡市教育支會は大正六年三月市制施行と同時に社団法人遠賀郡教育會より分離し同年五月二十日市立各學校職員及び一般地方有志を以て組織した、當時終身會員百二十三名通常會員三百二十八名計四百五十一名であつた。爾來年を閲すること二十年急激なる市勢の膨脹と隣接町村即ち企救郡板櫃町の一部を大正十四年四月に大正十五年十一月遠賀郡黒崎町同津役村を本年五月に合併せる爲め會員愈々増加し今や一千八百八十一名(名譽會員一名終身會員百八十名通常會員一千七百名)を數へ基本金一萬一千七百餘圓を有す。

#### (二) 事業概要

本年度豫算は四千九百二十二圓にして、其の通常事業としては春秋二季の總會に會員全部の會合をなして、會員相互の研究發表或は名士の講演に學術的知識を養ひ、或は時局の認識を博め、學事視察員を派遣して各都市に於ける教育の研究調査をなさしめ、各種學術講習會を開催して教員の研鑽に、名士を招聘

し通俗の講演會を開催して社會民衆の修養に資し、普通教育、社會教育調査委員を設けて斯道の研究調査機關とし、昭和九年四月舉行せられた小學校教員精神作興大會を記念するため、毎年市教員大會を開催して其の感激を新にし、且つ伊勢神宮參拜團を組織派遣して皇室の彌榮を祈願する等、専ら精神修養に努め、又は學校教員兒童生徒の體育を奨励し、史蹟顯彰碑を建設し之に關するパンフレットを刊行して祖先崇拜、郷土尊重の念を深からしめ、教育に關する研究論文、意匠品の懸賞募集を行ひて教職員の研究心を昂め、創造作品の助長を圖り、教育功勞者を表彰し、或は虛弱兒童の養護施設としての夏季保養所に補助をなし、市内小學校教護聯盟の事業助成をなす等、直接間接學校教育、社會教育の全般に於ける貢獻をなしつつあり。尙特殊事業としては昭和五年十月三十日教育勅語演發四十年に際し記念式を舉行して、孝子、節婦其の他篤行者を表彰し、尾倉、山ノ神市有原野に杉苗一萬二千本を植栽して記念林を造つた。

又昨年九州沖繩八縣聯合教育會總會が福岡市に開催せらるゝに及び、會員を招待して躍進途上にある八幡市勢一般視察の便を計り、又本年秋季には縣下十市小學校協議會を本市に開催せらるゝを以て、本會も亦經費を計上して教育視察者の接待に努めんことを計畫中である。

因に本年度歳出豫算の概要は左の通りである。

雜給	四一五圓
需用費	三〇圓
雜費	八〇圓
總會費	一一〇圓
精神作興記念事業費	一〇〇圓
視察費	八二五圓
社會教育費	五〇圓
研究獎勵費	八〇圓
體育獎勵費	一〇〇圓
講習會費	二五〇圓
諸會出席費	二九二圓

### 第六節 大牟田市教育支會

調査費	一〇〇圓
郷土史蹟顯彰費	三〇〇圓
表彰費	二五〇圓
獎學費	五〇圓
薄弱兒童夏季聚落補助費	一〇〇圓
保育會補助	二〇圓
會員名簿費	四五圓
會員標示費	七五圓
縣下十市校長會費	一五〇圓
教護聯盟補助	二五〇圓
縣教育會負擔金	一三五圓
縣教育會個人負擔金	一四八圓
全國聯合教育會負擔金	五〇圓
雜支出	五〇圓
基本金蓄積	七五七圓
豫備費	一〇〇圓
計	四、九二二圓

(一) 創立及沿革  
大牟田市教育會は、行政區劃の關係上、三池郡教育會の分身に屬し、大正六年三月一日、大牟田市政施行と同時に、創立せられ、福岡縣教育會の支會となつたものである。

此の間大正の初年大牟田市が未だ三池郡大牟田町と稱した時代は、當然三池郡教育會の一部であつたけれども、町勢の膨脹に即して、特殊的に、大牟田町教育會結成の輿論熟し、其の組織を生み、大牟田市教育會創立に至る過度期を経過した。

かくて、前記の如く市教育會の創立せらるゝや、當時の市長巖谷忠順氏初代会長として就任し會の基礎愈々確立せらるゝに至つた。

爾來歴代市長は市教育會長に推さるゝの慣例となり市長前田慎吾氏に及んでゐる。

(二) 創立以來の發展大要

創立以來年を閉すること廿年、經營の跡を顧みるに、大正六年改稱當時の會員數僅に三百名に過ぎなかつたものが、中途市の發展に伴ふ隣接三川町との合併により昭和四年の會員數五六〇名に増加し、其の後十年を出でずして今や七〇〇名の會員を擁し、創立時代に比し約二倍三步の隆運を見たことは會の將來のため慶賀にたへない所であつて、經常費の如きも左の如く發展せるを見る。

大正 六年(創立時代) 五二〇圓

昭和 四年(合併當時) 一、九七七圓

昭和十一年(現時) 二、〇〇六圓

基本金蓄積

會の基礎を強固ならしめるには、基本金を蓄積して、その運用を圓滑ならしむるにしかすと、大正十一年の頃、會員の總努力を求めて、壹萬圓蓄積を第一期計畫とし粒々辛苦して、或は寄附に、或は節約寄贈に、初年度二、一〇二圓を得、逐年其の増加を繼續し大正十五年の蓄積四、八九〇圓に過ぎなかつたものが、今や八、七三〇圓となり、其の利子は事業遂行上の有力なる資源となるに至つた。

(三) 創立以來の事業大要

創立以來殆ど恒例的施行事業大要左の如し。

- 一、總會 春秋二回
- 二、役員會(幹事會、評議員會)
- 三、講演會

1、學術講演會(學者名士招聘)

2、成人教育講演會(市内尋常小學校區毎に)

四、學事視察 滿鮮、内地(他府縣) 毎年七、八名

五、諸會出席 縣内各部會の外諸大會出席

特殊の事蹟の主なるもの左の如し。

大正十四年三月 大牟田市政十周年記念國產共進會附帶事業として、本町六丁目第二會場に於て、教育品大展覽會を開催し、共進會の一異彩を放つ、其の經費は三千三百餘圓であつた。

同時に第二公會堂に於て、九州教育大會を開催し、帝國教育會長澤柳博士及び長田教授の講演會を開いた。

大正十五年十月 世界的音楽家巽清次郎氏獨唱會を公會堂に開催し、其の利益金を基本金に組入れた。

昭和二年三月 ベスタロツチ百年記念講演會を開催し東京成城學園高等部教授山下徳治氏の講演會を開いた。

昭和四年三月 今上陛下御即位記念として、市設記念グラウン

ドに櫻樹五十本を植栽した。

昭和四年十二月 大牟田市兒童生徒の學業獎勵内規を定め又會

員の教育調査研究獎勵内規を定めて教育進展の資に供した。

昭和五年十月 教育勅語下賜四十年記念事業を舉行した。

1、記念講演(各小學校區別)

2、記念式(於公會堂記念品を頒つ來會者約千人)

3、奉讀式(各校區一齊に)

昭和七年 本市出身上海事變戰死者の靈に供花、負傷者に見舞等の事を行つた。銃後の教化堅し

昭和七年六月 大牟田市圖書館設置を建議し、その促進をはかり、建議案を市長に提出した。

昭和九年十一月 國民精神作興週間を定め各小學校區毎に奉讀式を擧げ一般會員及び大衆に講演をなし、其のため一錢獻金

第七節 糟屋郡教育支會

(一) 創立年月日並に其の後の沿革

明治十七年五月郡内有志者教育者相謀つて協議會を組織し毎年一回集會を催した爾後逐年賛成者を得て漸次隆運となり、殆んど郡教育會の體をなすに至つた。

同二十一年五月十二日福岡縣教育會創立成つたので之と連絡

を通し、同年六月十五日を以て糟屋郡教育支會を組織し、事務所を糟屋郡役所に設けた。是れを本會の創立起源とする。

同三十一年四月福岡縣教育會々則の改正に伴ひ糟屋郡教育支會と改稱した。

(二) 創立以來の事業大要

明治二十一年糟屋郡地誌を編纂し、郷土に關する歴史と地理

による釀金約三百圓を國防費に獻納した。

昭和十年三月 教員劍道試合を大牟田商業學校講堂に開催した。爾來恒例行事となる。

昭和十年四月 大牟田市各小學校に講堂建設の輿論熱し、教育會に促進委員會を開いた、その基く所は昨昭和九年十二月十日教育會長より建議案を市長に提出したことによるのであつて、本件に關し、市當局の計畫一步前進を見たのである。

昭和十一年三月 西日本各市教育局會及及び縣下教育者大會に、出席員を送つた。

を調査し、古今の忠良、賢哲、孝子、節婦、忠僕、功勞者を表彰すると共に、神社、佛閣、名所、舊蹟等を周知悉せしめた。

明治三十二年四月九州大學設置問題に付委員を設けて活動した。

明治三十五年六月二十七日總會にて會則を變更し代議會制とした。

同年補習教育の必要を認め、實業補習學校設立獎勵の爲め郡費補助の建議をなし之を採納せられた。

明治三十九年本會の基礎を鞏固ならしめるため基本金蓄積規程を設けた。

昭和二年四月郡制廢止により事務所を箱崎小學校内に移轉した。  
同年、教育の發達日に隆盛に趣くに隨ひ、諸般の事務又益々繁劇を加へ、殊に郡制廢止により俄に中間機關を失つた爲め、學事々務上幾多疑惑を感ずる點亦尠なからざるを以て、本郡教

### 第八節 社團法人遠賀郡教育會

#### (一) 創立年月日並に其の後の沿革

明治廿一年五月福岡縣教育會創立せられたるを以て、其の趣旨に基き同年七月同會の支會を開設して、福岡縣教育會遠賀支會と稱し、事務所を蘆屋高等小學校内に置き、毎年三月、七月、十一月の三回總會を蘆屋町に開催し、教育に關する演說討議をなし、又毎月一回(日曜日)學術講習會を同所に開設し、小學教育に必須なる諸學科の研究をなした。

本會は郡下小學校教員のみを以て組織し、會費として毎月々俸百分の一宛を出金してゐたが、明治廿二年以降郡費より若干の補助を受くることとなつた。其の後有志者に向つて入會を勧誘し、會費は一般同等に負擔する事となつた。

明治廿一年二月遠賀郡役所が本郡中央なる洞南村折尾に移轉したので、翌廿二年四月本會事務所を同役所内に移轉した。

本會は創立以來會則に數度の改正を加へたが、法人組織となすの必要を感じ、明治廿七年五月總會に於て社團法人遠賀郡教育會設立の議を決し、同年七月二日主務大臣に向つて設立認可

育會は茲に是等教育關係諸法規並に事務上の諸様式を精査し、教育當事者の疑義を質すに資し、且つ又事務上の能率を向上せしむるの目的を以て教育關係諸法規の研究調査委員會を設置し、委員は鋭意之が研究調査に没頭すること約半歳、昭和二年九月學事々務便覽の完成を見るに至つた。

の申請をなし、同年十一月四日之が認可を得て全く獨立するに至つた。されど福岡縣教育會に對しては遠賀支會の關係を繼續することとした。  
(以上遠賀郡誌に據る)

大正十五年六月三十日を以つて郡役所の廢止せらるゝや、組織の強化を圖ると共に郡内教育の輿論喚起、教育事業の改善振興を計り、又社會教育の高唱に伴ひ、社會教育協會、聯合婦人會、體育協會、體育指導獎勵委員會、學校衛生會、青年學校後援會を興し且つ男女青年團とも相提携して打つて一團となり、只管教育の發展、社會の淨化に努めて今日に至つた。

#### (二) 創立以來の事業大要

顧問會、總會、評議員會の開催、初等教育、青年教育、社會教育研究部の設置、學術講習會、研究發表會、通俗講習會、成人教育講座、公民教育講座、家庭教育生活合理化講習會、教員並に男女兒童の體育大會、學校衛生の調査研究會、青年學校研究會、圖書館研究會の開設、縣外學事視察、優良團體視察員の派遣、學費の貸與、優良兒童、教育功勞者、篤行奇特者の表彰

等を行ひ、又多年に亘つて遠賀郡誌編纂、盲啞學校設立、遠賀

農學校設立につき大に援助するところがあつた。

### 第九節 社團法人鞍手郡教育會

#### 一、創立年月日並に其の後の沿革

明治廿一年五月福岡縣教育會設立せられ、各都市に支會を置いて氣脈を通することとなつた。同年當支會を組織し爾來次第に發展したが、偶々大正十五年六月限り郡役所を廢止せられることとなつたから、之を機として法人組織に變更の議起り、大正十五年五月二十四日の總會に於て之が決議をなし、同年六月十日附を以つて社團法人設立の件を認可せられた。昭和六年一月一日直方市成立して本會より分離した。

我が鞍手教育支會長は創立以來郡長を推戴し、副會長は高等小學校長を推舉して來たが、後には地方の有志者を推舉するやうになつた。幹事は郡書記或は郡視學と教育者とを任命し、評議員は初めは教員のみであつたが、後には教育者と有志者とを選挙することとなつた。

創立以來の會長は上野彌太郎、龍岡篤敏、平野萬四郎、佐藤平太郎、戸田健兒、石塚昇、戸田宣徳、津田如廣、堀須介、川島淵明、橋本綱太郎、石井徳久次、勝野重吉、吉柳英太郎諸氏である。

#### 二、創立以來の事業の大要

本會は毎年二回若くは一回總會を開き、時には臨時總會を開くこともあつて、教育に關する事業を計畫し、教育に關する研

究發表、討論、談話等をなし、本會の庶務會計及び成績の報告をなすこととなつてゐる。

本會の事業は講習會、調査研究會、表彰、各種展覽會、學事視察、通俗講演會、其他他男女青年團、主婦會、郷友會等の指導等である。

#### 三、本會事業の一斑

明治廿一年より基本金の蓄積に着手し、大正十四年度に於て總額五千四百八拾八圓餘を算するに至つた。此の基本金は教育者は勿論一般有志者の寄附によつて成れるもので、其の中特に多額の寄附者は次の如くである。

金參千圓 貝島家、金貳百圓 石井徳久次、金壹百圓 古賀安志の諸氏

大正五年十月郡會に於て鞍手郡誌編纂の件を決議し、爾後郡役所に於て着手してゐたが、大正十二年四月郡制廢止の事あるや、本會は郡誌編纂の事業を繼承し昭和九年十二月完了した。

#### 當時の理事

會長 吉柳英太郎 副會長 井口 末吉 同 有吉 吉作  
事務 栗田信次郎 福田重吉 有吉權三郎 奥平甚十郎  
高倉 洗助 榎本賢七 河原 篤  
郡誌編纂委員

中野 盛造	有吉 權三郎	香月 樂平	金子 德次郎
香月 爲忠	奥平 甚十郎	有吉 榮吉	田代 周祐
佐藤 茂	重松 林	上川 虎吉	高倉 洗助
河原 篤	榎本 賢七	阿部 稔	福田 重吉
古賀 安志	有吉 常丸	轟 音松	本松 猿次郎
有吉 吉作	清賀 義男		

昭和四年十一月御即位記念事業として郷土教育研究發表會及び論文意匠品展覽會を開催した。

昭和十年十二月較手教育會表彰規定を改正し、之れを施行してある。改正の要點は、從來表彰者は本會員に制限せられてゐたのを、郡内一般より銓衡し表彰することとなつた。

第二條 表彰ハ左ノ各號ノ一又ハ二以上ニ該當スルモノニツキ之ヲ銓衡ス

- 一、本會ニ對シ成績顯著ナル者
- 二、教職員及ビ學校看護婦ニシテ職務忠實且教育上實績顯著ナル者
- 三、町村長、學務委員、學校醫、學校齒科醫ニシテ教育上實績顯著ナル者

### 第十節 社團法人嘉穗郡教育會

一、創立 明治十九年十月三十日

二、沿革 明治十九年九月嘉穗郡長久野寂也氏就任。同郡長の下に兩郡在職中の教職員間の交誼を温め、兼ねて職務上の研究をなす目的を以て、同年十月三十日嘉穗郡教育會を

#### 績顯著ナル者

- 四、町村長、町村學務主任、組合學務書記、學務委員、教職員、學校醫、學校齒科醫、學校看護婦ニシテ滿二十五年以上本郡内教育事業ニ從事シタル者
- 五、教育上特殊ナル成績アリタル者
- 六、奇特ノ行爲アリテ教育上感化偉大ナリト認めタル者
- 七、國又ハ縣ヨリ教育上ノ成績ニヨリ表彰セラレタル者
- 八、孝子、節婦、義僕等ニシテ特ニ衆人ノ範トスル者
- 九、神官、僧侶、方面委員等ニシテ社會教育事業ニ貢獻者シキ者

一〇、生徒児童及ビ教化團體員ニシテ拔群ノ善行アリタル者

一一、學校及ビ其ノ他ノ教化團體ニシテ經營宜シキヲ得他ノ模範トスルニ足ルモノ

昭和十二年八月二十六日より九月十七日に至る二十三日間、縣教育會主催の在滿將兵慰問團一行に本會より勝野尋常高等小學校長與平甚十郎氏を參加派遣することとなつた。

創立した。明治廿四年郡制發布あり、同廿九年從來の兩郡を合併して嘉穗郡と改稱するに及び、教育會も亦嘉穗郡教育會と改稱した。同廿五年從來會の會議に關する事務は總會を以て決議し、幹事之を處理してゐたが、改めて代議員會を設け

て同會に決議權を附與すると共に、本會刷新法を講ぜしめた。同四十年會則を改定し、代議員會は豫算評決、會計審査、會則變更を決議し、總會は教育功勞者、善行者の表彰、教育諸版の研究討議及び役員選舉をなす等その權能を明かにした。同四十一年從來の飯塚、大隈、長尾、穂波、稻葉、顯田、大谷の七高等小學校區教員部會を解散し、飯塚町外十七ヶ町村に各教育會を設け、地方町村々々自主的に教育の刷新振興を圖り、且各町村に青年補習教育の機關及び施設を起し、又町村圖書館並に青年文庫の設置に盡力し、以て地方社會教化運動の普及發達に努めた。同四十二年教育研究部を特設し、任期一年の研究常置員を置き、又必要に應じ臨時委員を設け以て學校教育、社會教育の諸問題並に町村教育振興問題等を研究發表し、郡教育の統制的進展に資した。

大正五年本會は嘉穗育英會と共に郡立嘉穗中學校維持金の分譲を受け、壹萬九千餘圓の基本財産を造成して本會經濟の基礎を確立した。

大正十三年郡制廢止に伴ひ、本會は自治機關たるの本義に即し、其の組織、機構諸般を更生し、同年五月十八日社團法人嘉穗郡教育會たるの認可を受け、郡長川島淵明氏を第一次法人會長に推し、理事及び評議員制度を以て決議執行し、以て資産の確立と共に法律的團體としての存立を見るに至つた。大正十五年郡役所廢止となり、第三次法人會長齋藤正人氏の郡長辭任に依り、當時縣會議長として名聲噴々たりし幸袋町長野見山米吉氏を第四次會長に推薦し、大に自治法人教育團

體としての内容を強化充實すると共に、諸般の會務を整備し、會員の團結統制に意を注ぎ、協力以て會の發達と一般教育の振興に資した。又同年より教育會主事を常設し、専ら事業の企画、施行、整理の衝に當らしめ、經營の圓滿事業の徹底向上に努めしめると共に、一面嘉穗郡社會教育協會、嘉穗郡學校衛生會の建設を助成せしめ、社會教育並に兒童の衛生養護の普及發達に寄與した。

昭和七年二月筑豊炭田の雄都として躍進的異常なる發展を遂げた飯塚町が市制を實施するや、同三月三十一日を以て從來本會の一部會たる飯塚教育會も亦分離獨立して飯塚市教育會となり、過去四十數年緊密不離嘉穗盆地一團統一共感の教育事業より離脱した。其の結果本會は穂波村外十六部會五百八十餘名の會員となり、而して過去に於て其の建設と發達とに盡瘁せる公私中等學校を一校だに見ざるに至つた。

同八年從來本事務所を飯塚市徳前なる嘉穗自治會館内に置いてゐたが、飯塚土木管區獨立して同會館を獨占するに及び、爲めに本會事務室狹隘となり、執務の外事業實施にも支障甚しく、遂に本會は郡統一各團體の贊同を求め、現在の穂波村堀池に地を相して敷地總坪數五百四十五坪を買収し、洋館二階建總坪數二百五坪（二階講堂階下事務室）の嘉穗會館を建築し、七月竣工、事務所を移し、總會、講習會、講演會等の會場に充て、之が設備陣容を新にし、更に劃期的發達を期した。即ち教育會自體の整備統制を益々鞏固にし、教育の刷新向上に一段の活動をなすの外、常に率先して地方指導團體

の中心となり、地方文化の向上に努めつゝ今日に至つたのである。

昭和十二年茲に嘉穂郡教育會創立五十二周年を迎へ、國際的非常時下にありて所定の如く本年度前半期事業を完行し、次て後半の活動に入らんとするの秋、偶々支那事變勃發して東洋の平和遂に破局となり、暴支膺懲の大旗を高く掲げて、我が無敵陸海空三軍の進撃する所百戰百勝、北支から中支へ、中支より南支へ、戦線の擴大と相俟つて皇軍の武威愈々赫々たり。我が七百三十の會員其の重責に緊張して、協力團結傳統輝く日本精神を體して銃後陣營の完璧を期し、國防一心の使命敢行に邁進しつゝあるのである。

### 三、事業の概要

1、總會 は毎年春秋に舉行し、教育諸問題地方教育振興問題の討議、會員の研究發表、優良教員、教育功勞者、善行者表彰、視察報道、名士講演等を實施すること創立以來八十數回に及んでゐる。

2、講演會 は施設最初は會員全部に對し年一回開催してゐたが、會員の激増と教育指導の發達に伴ひ、一般、男女別、教科別、資格別（特に准代）等に別別し、毎年一二回宛之を開催し、最近は之が徹底を期する爲め郡下五教員組合に依り開催して今日に及んで居る。本事業に對し本郡中野昇氏が其の篤志を以て大正十二年以降十一ヶ年間巨費を投じ、夏季文化講習會を三日間に亘し開設して、會員並に地方郡民の精神文化啓發に奉仕せられたことは本會の特に肝銘する所である。

3、體育會 は施設當初年一回の開催の豫定を以て會員の懇親的運動會を舉行してゐたが、體育競技の發達に伴ひ、陸上、球技等の純體育組合對抗競技會を舉行し、昭和八年之を學童體育會に移し、嘉穂郡學童體育協會に委嘱し、籠排球、劍道、陸上、相撲、ドッチボールの五種目組合廻設學校對抗競技會として實施今日に及び、創立以來三十數回に達してゐる。

4、學校調査會 は毎年數回學校を指定し、該校の學年、學級、學校、教科等に關する經營を責任調査員に委嘱調査せしめ、講評、研究、懇談を以て該學校教育振興に貢獻すると共に全部斯道の向上に資してゐる。近年縣設視學委員會實施に従ひ、本調査會を年五回隨時調査學校を指定し、外一組合調査員を以て調査せしめ、其の成績向上を促進しつゝあり、實施した回数六十數回に達してゐる。

5、視察員派遣事業 は毎年一回會員中より數名を選定し、九州各縣より中國近畿初め東京方面の學事教育を視察せしめてゐたが、昭和三年より初等、中等、社會教育の三班視察員として派遣し、その狀況感想を總會に發表せしめて郡教育の參考に資し、施設以來派遣人員二百數名に上つてゐる。

6、傍系郡教育團體助成事業 は郡内公私立中等學校の建設に大努力を拂ひ、之が發達に盡瘁せるは勿論、補習學校制發布となるや、之が普及徹底を期し、本會に補習教育部會を設くるのみならず、補習教育振興會を起し振興促進を助成し、大正十三年青年訓練所實施せらるゝや、又嘉穂郡青年訓練所會を起して之を助成し、昭和八年之を嘉穂郡青年學校會に引直

して之が事業を助成し、その發達促進に資した。昭和二年本郡社會教育統制振興を圖るため嘉穂郡社會教育協會を設けて之が事業を助成し、又學校衛生の徹底を圖る目的を以て嘉穂郡學校衛生會を創設しその活動を助成した。

7、社會教育事業 は明治の末期に各町村部落の青年團運動を起し、補習教育と聯絡して其の結成活動を強化し、大正五年嘉穂郡青年團及び同處女會を建設して之に補助金を交付し、本會幹部之が經營指導に當つてその發達を促進し、之を中心の主婦會、戸主會、少年團等の運動を助成して本郡社會教育の普及振興に努めた。其の間各團並に町村社會教育調査會を施設して舉郡一致の振興を圖つたが、最近各教員組合に委嘱してその指導徹底を期してゐる。

8、農事教育振興事業 は小學校農業教育實績向上の目的を以て、郡制時代に施設實施された小學校農立毛審査會を昭和三年より本會の事業とし、小學校農業實習狀況調査會を施設

し、夏秋作成績、經營、實習成績等を審査委員を特設して調査せしめ、その結果を表彰し以て本郡教育の振興を圖りつゝ、今日まで十ヶ年に及んでゐる。

9、表彰に關する事業 は優良教員、教育功勞者、善行者を年々各學校長、組合長、町村長等の推薦に依つて表彰し、其の成績を稱へつゝあり、今日までに四百三十四名に及んでゐる。

10、研究獎勵事業 會員の教育に關する諸般の研究を旺盛ならしめる爲め、總會に於ける研究發表、各學校に於ける研究實績發表會、記念事業としての教育發表展覽會等の開設に依り之を獎勵し來つたが、昭和六年新に會員の研究論文意匠品募集審査會を併設し、其の優良なるものを表彰し以て日常不斷の研究を激勵し來り、回を重ねること六回に及んでゐる。

以上本會事業の概要を記し詳説を略する。

## 第十一節 朝倉郡教育支會

### 一、沿革

「福岡縣教育會朝倉郡支會」の前身は「上座下座夜須三郡聯合教育會」と稱し、今より五十五年前の明治十五年七月に創立された。その目的とする所は「知識の向上と會員の交情を温むる」にあつて、會長には時の郡長神吉定夫を推し、幹事には學務課長岡部篤信を始め、山本需（志波）天野良之助（比良松）、吉

川昌雄（三奈木）、遠山靜人（秋月）、上田東（甘木）三隅茂夫（彌永）、田島慕（中牟田）等の諸氏が選任された。そして隨時幹部會を開き會務を處理する外、春秋二期には總會を催し、尚上座下座夜須各郡別に研究會を起し、時々講習會等を開催した。次いで同十六年山田正修、同十九年權藤貫一郡長となり、共に本會々長の職に就いた。

同二十一年五月福岡縣教育會創立の議起るや、本會も之に賛して山本需(志波)、三隅茂夫(彌永)、大西半之助(三連)の三氏を發企人會に列席せしめ、愈々福岡縣教育會成立すると共に、逸早く支部設置の通知をなし、他郡に先んじて、劈頭第一日に、怡志志摩早良郡支部會と並んで左の如く登録せられた。

支部會名 支部會設置 支部會長及 支部會幹事 支部會  
通知年月日 副會長氏名 評議員人員 會場  
上座ト座夜 明治廿一年 權藤 貫一 幹事 二名 夜須郡  
須郡支部會 六月廿五日 濱地 禎造 地方幹事九名 甘木驛  
當時の會則には「本郡教育ノ改良進歩ヲ圖リ、教育事業を振興セシムルヲ以テ目的トス」と宣してゐる。

その後明治廿二年土方知親、廿三年野田養則、廿五年樋口鏡相次いで郡長となり、同じく本會々長の會務を執つた。廿七年郡教育支會の下に、久喜宮、比良松、金川、秋月、甘木、安野の六區會を置き、それら區部會長を選任した。

總えて同二十九年四月上座下座後須の三郡を合して、新に朝倉郡を置かるゝに當り、本會も亦「朝倉郡支會」と改稱し、郡長樋口鏡氏引續き會務を見た。同三十一年宮本保氏郡長となり、本會々長となつたが、同三十三年に教育研究所を設立して、教育の改善を圖つた。同三十七年高瀬重太郎氏郡長となり本會々長の任に就いたが、同四十二年に學事視察員の派遣を始めとし、附設文庫の創立、通俗講演會の開設等、大に教育事業の振興に努めた。

大正元年堀須介氏郡長となり例に依つて本會々長を勤む。同

方自治會館内に設けてゐる。その事業の重なるものは、研究奨勸費を初等教育並に青年學校、中等教育、學校衛生の各部に交附し、此等各部の當事者をして、或は研究論議の募集、教授細目の編纂、視察會、研究會の開催、各種自發的研究團體の援助等をなさしめ、以て教育全般の改善向上に資するの外、青年團、女子青年團、聯合婦人會の事業補助、社會教育講演會、學

### 第十二節 社團法人早良郡教育會

#### (一) 沿革

明治十八年六月私立福岡縣教育會の設立せらるゝや、郡内教育關係者は悉く其の會員となり、早良郡教育支會を設け教育上の諸問題を研究して居たが、本部の會運甚だ振はざるにより、新に獨立して早良郡教育會を起し、専ら實績の向上を期して居た。然るに幾許ならずして縣教育會刷新の機熟し、一大發展を爲すこととなつたので、同會を解散し怡志・志摩・早良の三郡聯合して一の支會を組織して居たが、明治三十二年郡制の施行せられた時本部は怡志・志摩二郡と分離して、早良郡教育支會を組織し、繼續して居たが大正十一年二月舊來の組織を變更して社團法人となし、其の筋の認可を受け茲に面目を一新した。事務所は始め元西新高等小學校内にあつて、明治三十二年怡志・志摩郡と分離後は元草江高等小學校にて執務せしめ、明治三十八年二月より大正十五年七月まで、二十一年間早良郡役所内にて幹事をして事務に當らしめしが、大正十五年七月を終期とし

四年御大典奉祝記念事業として、橋廣庭宮蹟・秋月城址の碑を建立し、孝子平山彌四郎・鞍崎嘉右衛門の墓所を修築、黒田一輩の墓前に石燈獻納、志波舊蹟・宮野舊蹟・長田鑿渠の道標建立等の史蹟顯彰を行つた。同九年には從來の六區會を解き、新に各町村毎に町村部會を設け、會勢の普及擴張を圖つた。

同十年郡會議長遠藤近太郎氏を本會々長に推し、民間會長の先例を造り、同十一年月七忠臣菊地武光太刀洗の碑を建立した。然るに翌十二年紫田誠一氏、同十三年辻山治平氏、同十四年井上秀太郎氏と相次いで本郡長となり柴田氏以後後任郡長を本會々長とするの舊慣に復した。同十五年五月、元和以來當年迄の物故者百五十餘氏の英靈を祀り、先賢祭を執行すると共に、その遺業を釋ねて「朝倉郡郷土人物誌」を編纂刊行した。翌六月郡役所は遂に閉鎖せられたので、朝倉高等女學校長立石仙六氏會長の職に就き、學校長にして本會々長となるの端を拓いた。

昭和三年朝倉中學校校長植木殖氏本會々長となり、御大典奉祝記念事業として、同四年三月孝子平山彌四郎及び孝子大村佐七兩氏の記念碑を建立し、その詳傳「孝子彌四郎傳」及び「童話孝子彌四郎」を編纂刊行し、孝徳を顯彰追慕した。同六年朝倉中學校長大原保氏本會々長に就き、此の年十一月勳王詩聖原古處先生の記念碑成る。十一年朝倉中學校長井上庄三氏本會々長となり以て現今に及んで居る。

而して、本會事務所は初め郡役所内に設置したが、大正十五年六月郡役所閉鎖せられてよりは、その跡に新設された朝倉地

術講習會の開催、學事視察員の派遣、尋常小學卒業優良兒童の表彰、定期總會等であつて、その事業費總額一千三百餘圓、教育會費金額は二千四百餘圓である。

尙明治三十九年より著積して來た學校教員新任離出金その他に依る本會基本積立金は、現在七千六百餘圓に上つてゐる。

て郡制廢止となるに及び、之を早良高等女學校に移し、同校書記兼務にて執務させることにした、然るに同校所在地が昭和四年八月福岡市に編入せられたので田隈尋常高等小學校内に移し、會の發展を計つて今日に至つて居る。

#### (二) 事業 一斑

教育會の事業としては月並のものが多い、或は講習會を開いて教育關係者の智能を増進するとか、或は學事視察を行つて施設上の參考に供するとかしたことは一々枚舉に遑がない。されば此等のことは之を省き、特殊の事項を左に擧げて見よう。

##### 一、書方、體操の奨励

明治二十年の頃郡内各學校の優良兒童を便宜の一校に集め、席上競書・體操實演會等を催し奨励を試みた、之が爲め各學校大に奮起し、現今に於ても相當優良な成績を擧げて居る。

##### 二、郡誌編纂

第一回 明治三十七年郡内の地理・歴史に關する事蹟が漸く

湮滅に歸せんとするを憂ひ、本會の事業として早良郡誌を編纂したが、僅三冊の小篇に過ぎなかつた。

本郡教育會は資を募り財を醸し、境内の擴張、社殿の修築より玉垣の修理、華表の獻納等を爲し、較く面目を改めた。毎年四月十三日の例祭には各學校兒童悉く參拜し、一人壹錢宛の賽錢を奉納し、又競技を試みて敬神の誠を捧ぐるのが例である。

六、特志者の寄附

第三回 大正十年より同十一年に亘り二ヶ年の事業として郡費數千圓の經費を以て郡誌を編纂した。時宛も郡制の廢止に際したので、恰當なる記念とも謂ふべく従つて郡治に關する事項、史蹟、景勝の見るべきものは、成るべく遺漏なきを期して居る。

大正九年元種井川村西島連氏は金百五拾圓を本會に寄附し、且之が使途を指定するに肥後五ヶの庄の探勝を以てした。依て郡内教員中につき之が志望者を募り、前後二回に分ち十七人を派し實況を視察せしめた。幾百年前の狀況を現今に於て視ることを得、教育上裨益する所が少くなかつた。又大正十年十月壹岐村故土斐崎三右衛門氏は金百五拾圓を寄附し之が使途としては郡内女教員を東京に派し、學事の視察は勿論宮城の拜觀、桃山參拜を爲さしめたことであつた。依て女教員中より志望者を募り派遣したが尠からず感動を與へた。

三、教員互助法

明治四十三年の頃より郡内の教員互助法を設け、其の規定に該當した會員あるときは之に對して相當互助の途を講じ、今日まで繼續し來つて居る。

四、巡迴文庫

明治四十三年より大正十二年まで、郡費の補助を受け、教育文庫を設けて各町村に廻附し、學校職員・青年會員・有志などの參考讀物として相當の効果を擧げて居たが、郡制廢止と共に經費の關係にて中止する事になつた。

五、偉蹟顯彰

元本郡七隈なる菊地武時公の墳墓が、歲月を経るに從つて荒廢に歸し、吉野朝大忠臣の偉蹟も遂に湮滅せんとしたので、

又本會直接の事業ではないが、大正九年に郡内教育特志者數十名の人々が郡内の男教員を招待し、筑後浮羽郡なる五庄屋の遺蹟視察を兼ね慰勞のため一夜旅行を試みた。總計百十餘名であつたが具に偉人の事業に感じ裨益する所が多かつた。

第十三節 社團法人糸島郡教育會

(一) 沿革の概要

- 一、本會は明治二十年以前の創立なるも其の事蹟詳ならず、明治二十六年十月怡志摩教育支部會と稱し經營した。
- 一、明治二十七年教育幻燈會を起し普通教育の普及を圖つた。
- 一、明治二十九年怡志、志摩二郡合併し糸島郡と稱するやうになつたので糸島郡教育支會と改稱した。
- 一、大正十一年會の組織を社團法人と爲し、從來の事業の外育英事業をも經營することとし、定款を設け、同年十一月十一日主務大臣より法人設立の許可を受けた。
- 一、本會の組織變更と育英事業の經營の主旨を贊し、糸島郡より郡有教育積立金を本會の育英資金として條件を附し、大正十二年三月本會へ譲渡せられた。之れと共に郡の有する育英事業に關する權利義務の一切を繼承した。
- 一、大正十二年三月本會細則、並に本會基本財産蓄積規程を改正した。
- 一、明治二十六年以來會長、副會長に就任した人名は左の如くである。

會長	副會長
土岐小二郎	島田寅次郎
手塚弘	川崎浩之
母里崇	下坂正雄
戸田健兒	鎌田三郎
小島尙吾	小島尙吾
原田種澄	松尾伊和治

山口良介	檜崎顯三
井手嘉平	松隈利介
甲木貞次郎	進藤英太郎
橋本綱太郎	日巡伸次郎
川崎八二	牛原賢二
林鏡之助	牟田又右衛門
大田光次	
大島六太郎	
和田悅雅	
堀可直	

(二) 事業の概要

- 一、明治二十九年郡内各學校に日清戰爭凱旋記念木植付のことを決議し之を實施した。
- 一、明治三十年勸學生規則を制定して、福岡中學修猷館に勸學生を置いた。
- 一、明治三十一年准教員養成所設置の件を決議し、調査委員を設けて調査の上郡に建議し、其の結果郡事業として設置を見るに至つた。
- 一、明治三十三年實業補習學校設置方案を設け、委員を選定して之が調査をなさしめ、明治三十四年糸島實業補習學校の設置を見るに至つた。之が現今の糸島農學校の前身である。
- 一、明治三十五年勸學生を擴張し中學修猷館の外に福岡工業學校、福岡商業學校にも設置した。
- 一、明治三十九年本會基本財産積立方法を講じ、規程を制定し

て基本金を蓄積した。

- 一、明治四十一年首啞教育慈善會を募集した。
- 一、明治四十三年本會附設巡迴文庫を設置した。
- 一、同年寺小屋教育事蹟を調査した。
- 一、明治四十五年學制發布以來郡に於ける、教育關係功勞者追悼會を舉行した。(追悼者百名)

- 一、大正二年會則を改正し會員の表彰規程を設けた。
- 一、大正四年御大典記念事業として左の二件を實施した。
  - 1、糸島郡誌編纂計畫
  - 2、天蓋拜受の高齡者名簿を作製し天蓋拜受者へ拜布
- 一、大正六年本會の發展策として有志會員の募集を爲す。
- 一、大正八年西比利亞出征軍人戦病死者遺族慰安會を開催した。

- 一、同年本會々則を改正した。
- 一、大正十年本會附設巡迴文庫を廢止した。
- 一、大正十二年三月本會育英資金規程を設定し學資貸與を實施した。

(三) 本會の現況  
 本郡教育會は教育の職に在る者、即ち普通會員及び贊助會員を以て組織す。教育に關する調査攻究、學校教育、社會教育に關する事業を經營する外、郡制廢止に際し其の組織を社團法人と爲し郡より育英資金を譲り受け、育英事業をも經營することとした。又常に郡及び町村と氣脈を通じて本郡教育の發展を圖

りつゝある。

- 一、組織
  - 普通會員 教育の職にある者
  - 贊助會員 本會の事業を贊助する者
  - 名譽會員 本會より推薦せられたる者
- 二、役員
  - 會長(理事) 壹名 副會長(理事) 壹名
  - 幹事(理事) 四名 書記 二名
  - 評議員 四十五名 地方委員 十九名
- 三、事務所 福岡縣糸島中學校内
- 四、現在事業の概要
  - イ、教育研究 研究部(一般部、初等教育部、社會教育部、青年學校部)を設け各部面に層する調査研究
  - ロ、教員講習會の開設
  - ハ、學事視察員の派遣
  - ニ、通俗教育に關する施設
  - ホ、教育功勞者の表彰
  - ヘ、育英事業 育英資金規程を設けて陸軍幼年學校及び専門學校程度以上の課程を修むる者に對し學資の貸與
  - ト、基本財産の蓄積
- 五、現在の會員數
  - 普通會員 三百三十人 贊助會員 百四十三人
  - 名譽會員 十四人

### 第十四節 社團法人浮羽郡教育會

(一) 創立年月日並に其の後の沿革  
 明治二十四年二月十五日附「福岡縣教育會 生葉 竹野支部會」なる一件書類經册があつて附後の記録も續いて保管されてあるより推定して前記月日を會の成立日となすことは中らずとも遠くはあるまい而して會は成立當初より縣教育會の支會であつたと思惟せらる。

當時の事務所は浮羽郡吉井町生葉竹野郡役所内にあつた。  
 大正三年十二月九日組織一部を變更して  
 社團法人福岡縣教育會浮羽郡支會

となし定款第三條に「本會は福岡縣教育會に對し支會たるの權利及び義務を有す」と兩者關係を明かにしてゐる。

- 浮羽郡吉井町一四三〇浮羽郡役所内(大正三年十二月以降)
  - 浮羽郡江南村大字生葉六五八(縣立浮羽中學校内)
  - (昭和二年四月以降)
  - 浮羽郡吉井町五〇八ノ三(縣立浮羽高等女學校内)(現在)
- (二) 創立以來の事業の大要其の他  
 毎年定例  
 總會(春秋)  
 講習會(一回乃至二回)

### 第十五節 三瀨郡教育支會

- 學事視察員派遣(縣内數名、他府縣數名)
- 巡迴文庫(各町村)
- 學事調査 社會教育調査部
- 初等教育調査部
- 實業教育調査部
- 史蹟調査部
- 通俗講演會(各町村毎に開催)
- 會員體育會(一回)
- 表彰弔慰(表彰一回弔慰都度)
- 隨時
  - 風教資料發行 (明治四二) 教育品展覽會 (明治四二)
  - 教具展覽會 (大正一五春) 論文募集 (大正一五春)
  - 教具展覽會 (同 一五冬) 論文募集 (同 一五冬)
  - 物故會員慰靈祭 (同 一五) 教具意匠品及論文募集(昭和二)
  - 郡内先哲遺芳發行(昭和四) 郡内先哲慰靈祭 (同 四)
  - 郡教育沿革史發行(同 五) 論文意匠品募集 (同 六)
  - 郷土史資料發行 (同 一〇) 論文意匠品募集 (同 一〇)
  - 三堰偉跡發行 (同 一〇) 勞作教育研究發表(同 一〇)
  - 古墳祭 (同 一一)

(一) 創立年月日並に其の後の沿革

明治十五年始めて郡教育會を組織し、同二十九年十月四日本縣教育會に合併、即ち福岡縣教育會三浦郡支會となり今日に至つて居る。

(二) 創立以來の事業大要

- 一、教育に關する演說會、幻燈會、展覽會等の開設
- 二、各地教育の状況視察
- 三、本郡學生の獎勵
- 四、基本金の蓄積

第十六節 社團法人八女郡教育會

(一) 創立後の概要

- 一、創立 明治二十一年七月十四日創立、同時に縣教育會に對し、支會となる。
- 二、事務所 創立當時、福島高等小學校に事務所を置いたが、後明治三十三年十月、郡役所内に移轉、大正十五年六月、郡役所廢止せられて、同年七月、八女地方自治會館内に移轉、昭和四年六月、本會所有の圖書館内に移轉、以て今日に及んで居る。
- 三、會則又は定款の改變
  - 一、創立と同時に、會則を設定す。
  - 一、明治四十年五月四日、春季總會に於て、社團法人組織の件を、満場一致を以て可決し、翌四十一年四月十一日附、

五、表彰

- 1、教育功勞者の表彰
- 2、優良生徒児童の表彰
- 3、優良青年會の表彰
- 六、教育に關する諸般の研究調査
- 七、教育に關する講習會、講演會の開催並に諸般の振興獎勵
- 八、學校衛生に關する研究調査
- 九、圖書館の開設と巡迴文庫の設置
- 一〇、その他

文部大臣の許可があつた、是れより社團法人として、其の定款が成立した。

- 一、爾來、大正十三年八月一日、同十五年二月九日、昭和二年一月十三日、同年六月三十日、昭和四年七月八日、同八年八月四日、同十一年七月二日の數回に亘り、定款中變更を行ひ、以て今日に至つて居る。

四、基本金造成のこと

- 一、明治三十八年頃より、基本金の蓄積を始め、學校在職會員にして、金四圓以上を寄附したものは、會費を免除することとして寄附を勧誘し、一方には又、一般篤志家に寄附を募ることとした。
- 一、明治四十年五月、基本金蓄積並に取扱規程を設けて益々

基本金の増額を計り、會員及び郡内有志の寄附金勸誘に力を盡した。

- 一、大正三年六月、基本金造成規約を設け、之により、學校在職會員其他、壹口拾五圓の寄附證券壹枚以上を有することとし、五ヶ年間に之を拂ひ込み、(一ヶ年間に壹口參圓宛)更に五ヶ年間据え置き、其の利子を基本金に寄附した。後大正十二年總會に於て協議の結果、證券の元金共に之を寄附した。
- 一、大正十一年、更に學制頒布五十年記念基本金造成内規を設け、大正十二年に亘り、教員側の寄附と共に、一般の篤志家について寄附募集を行つた。
- 一、昭和二年四月以降現今に至る、小學校青年學校在職會員は、新任の際、月俸二十分の一を、基本金に寄附するの方式を取つた。
- 一、此の如くして本會現在の基本金漸く參萬貳千九百貳拾圓を得たのである。
- 五、創立以來事業の大要
  - 一、明治二十四年頃より、同三十年頃迄は、學校教育及び家庭教育を指導獎勵するため、幻燈器械を購入し、郡内各町村に出張して、盛に幻燈會を開催した。
  - 一、其の後明治三十四年頃より、同四十四年頃迄は、郡衙學務課と連絡協力をなし、學校教育及び社會教育に就き、實地の指導獎勵をなさんがため、盛に、教授の方法に關する講習會、研究會、調査會等を開き、又縣外視察員を派遣し

ナ。

- 一、大正四年度以降現今に至るまで、各研究部(初等部、中等部、社會部、青年部)を設け、學校教育及び社會教育につき、夫々調査研究を行ひ、實地に關する講習會、視察會、或は展覽會(教育調査物等)を開き、又、一方には體育獎勵の諸會を開催した。尙教育關係の諸團體に對しては、補助をなすこととした。
- 一、大正十一年度には、篤志家の寄附により、活動寫眞機を購入し、之により、數年に亘り、郡内各町村に出張し、主として、社會教育の指導獎勵に當つてゐる。
- 一、昭和五年度以降、表彰規程を設け、會員中の教育功勞者に對し、表彰を行つた。
- 一、昭和九年度以降、別に史蹟調査部を設け、主として郡内の史蹟につき、調査研究を行つた。
- 一、特殊事業の重なるもの
  - 一、先賢慰靈祭 明治三十六年十一月二十一日八女郡福島町八女公園に於て、本郡の先賢殊に教育功勞者の故人となれる人々の、慰靈祭を行つた。
  - 一、建武中興六百年記念御側臨時祭典 昭和九年三月十二日、本郡矢部村御側に於て、他の諸團體と共同主催を以て、後征西將軍良成親王の御英靈を奉齋する臨時祭典を執行了した。
  - 一、五條頼元卿五百七十年祭典 昭和十一年十月二十七日(舊九月十三日)、本郡大淵村大淵小學校に於て、縣教育

會其の他郡内諸團體と共同主催を以て、忠臣五條頼元卿の  
五百七十年祭典を執行した。

一、黒木女學校縣營移官運動

黒木女學校の縣營移管は、本郡教育上重大急務の問題なりと  
痛感し、昭和九年八月八日臨時總會を開催し、満場一致の可決

第十七節 社團法人山門郡教育會

(一) 沿革概要

(1) 本教育會の前身 明治十七年教育上の問題を講究討議する  
ため、郡衙當局、地方有志、教員中の有力者の申合せにより  
教育茶話會を組織し、懇談的に會合を重ね來つたが、時勢の  
進運、教育の發展に伴ひ、明治十九年七月廿五日日本郡を打つ  
て一丸とした有力な教育團體を組織したいとて、郡長大村  
務、有志風斗實、由布惟義、郡書記綿貫洋次郎の四氏發起者  
總代となり、趣意書及び假會則を草して郡内各町村に呼び掛  
けられた。其の目的として掲ぐる所は、國家の元氣を振作  
し、文明の進歩を迅速にし、社會の安寧幸福を享受する源は  
一に教育の普及にあり、教育の普及を圖らんには有志相結托  
して學校教育の外援者たらざるべからず。云々との標榜にて  
大に氣勢を揚げたが、賛成會員立所に三百名に達したのであ  
つた。

(2) 教育會創立 明治十九年八月廿五日傳習館にて總會を開  
き、郡長大村務氏を會長に、由布惟義氏を副會長に推し、開

により、同日附を以て本縣知事へ陳情書を提出し、爾後數回に  
互り、會の代表者縣廳に出頭し、口頭陳情、面接交渉等、極力  
運動を行つた。本運動は他の方面と一致協力し、大なる力とな  
り、翌年に至り、愈々縣營移管の實現を見た。

會式を舉行した。是れ實に我が山門郡教育會の創設である。  
斯くて我が教育會は漸く産聲を揚げたが、當時本郡の有志先  
輩は縣下銷々の聞え高き名士揃ひにて、久しく縣政の牛耳を  
執つて居ただけであつて、教育會の如きも頗る權威あり、活氣  
に充ち、甲論乙駁火花を散らすの名論卓説は縣下他に見得な  
い緊張味を有し、明治二十年二十一年は其の最高潮に達して  
ゐた。

(3) 縣教育會加盟拒否 明治二十一年五月八日總集會を開いた  
當時、福岡縣教育會創立の企があつたので、郡教育會の意見  
を一定し由布惟義、風土實、新直塞三氏を委員として創立會  
に臨ましめたが、縣當局の劃一主義、一律的支配下に屬する  
を屑とせないこと、と、知事並に學務當局と事毎に意見の衝  
突があり、我が郡教育會としては地方の有志を加へ有力な而  
も圓滿な發達をなせる當時のこととて、此の際各郡の教育會  
即ち現存のもので、競進的に福岡縣聯合教育會を設くべしと  
主張し、議合はずして、我が委員は該會を退き歸つて其の狀

況を報じたので、本郡會員は満場一致加入せざることを、向

後本會は益々確乎獨立して其の隆盛を圖るべきを決し、遂に  
本會の大擴張を謀り、毎年數回雜誌を發刊することとなり、  
調査委員九名を置いて其の事に従はしめることとなつた。

(4) 縣教育會支會加盟 然るに明治二十三年には時の郡長十時  
一郎氏の會長時代に、縣教育會長山崎忠門氏(縣書記官)應  
じ本郡に來つて纏々事情を述べて加入を勧誘せられたので、  
二十三年五月始めて本縣教育會の支會に加盟する事となつ  
た。

(5) 基本金募集並に寄附 爾來一般教育の進歩と共に教育會の  
事業も次第に發展擴張し、常に經費の不足を感ずるに至つた  
ので、明治三十八年より同四十年にかけて基本金募集に奔走  
盡力し、漸く有志の同情を得稍々本會の活動をなし得るに至  
つた。明治四十二年本會の規定に大改正を企て何時にても法  
人組織に變更し得る程度にまで進んだ。然るに大正五年地方  
の素封家荒卷源治氏の死亡後、相續人幹治氏より遺言に基い  
て金壹萬圓に相當する地所約二町五反歩を寄附せられたの  
で、其餘米を收入として經費の豫算を立案してゐたが、米  
價高低甚だしく困難を感じてゐた際、田地は急激な暴騰を呈  
したので、之を機として賣却するのが得策なるべしとの意見  
一致して、寄附者たる荒卷氏に一應交渉の上賣買の契約が成  
立した。依て寄附當時の倍額となつて基本金も無慮貳萬九千  
餘圓に達したので、大正六年には法人組織に變更し、愈々本  
會の基礎も鞏固となり會員は一致協力して順調なる發達の經

路を辿つてゐるのである。

(6) 創立以來の會長 大村務、十時一郎、田川誠作、坂本久壽  
堀善之丞、戸川槌次郎、山川敬行、安河内健兒、戸次純一

(二) 事業 大要

私立中學の創設 明治十九年十月本會の決議に基き、別に橋蔭  
學會を組織し、伯爵立花家を初め地方有志の寄附金により翌  
二十年から橋蔭館を創設し、地方の子弟を養成する途を開い  
た。之が縣立傳習館の前身である。

講習會 明治二十一年隈本有尙氏を聘して講習會を開いたのを  
初めとし、毎年一回講師を聘し講習會を繼續して今日に及んで  
ゐる。

學事視察 明治二十四年より毎年數名宛他府縣の學事視察を實  
施してゐる。

巡迴文庫 明治四十四年より新刊書籍を購入して各學校に文庫  
を巡迴せしめてゐる。

表彰 大正二年より立花伯爵家表彰規定に依り郡内各學校兒童  
生徒教員の表彰をなすこととしてゐる。

郷土史編纂 明治四十五年より渡邊村男氏に囑託して三ヶ年間  
に郷土史を編纂した。

豫備學校設置 大正四年より入學難救済のため八ヶ年間經營し  
た。

教育會館建設 昭和七年山門郡教育會館を建設した。  
その他 史蹟顯彰、記念碑建設、先賢贈位者略傳編纂並に慰靈  
祭、本會功勞者追悼會、柳河訓盲院の後援、展覽會、研究

會、體育會、學事調査會、通俗講演會等を開き學校教育、

社會教育に貢獻する所多いのである。

### 第十八節 社團法人田川郡教育會

#### (一) 創立年月日並に其の後の沿革

- (1) 創立 明治二十一年六月田川郡内小學校教員並に郡内有志を以て田川郡教育會を組織し、事務所を香春小學校内に置いた。
- (2) 事務所 明治二十三年五月以降郡制廢止に至る迄事務所を田川郡役所(香春町)に置き、郡視學幹事長となつて本會一切の事務を處理したが、大正十五年郡制廢止に伴ひ事務所を田川實業女學校内に、昭和六年四月伊田小學校内に、昭和九年十月現在の田川中學校内に變更した。
- (3) 組織變更 明治四十一年四月十五日組織を社團法人に變更して、福岡縣教育會の支會となる、當時本會の財産八百五拾參圓にして、會員數三百二十八名であつた。
- (4) 創立以來の會長及び副會長  
會長 在職期間 副會長 在職期間  
熊谷直侯 自明治二一、六年 安中岩勝 自明治二一、六年  
長野 恰 自同 二八、九  
高瀬重太郎 自同 二九、七  
津村直次 自同 三九、五  
松崎次郎 自同 四二、二  
城島春次郎 自同 四五、五

- 湯淺 史郎 自大正 二、八 藏内 保房 自大正九、一〇  
古田義一郎 自同 九、一 林 龜次郎 自同一〇、一一  
中村 俊雄 自同 一四、一 南野 未彦 自昭和 二、三  
林 龜次郎 自昭和 二、三 佐々木一夫 自同 六、四  
小袋 半 自同 五、一 上田 義雄 自同 九、九  
上田 義雄 自同 一〇、一一 伊藤 保司 自同 一〇、一一  
大原 保 自同 一一、四
- (5) 定款變更(主要なるものを記す)  
1、大正元年 總會の決議に依り各町村に教育區會を設く。  
2、大正十年  
正會員會費増徴(教員 年 壹圓貳拾錢 教員外 年 六拾錢)  
終身會員 教員 十五圓以上會費納入者 教員外 十圓以上會費納入者  
理事數 五名を十名に増加  
3、昭和二年 理事數 十名を二十名に増加  
4、昭和三年 會費増徴 教員年額一圓八十錢  
5、昭和十年 會費増徴 教員年額二圓とし二回に徴收  
6、昭和十一年 主事一名を置き、教護聯盟主事を兼ねしむ

#### (二) 創立以來の事業大要

本會創立以來の主なる事業を擧ぐれば次の如くである。

- (1) 明治四十四年教育研究所を附設し、委員を設けて郡教育會報を編纂し、又各教科の研究をなし、今日に及んでゐる。
- (2) 明治四十五年四月以降巡迴文庫を設け、大正十五年まで之を郡内各學校に廻して讀書修養に貢獻してゐた。
- (3) 大正五年九月史蹟調査會を設け、委員を置いて郡内の史蹟を調査し、田川郡史蹟調査書を編纂して、郡内に配布し、續いて大正八年十月までに經費五百圓を以て鎮西原に天臺寺跡、源爲朝屋敷跡等郡内史跡三十ヶ所に記念碑を建設した。
- (4) 大正九年基本金貳萬五千圓を以て田川育英會を創設して育英事業に盡してゐたが、銀行破産の爲め基金を失ひ、活動を中止した。
- (5) 大正九年學制頒布五十年記念事業として各小學校に保護者會を設置した。
- (6) 昭和七年六月天下の靈峰英彦山の地をトして修道館の設立

### 第十九節 社團法人京都郡教育會

#### (一) 沿革

明治廿一年九月三日京都府津郡教育支會を創立した。明治廿九年京都府津二郡を合せ京都郡と稱し爾後京都郡教育支會と改稱した。

京都郡教育支會歴代會長氏名

就任年月	退任年月	職氏名
明治廿一年九月	明治廿二年二月	中學校長 入江 淡

同 廿二年五月	同 廿六年十一月	郡長 浦野 重徳
同 廿六年十一月	同 四十年八月	葉山荒太郎
同 四十一年六月	同 四十四年三月	戸田 健兒
同 四十四年九月	大正二年十月	川端久五郎
大正二年十一月	同 五年二月	梅野 駿二
同 五年六月	同 十三年四月	佐藤 信壽
同 十三年八月	同 十五年四月	小嶋 信敏

同 十五年七月 昭和四年八月 中學校長 大森 藤藏  
 昭和五年二月 同 十一年二月 同 井上 庄次  
 同 十一年三月 現職 同 中村 龜藏

大正二年八月社団法人京都郡教育會設立認可せらる。

(二) 創立以來の事業大要

大正二年度以降毎年通俗講話會を開き、幻燈を使用し、知名の講師を招聘し、郡内町村一般の知識向上、産業發達に貢献し、相當の効果を擧げた。

大正三年以後教育品展覽會を開き、郡内各學校より成績品を出品せしめ、以て學業成績の向上並に父兄向學心の獎勵に資した。

大正三年五月京都郡教育研究規程を定め、目的達成の爲め次の諸部門を設け、各部に委員を置き、諸般の事項を研究調査して發表せしむることとしてゐる。

教育研究部門は次の如くである。

- 1、初等教育部 5、實業教育部
- 2、中等教育部 6、女教員部
- 3、青年學校教育部 7、體育部
- 4、社會教育部

京都郡誌の編纂

本郡誌は明治四十四年京都郡教育會の計畫に係り、其の編纂

第二十節 築上郡教育支會

に關しては擧て文學士伊東尾四郎氏に委嘱したが、大正五年十月に至り時の會長は其の資料の浩濶に涉ると資金の巨額を要するとに鑑み、該事業を郡に移し以て其の完成を要請した。爾來大正六、七年の兩年度に本誌繼續編纂に要する經費を決議し、大正七年三月稿完く成り、大正八年十二月之を發刊した。

大正八年八月豊前の碩學村上佛山先生御贈位記念祝賀會を開き、左記事項を舉行した。

御贈位報告式  
 遺族招待  
 佛山先生に關する名士の講演並に遺品遺墨の展覽  
 佛山先生に緣故ある遺墨及び詩歌の募集  
 佛山先生小傳編纂等

大正八年四月今元村今井淨喜寺に於て教員追弔會を執行した。

大正十一年十月學制頒布五十年記念事業として活動寫眞を購入し民力涵養、生活改善、知識啓發等に關する郡内巡迴講演會を開催した。

昭和七年度より毎年自力更生講演會を開催し、知名の篤農家等を招聘し、郡内各町村毎に講演をなし、以て町村の開發、村民の自力更生につき徹底的指導をなすこととした。

(一) 創立年月

(大正十五年郡役所廢止前の記録なきため不明)

(二) 沿革の大要

- 1、大正十五年七月二十五日郡役所廢止と共に八屋尋常高等小學校内に事務所を移轉した。
- 2、昭和五年十一月二日八屋町字駄廻り二千二十二番地に事務所を建設移轉して現在に及んでゐる。

(三) 事業の大要

- 1、教育總會
- 2、各種講習會
- 3、視察
- 4、通俗講演會 各町村別に開催す

- 5、各種研究部
- 6、巡迴文庫
- 7、表彰
- 8、弔慰
- 9、小學校實習地生産品評會
- 10、男女子部會
- 11、小學校青年學校聯合研究發表會
- 12、役員會
- 13、教員體育大會
- 14、會報發行
- 15、本部各會出席

編纂餘錄

村山 咸一郎

一、本書の編纂に當つて最も困難を感じたのは資料の調査であつた。僅に五十年間の事柄であつても事實の明瞭でないことが少くないので、余は先づ本縣教育界の長老とも云ふべき津田利夫、佐々木巳喜次、島田寅次郎、秦傳次郎、小旗陳、宇佐元緒の諸氏を訪問して、創立前後に關する談話を聴き發する所が多かつた。

一、本會前身時代の「福岡縣私立教育會雜誌」は、余の所知する限りに於ては、其の第一號より第十號までが縣立圖書館に保管されて居る外には津田利夫氏と柴田文城氏とが幾冊づつ、かを所蔵されて居るので、最早姿を消して居るので、余は圖書館の分を閲覧した後、柴田氏の好意によりて第十一號より最終の第二十七號までを借覽することを得たのである。然し本會の創業時代に發行されたと云はれて居る「福岡縣教育會雜誌」が二十數號中その一冊すらも終に發見するを得なかつたのは、大に遺憾とする所である。

一、現在の機關雜誌「福岡縣教育」の創刊されたのは明治三十二年九月で、其の以前の資料は教育會に保存されて居る代議員會議事録に

よる外に仕方がないが、其の議事録も全部は揃つて居ないので、福岡日日新聞、九州日報兩社に就き、特に調査部長の諒解を得て當時の新聞記事を開覽摘録するを得たけれども、此處にも矢張り缺號があるので、其の幾分は福岡市教育博物館所蔵の新聞によつて補充することが出来た。

一、教育會編纂の小冊子、印刷物等の内、長年月の間事務所移轉等の爲め散逸したものが、見當らないものもあつたが、それ等は伊東尾四郎、黒岩萬次郎、古賀安志等の諸氏より借覽して大に便宜を得た。

一、明治二十四五年の頃、縣教育會より大日本教育會に對し、教育功勞者として推薦した五氏の事歴調査に就ては、頗る困難を感じたのである。先づ第一に縣立圖書館調査室に陳列されて居る凡ゆる郷土誌、傳記等を開覽し、猶柴田文城、黒岩萬次郎、廣瀬宇之助、永島芳郎諸氏の指導を受け或は文書を以て中村龜藏、岡茂政、内野喜代治等諸氏の示教を辱うしたのであるが、終に笠間廣敦、入江淡雨氏の被表彰年月を明にすることは出来なかつた。又別に白坂會長の私信を以て、大日本教育會の後身たる帝國教育會内某氏に對し調査を依頼して頂いたが、これも要領を得なかつたので、疑を存したまゝ終に之を打切ることにした。余はこゝに始めて歴史家の苦心を想察することを得たのである。

一、本書は史實を卒直に記述するを本體としたので、徒らに美辭麗句を並べることと避け、専ら平明達意を主とした。然し余の不文なる素志の十が一をも達する能はず、終に無味澁滞讀むに堪へざるものとなり了つたのは、洵に慚愧の至である。

一、本書の性質上事實の羅列に偏して單調に流るゝを慮り、之に肉を附け、興を添へるの意に於て、先輩諸氏の回想談を挿入して讀者の倦厭を少くしたいとの希望より、會長の決裁を経て二十數氏に執筆を請うたところ、過半数の諸氏が快く承諾して、頗る多趣有益なる金玉の文章を寄せて、本書の編纂に多大の援助を與へられたのは感謝措く能はざる所である。然るに文體の統一、記述の繁簡等編纂上の必要より、妄りに原文に修正を加へた點も少くない、其の非禮の罪は宥恕を請ふのである。

一、余が本書編纂の委嘱を受けたのは昨昭和十二年四月であつた。爾來始んど毎日資料の蒐集調査、記録の謄寫、材料の整理等に忙殺され、一二ヶ月後に至つて始めて内容の組織等編纂綱領を定めることを得たので記事の執筆にかゝり、一時代づつ經めて行くことになつたが、元來淺學短才の上に、何分一人で凡てを處理して行くこととて、所期の半をも達することが出来ないので、杜撰拙劣なものになつたのは實に申譯ない次第である。他府縣では大抵二三人乃至多きは十人も委員が協力して、完全に編纂されて居るのに比すれば、非常に見劣りするのはいむを得ないのである。實は今少し推蔽したいと思ふ點があつてもそんな餘裕がなく、精細な年表、一覽表などを作りたと思つても力が及ばないなど、自分自身不満足を感じながら、公表するやうになつたのである。その上、本年一月より判妻が突然重病に罹つたので、四五ヶ月間はその爲め全然執筆を中止することとなつた。記念式の間には合はないことは、最初より

り教育會當局の諒解を得て居たが、本年二三月頃までには脱稿の豫定であつたのを、今日まで延引したのは深く陳謝せなければならぬ。妻の病狀は幸に少康を得たので、看護の傍再び編纂に従事するやうになつたものゝ、精神の統一は十分ならず、工程は急がねばならず、一層粗雑なものになつたのはかへすくも遺憾の極みである。

一、本書編纂に際し、畏友黒岩萬次郎氏が全編各章に亘り字句文章について懇切細密なる校閲の勞を執られ、教育會主事小據熊次郎氏が全部通讀の上、記載事實について檢閲を施され、書記三津井巖氏が二千餘頁に上る原稿淨寫の任に當られたのは、何れも余の最も感銘する所であつて、兎にも角にも本書の編纂を終ることを得たのは、一に前記諸氏援助の賜と云はなければならぬ。今筆を擱くに臨み、編纂の經過と、苦心の實情を述べて關係各位に感謝の誠意を表し、併せて讀者諸君の諒恕を仰ぐ次第である。

昭和十三年七月

本書の編纂を終つて之を印刷に附せんとする時、恰も支那事變に際し物資統制の影響を受けて、豫算の範圍内に於て之を出版するには紙質、及び活字の大き、裝釘等すべて緊縮節約するの止むを得ざるものがあつたので、成本の體裁大に豫想に反する結果となり、誠に遺憾の至である。又印刷職工不足の爲め工程非常に遅々たるものがあり、焦慮督責の甲斐もなく甚しく發行の期日を後らしたのは、會員諸君に對して特に諒解を請はねばならぬのである。

昭和十四年二月校了の際附記す。

## 跋

昭和十二年は、福岡縣教育會創立五十年に相當するの故を以て、同十一月、盛大なる記念式が舉行せられたのである。尙記念事業の一として本會五十年史を編纂中であつたが、此程愈々之が完成を見たのは洵に歡喜の至りである。

惟ふに本會は創立以來、當事者に人を得、經營時宜に適し、會員諸氏亦協同一致の美風、眞摯なる教育研鑽の態度を持續し、自治的活動の特質を形成して以て克く今日の隆昌を效してゐる。本書は即ち過去半世紀間に於ける本會先輩諸氏彫琢鏤刻の結晶を編纂刊行したものである。

茲に本書を上梓するに當り、吾人は深く本會の光輝ある歴史を顧みて其特質を究め、遠く先進の惠澤を探ねて其功績を偲び、益々本縣教育の傳統的精神を砥礪し、以て 聖旨に副ひ奉り、併せて東亞新秩序建設の多艱なる世局に適應すべき教育策を確立し、大に國運の進展に貢獻せねばならぬ。敢て一言を述べて跋とする。

昭和十四年二月

福岡縣教育會長 添 田 雷 四 郎

2551  
158

昭和十四年三月二十五日印刷  
昭和十四年三月三十一日發行

編輯兼發行人

小

鹽

熊

次

郎

福岡市藥院堀端七番地  
福岡縣教育會內

印刷者

赤

松

顯

三

福岡市下名島町五〇

印刷所

三

光

社

印刷所

福岡市下名島町五〇

福

岡

縣

教

育

會

福岡市藥院堀端七番地  
電話福岡西②一三八一番  
振替福岡一〇七三三番

255.  
158

終